

第8回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日時：令和2年6月18日（木）

13時00分～時分

場所：全員協議会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串崎委員、芦谷委員
道下委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長、石本教育長、坂田総務部長（行財政改革推進課長）、岡田地域政策部長、猪木迫健康福祉部長、斗光市民生活部長、湯淺産業経済部長、鎌田都市建設部長、河上教育部長、琴野消防長、宇津上下水道部長、河上地域政策部参事（浜田地区広域行政組合事務局長）、篠原金城支所長、佐々尾旭支所長、外浦弥栄支所長、田城三隅支所長、邊地域政策部副部長（まちづくり推進課長）、西川市長公室長、佐々木総務課長、河内財政課長、山根人事課長、大屋政策企画課長、村木生涯学習課長、本常行革推進係長、道山企画係長、上野地域づくり推進係長、古城生涯学習係長

【事務局】中谷書記

議 題

- 1 行財政改革実施計画令和元年度実績及び令和2年度計画（案）について
- 2 （仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例（案）について
- 3 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分

令和 2 年 6 月 1 8 日
浜田市議会自治区制度等
行財政改革推進特別委員会資料
総務部行財政改革推進課

浜田市行財政改革実施計画（案）

〔令和元年度実績・令和 2 年度計画〕

【暫定版】

※決算後、確定版を作成

令和 2 年 6 月 1 8 日

浜 田 市

目 次

I	令和元年度実績の概要	P1～P3
1	進捗状況	P1
2	令和元年度評価の状況	P1
3	総評	P2～P3
II	浜田市行財政改革計画の取組項目一覧	P4～P6
III	個別票	P7～P93
1	将来を見据えた行政サービスの構築	P8～P53
(1)	スリムな行政の構築	P8～P34
(2)	市民との協働によるまちづくり	P35～P53
2	持続可能な財務体質への転換	P54～P93
(1)	公共施設マネジメント	P54～P76
(2)	財政健全化の推進と自主財源の確保	P77～P93

I 令和元年度実績の概要

計画期間4年目となる令和元年度は、「地方公社等に関する指針」の改訂や「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」の策定などを行いました。また、ふるさと寄附業務、婚活関連事業の外部委託を行い、業務削減に努めました。

令和元年度から新規4項目を含む全87項目について進捗管理を行い、計画全体では概ね順調に進んでいます

1 進捗状況 [全87項目のうち60項目（進捗率を表せる項目）]

進捗率100%以上は40項目（前年度比7項目増）、進捗率0%は7項目（前年度比±0）となりました。

■表1 計画の進捗状況

[単位:項目、下段()書きは前年度報告値]

区 分	全体 項目数	進捗率（進捗状況）					決算後確定
		項目数	100%以上	51%~99%	1%~50%	0%	
1-(1) スリムな行政の構築	38 (37)	29 (28)	19 (18)	4 (4)	2 (3)	3 (3)	1 (0)
1-(2) 市民との協働によるまちづくり	15 (12)	8 (4)	4 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (0)	0 (0)
2-(1) 公共施設マネジメント	20 (20)	13 (15)	10 (8)	1 (1)	0 (3)	1 (3)	1 (0)
2-(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保	14 (14)	10 (10)	7 (5)	2 (3)	0 (1)	1 (1)	0 (0)
合 計	87 (83)	60 (57)	40 (33)	7 (8)	4 (9)	7 (7)	2 (0)
	構成比(%)	100.0 (100.0)	66.7 (57.9)	11.7 (14.0)	6.7 (15.8)	11.7 (12.3)	3.3 (0.0)

2 令和元年度評価の状況 [全87項目]

令和元年度には、新たに3項目が計画終了となり、全87項目のうち32項目（約37%）が計画終了となりました。

■表2 令和元年度評価

[単位:項目、下段()書きは前年度報告値]

区 分	全体 項目数	評価状況						
		A	内既終了		B	C	決算後 確定	
			内R元	内R元				
1-(1) スリムな行政の構築	38 (37)	33 (34)	16 (13)	17 (21)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	
1-(2) 市民との協働によるまちづくり	15 (12)	9 (6)	2 (2)	7 (4)	6 (5)	0 (1)	0 (0)	
2-(1) 公共施設マネジメント	20 (20)	12 (13)	7 (5)	5 (8)	7 (7)	0 (0)	1 (0)	
2-(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保	14 (14)	10 (9)	4 (4)	6 (5)	2 (5)	0 (0)	2 (0)	
合 計	87 (83)	64 (62)	29 (24)	35 (38)	20 (20)	0 (1)	3 (0)	
	構成比(%)	100.0 (100.0)	73.6 (74.7)	33.3 (28.9)	40.3 (45.8)	23.0 (24.1)	0.0 (1.2)	3.4 (0)

〔凡例〕評価基準

評価区分 評価	〈ア〉 計画策定、各種見直し、外部化など	〈イ〉 毎年成果が求められるもの (財産活用、物件費見直しなど)	〈ウ〉 毎年実施し成果が見えないもの (職員研修、中期財政計画など)
A	進捗あり	計画どおりの成果があった	計画どおり実施した
B	進捗なし	計画に至らないが、成果があった	一部実施した
C	後退	成果がなかった	全く実施できなかった

3 令和元年度実績について

令和元年度において、特に取組が進展した項目や工程を見直した項目は、次のとおりです。

1-1) スリムな行政の構築〔全 38 項目〕

【進展した主な項目】

- ・「7 人事評価制度の導入による人材育成と処遇反映」では、令和元年度下期から人事評価システムを導入するとともに、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする方針を決定した。(年度評価 A)
- ・「9 定員適正化計画の管理・推進」では、新たな定員適正化計画に基づき職員採用を行い、職員数は計画値との比較で 15 名の減となった。(年度評価 A)
- ・「38 事務事業評価結果に基づく予算の削減」では、令和元年度当初予算編成において評価結果を反映した。(年度評価 A)

【工程を見直した主な項目】

- ・「1 宿直・監視員業務の見直し」では、支所への機械警備導入が困難な現状の中、人員体制の見直しによる人件費削減を図る調整を行った。(年度評価 B)
- ・「34 浜田市教育文化振興事業団のあり方見直し」では、令和 2 年度に事業団の経営改善に係る調査研究を行うこととし、抜本策の策定期間を令和 2 年度から 1 年延長した。(年度評価 B)

1-2) 市民との協働によるまちづくり〔全 15 項目〕

【進展した主な項目】

- ・「6 外郭団体及び第三セクターの経営状況等点検」では、現行の「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を改訂し、新指針を策定した。(年度評価 A)
- ・「10 ふるさと寄附業務の外部委託」では、国における制度改正に対応する包括的な業務委託を行い、業務量の削減を図った。(計画終了)
- ・「13 婚活関連事業（男女の出会い創出事業）の外部委託」では、平成 30 年度に

実施した事務事業評価の結果に基づき、セミナー、懇親会等の外部委託を実施した。(計画終了)

2-(1) 公共施設マネジメント〔全 20 項目〕

【進展した主な項目】

- ・「5 指定管理者制度の効率的な運用」では、制度運用に関するガイドラインの策定、モニタリング制度の見直し等に取り組んだ。(年度評価 A)
- ・「17 運動施設のあり方検討」では、令和 2 年 3 月に「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」を策定した。(計画策定済み)

【工程を見直した主な項目】

- ・「7 指定管理者制度導入施設の見直し【あさひやすらぎの家】」では、令和 2 年度から 3 年間、指定管理を延長した。(年度評価 B)
- ・「16 公立幼稚園の統合」では、入園児童数の減少に伴う公立幼稚園のあり方等について検討し、計画を見直した。(年度評価 B)
- ・「18 世界こども美術館、石正美術館及び石中央文化ホールの管理運営費の見直し」では、働き方改革、経年劣化による修繕経費等を反映した運営費とした。(年度評価 B)

2-(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保〔全 14 項目〕

【進展した主な項目】

- ・「2 市有財産の利活用」では、「市有財産売却計画」の進捗管理を行い、旧給食センター跡地等の遊休財産の処分を進めた。(進捗率 70%→106%)
- ・「4 基金の一括運用の実施」では、譲渡性預金の活用等により運用益の増を図った。(年度評価 A)

Ⅱ 浜田市行財政改革実施計画の取組一覧

1 将来を見据えた行政サービスの構築

(1) スリムな行政の構築・・・38項目

※「進捗状況」及び「評価」の下段()書きは前年度報告

No.	項目名	進捗指標	進捗状況	評価区分	評価	備考	担当部署	ページ
1	宿直・監視員業務の見直し	(財政効果額の計上状況) (見直し状況)	0% (0%)	ア	B (B)		総務課	8
2	文書送達(逋送便業務)の見直し	(見直し状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	総務課	
3	タブレット端末の活用	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (A)	H30終了	総務課 他	
4	電話交換業務の見直し	(見直し状況)	0% (0%)	ア	B (B)		総務課	10
5	現業業務の見直し			ア	A (A)		人事課 他	11
6	職員研修の充実			ウ	A (A)		人事課	12
7	人事評価制度の導入による人材育成と処遇反映			ウ	A (A)		人事課	13
8	業務の質・量に応じた適材適所な人員配置			ウ	A (A)		人事課	14
9	定員適正化計画の管理・推進	(職員数の状況)	115% (69%)	イ	A (A)		人事課	15
10	職員給与制度の見直し			ア	A (A)		人事課	17
11	時間外勤務の抑制			イ	A (A)		人事課	18
12	福利厚生事業の見直し			ア	A (A)		人事課	19
13	IT活用による業務改善の推進			ア	A (A)		総務課	21
14	次期基幹系システムの導入に向けた検討(自治体クラウド等検討)	(実施状況)	50% (25%)	ア	A (A)		総務課	22
15	組織機構の見直し			ア	B (A)		行財政改革推進課 他	23
16	高速道路利用料金の削減	(財政効果額の計上状況)	384% (284%)	イ	A (A)		行財政改革推進課	24
17	物件費の削減	(財政効果額の計上状況)	70% (46%)	イ	A (A)		行財政改革推進課	25
18	投票所開設時間の繰り上げ	(繰上げ状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	選挙管理委員会事務局	
19	投票所の見直し	(統廃合状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	選挙管理委員会事務局	
20	浜田きらめき債発行手数料の削減	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	財政課	
21	eLTAX ASPサービス使用料に係る契約見直し	(財政効果額の計上状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	税務課	
22	固定資産標準宅地数の見直し	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	資産税課	
23	健康ポイント特典サービス事業の廃止	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	健康医療対策課	
24	浜田市若者健康診査の廃止	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	健康医療対策課	
25	(国保)ジェネリック医薬品の普及	(財政効果額の計上状況)	63% (52%)	イ	B (B)		保険年金課	26
26	生ごみ処理機設置事業補助金の廃止	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	環境課	
27	廃プラスチックの焼却による減容機の廃止	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (A)	H30終了	環境課	
28	補助金の見直しによる縮減及び廃止(産業政策課所管分)	(見直し状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H29終了	商工労働課	
29	浜田市人会事業の統一	(事業費基準の統一状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H29終了	商工労働課	
30	無料職業紹介所の縮減	(財政効果額の計上状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	商工労働課	

No.	項目名	進捗指標	進捗状況	評価区分	評価	備考	担当部署	ページ
31	はまだ産業振興機構運営費の見直し	(財政効果額の計上状況)	205% (205%)	イ	A (A)	R元終了	産業振興課	
32	広島開拓特別プロジェクトチーム運営事業費の見直し	(財政効果額の計上状況)	決算後 (54%)	イ	A (A)		広島事務所	27
33	港湾活用促進事業費の見直し	(財政効果額の計上状況)	142% (111%)	イ	A (A)		産業振興課	28
34	浜田市教育文化振興事業団のあり方見直し	(見直し状況)	60% (60%)	ア	B (A)		文化振興課	30
35	消防車両の更新時期の再検討	(財政効果額の計上状況)	0% (0%)	ア	A (A)		(消防)警防課	31
36	浜田市消防団の再編	(消防団車庫の統合数) (再編状況)	71% (-) (-2%)	ア	A (A)		(消防)警防課	32
37	救急救命士の養成計画の見直し	(見直し状況)	100% (100%)	ア	- (-)	H28終了	(消防)警防課	
38	事務事業評価結果に基づく予算の削減(平成30年度元氣な浜田事業)	(財政効果額の計上状況)	32% (-)	イ	A (-)		行財政改革推進課 他	33

(2) 市民との協働によるまちづくり・・・15項目

※「進捗状況」及び「評価」の下端()書きは前年度報告

No.	項目名	進捗指標	進捗状況	評価区分	評価	備考	担当部署	ページ
1	議会の情報公開の促進			ウ	A (A)		議会事務局	35
2	ひゃこるネットみすみの効率的運営			ア	B (C)		(三隅)防災自治課 他	37
3	庁内システムの管理の外部委託化			ア	A (A)		総務課	39
4	公募委員の推進、審議会等委員体制の見直し			ア	B (B)		行財政改革推進課 他	40
5	行政窓口業務の見直しの検討			ア	B (B)		行財政改革推進課 他	42
6	外郭団体及び第三セクターの経営状況等点検			ア	A (B)		関連施設支援室 他	43
7	投開票事務従事経費の縮減	(財政効果額の計上状況)	32% (12%)	イ	B (B)		選挙管理委員会事務局	46
8	市民、地域との連携強化(地区まちづくり推進委員会の設立推進)	(組織率の状況)	38% (18%)	ウ	B (B)		まちづくり推進課	47
9	協働の推進			ウ	A (A)		まちづくり推進課	48
10	ふるさと寄附業務の外部委託	(実施状況)	100% (-)	ア	A (A)	R元終了	ふるさと寄附推進室	50
11	古着・古布の回収・リサイクルの廃止	(実施状況)	100% (100%)	ア	- (-)	H28終了	環境課	
12	容器包装資源ごみ中間処理業務委託料の適正化	(実施状況)	100% (100%)	ア	- (-)	H28終了	環境課	
13	婚活関連業務(男女の出会い創出事業)の外部委託	(実施状況)	100% (-)	ア	A (-)	R元終了	定住関係人口推進課 政策企画課	51
14	地域包括支援センターの効率的運営	(外部委託数)	0% (-)	ア	B (-)		健康医療対策課	52
15	放課後児童クラブの効率的運営	(外部委託数)	0% (-)	ア	A (-)		子育て支援課	53

2 持続可能な財務体質への転換

(1) 公共施設マネジメント・・・20項目

※「進捗状況」及び「評価」の下端()書きは前年度報告

No.	項目名	進捗指標	進捗状況	評価区分	評価	備考	担当部署	ページ
1	本庁舎包括管理業務委託の導入			ア	B (B)		行財政改革推進課	54
2	庁舎の有効活用			ア	A (A)		行財政改革推進課 他	55
3	市営駐車場の指定管理者制度導入	(財政効果額の計上状況)	100% (100%)	ア	- (-)	H29終了	行財政改革推進課	
4	公共施設のランニングコスト削減	(財政効果額の計上状況)	決算後 (36%)	イ	決算後 (B)		行財政改革推進課 他	56
5	指定管理者制度の効率的な運用			ウ	A (A)		行財政改革推進課	58

No.	項目名	進捗指標	進捗状況	評価区分	評価	備考	担当部署	ページ
6	第1期公共施設再配置実施計画の推進	(財政効果額の計上状況)	103% (78%)	イ	B (B)		行財政改革推進課	60
7	指定管理者制度導入施設の見直し【あさひやすらぎの家】	(実施状況)	0% (0%)	ア	B (B)		(旭)市民福祉課	67
8	指定管理者制度導入施設の見直し【やさかやすらぎの家】	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (A)	H30終了	(弥栄)市民福祉課	
9	指定管理者制度導入施設の見直し【あさひひまわり工房】	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H29終了	(旭)市民福祉課	
10	指定管理者制度導入施設の見直し【みすみ地域活動支援センターきずな】	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	(三隅)市民福祉課	
11	指定管理者制度導入施設の見直し【あさひふれあいプラザ】	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H29終了	(旭)市民福祉課	
12	廃プラスチックの焼却による埋立処分場の延命化	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (A)	H30終了	環境課	
13	災害公営住宅の譲渡			ア	A (A)		建築住宅課	68
14	道路施設の長寿命化計画の策定及び推進	(計画策定状況)	100% (100%)	ア	A (A)		維持管理課	69
15	学校給食施設の統合			ア	B (B)		教育総務課	70
16	公立幼稚園の統合	(統合状況)	0% (0%)	ア	B (B)		教育総務課	71
17	運動施設のあり方検討	(検討状況)	100% (20%)	ア	A (B)	R元終了	生涯学習課	72
18	世界こども美術館、石正美術館及び石中央文化ホールの管理運営費の見直し	(財政効果額の計上状況)	62% (31%)	ア	B (A)		文化振興課	73
19	青少年サポートセンターの管理運営費の見直し	(見直し状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H29終了	学校教育課	
20	(水道)三隅地区終末処理場の統廃合	(財政効果額の計上状況)	0% (0%)	ア	B (A)		(水道)下水道課	76

(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保・・・14項目

※「進捗状況」及び「評価」の下段()書きは前年度報告

No.	項目名	進捗指標	進捗状況	評価区分	評価	備考	担当部署	ページ
1	提案型有料広告事業の実施	(事業実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H29終了	行財政改革推進課 他	77
2	市有財産の利活用	(財政効果額の計上状況)	106% (70%)	イ	B (B)		行財政改革推進課	78
3	使用料及び手数料の見直し(行政評価制度の活用)	(見直し状況)	0% (0%)	ア	B (B)		行財政改革推進課	80
4	基金の一括運用の実施	(財政効果額の計上状況)	166% (98%)	ア	A (A)		会計課	82
5	財務書類の作成、公表	(公表状況)	100% (100%)	ウ	A (B)		契約管理課	83
6	中期財政計画に基づく事業実施			ウ	A (A)		財政課	84
7	自治体健全化法への対応			ウ	A (A)		財政課	85
8	市税等の徴収率向上			イ	決算後 (B)		税務課	87
9	ふるさと寄附の活用	(財政効果額の計上状況)	82% (70%)	イ	A (A)		ふるさと寄附推進室 他	89
10	(国保)人間・脳ドックの自己負担引上げ	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	保険年金課	
11	(後期高齢)脳ドックの自己負担引上げ	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	保険年金課	
12	(有)ゆうひパーク三隅の経営改善			イ	決算後 (B)		(三隅)産業建設課	80
13	市営住宅駐車場使用料の徴収	(実施状況)	100% (100%)	ア	— (—)	H28終了	建築住宅課	92
14	(水道)下水道事業(公共、農集、漁集)の経営健全化	(財政効果額の計上状況)	63% (36%)	イ	A (A)		(水道)下水道課	93

Ⅲ 個別票

※平成 30 年度までに計画終了した取組は除く

1 将来を見据えた行政サービスの構築

(1) スリムな行政の構築

No.	1-(1)-1		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況) (見直し状況)
項目名	宿直・監視員業務の見直し		
担当部署	部	課	0 %
	総務部	総務課	(0%)

現状・課題	目指す将来像
本庁及び全ての支所で、閉庁時(土日祝日及び夜間等)の戸籍事務や埋火葬許可の住民サービスを行っている。	住民サービスを集約し、宿直が不在となる庁舎の監視は機械警備とすることで、行政のスリム化を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
住民サービスの集約化について、各自治区との調整を行う。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	0 (千円) 2,231 26,000

年度	工程	年度計画	評価区分	ア
			実績	
H28	検討	他自治体の取組状況を調査し、住民サービスの集約化について検討を進める。	本庁、支所の業務量・種類の調査を行った。県内他市の状況の把握を行った。	B
H29	↓	昨年度と同内容について、調査、検討をする。機械警備導入の可能性(利点・課題)について、引き続き各支所との協議を行う。	本庁・支所の業務量・種類の調査を行った。本庁支所連絡会議において、現状の把握と機械警備導入の可能性について協議を行ったところ、支所の監視員は窓口受付業務だけでなく、防災行政無線放送業務の対応しており、監視員不在とすることは困難な状況であると確認した。	B
H30	↓	引き続き、本庁・支所の業務量調査を行う。支所の機械警備化は困難な状況であるが、体制の見直し等の協議は、継続する。	本庁・支所の業務量・種類の調査を行った。支所の監視員は窓口受付業務だけでなく、防災行政無線放送業務の対応しており、監視員不在とすることは困難な状況であると確認した。	B
R元	↓	引き続き、本庁・支所の業務量調査を行う。支所の機械警備化は困難な状況であるが、体制の見直し等の協議は、継続する。	支所の監視員は窓口受付業務だけでなく、防災行政無線放送業務の対応しており、監視員不在とすることは困難な状況であると確認した。 令和2年度から三隅支所の日直業務2名体制を1名体制にすることにより、人件費削減を図る調整を行った。	B
R2	準備	引き続き、本庁・支所の業務量調査を行う。支所の機械警備化は困難な状況であるが、体制の見直し等の協議は、継続する。		
R3	実施			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
集約効果額(千円)	計画	単年度		0	0	0	0	1,111 0	1,120 26,000
		累計		0	0	0	0	1,111 0	2,231 26,000
	実績	単年度		0	0	0	0		
		累計		0	0	0	0		

No. 1-(1)-4

項目名	電話交換業務の見直し		全体の進捗状況 (見直し状況)
	部	課	0 %
担当部署	総務部	総務課	(0%)

現状・課題	目指す将来像
代表電話番号(22-2612)にかかってきた電話については、2名の電話交換手を配置し、取り次ぎ業務を行っている。	電話交換業務の効率化を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
直通番号導入以降も代表番号に多数電話がかかっているため、受信件数の削減を図る。電話交換業務の、安価な代替手法を研究する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	0 (千円) 2,121

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
H28	検討	県内等の他自治体の取り組み状況を調査する。	本市の業務量(入電件数)の調査を行った。県内他市の状況の把握を行った。	B
H29	↓	引き続き、業務量(入電件数)の調査を行うとともに、他市の手法について詳細な情報収集を行い、本市に合う手法の比較検討を行う。	本市の業務量(入電件数)の調査を行った。電話交換機の更新にあわせて総務課執務室で代表番号の受電ができるようにして、運用体制の見直し(人員減)が図れるよう検討した。	B
H30	↓	引き続き、業務量(入電件数)の調査を行うとともに、検討している運用体制の参考となる先進地(益田市)の視察を行う。電話交換機更新までの間は、現状の体制を維持する。	本市の業務量(入電件数)の調査を行った。電話交換機の更新にあわせて総務課執務室で代表番号の受電ができるようにして、運用体制の見直し(人員減)が図れるよう検討した。	B
R元	↓	引き続き、業務量(入電件数)の調査を行うとともに、検討している運用体制の参考となる先進地(益田市)の情報収集を行う。	本市の業務量(入電件数)の調査を行った。電話交換機の更新にあわせて総務課執務室で代表番号の受電ができるようにして、運用体制の見直し(人員減)が図れるよう検討した。	B
R2	準備	引き続き、業務量(入電件数)の調査を行うとともに、運用体制の詳細な検討を行う。		
R3	実施			

数字による進捗状況	現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画						
	実績						

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
代替効果額(千円)	計画	単年度	0	0	0	0	0	2,121
		累計	0	0	0	0	0	2,121
	実績	単年度	0	0	0	0		
		累計	0	0	0	0		

No. 1-(1)-5

項目名	現業業務の見直し		全体の進捗状況 (状況)
	担当部署	部 課	%
	総務部	人事課 他	

現状・課題	目指す将来像
<p>技能労務職については、不採用方針に基づき、正規職員による退職者の補充を行っていない。こうした状況に対応するため、業務のあり方を見直し、業務の外部化や嘱託化等を進めている。</p> <p>課題としては外部化によるコスト増や受皿がないこと等が挙げられる。</p>	<p>退職不補充の状況においても、行政サービスの質を低下させないよう、業務の外部化や嘱託化へ円滑に移行する。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
対象の業務(環境・道路パトロール、学校用務、マイクロバスの運行等)運営について見直しを検討し、可能な業務から外部化や嘱託化を進めていく。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	(千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
H28	見直し	退職不採用の方針に対応するため、対象業務の運営について、見直し(外部化、嘱託化)を進めていく。平成28年度定年退職者は4名。	平成28年度退職者5名(定年退職4名、早期退職1名)分について、小中学校の用務員配置の見直しや嘱託化により対応した。	A
H29	↓	平成29年度定年退職者は2名。退職不採用の方針に対応するため、対象業務の運営について、主に嘱託化を中心に見直しを進めていく。外部化については、事務事業量調査の結果等を踏まえ検討する。	平成29年度退職者2名(定年退職2名)分について、再任用職員の活用などで対応した。事務事業量調査の結果を受け、外部化が可能な課の確認を行った。	A
H30	↓	平成30年度定年退職者は0名。退職不採用の方針に変更なく、外部化については事務事業量調査等の結果を受けて、現業業務の整理と職員の再配置を検討していく。	平成30年度退職者1名(早期退職1名)分について、技能労務職員の配置見直しを行い対応した。学校用務の全嘱託化を2か年にわたって行うこととし、支所道路パトロール業務等は配置見直し等で対応した。	A
R元	↓	令和元年度定年退職者は0名。退職不採用の方針に変更なく、外部化を含めた現業業務の整理と職員の再配置の検討を進めていく。	令和元年度退職者5名(早期退職2名)分について、技能労務職員の配置見直しを行い対応した。学校用務の全嘱託化を行い、支所道路パトロール業務、環境パトロール業務の連携体制の整備を行った。	A
R2	↓	令和2年度定年退職者は1名。退職不採用の方針に変更なく、外部化を含めた現業業務の整理と職員の再配置の検討を進めていく。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-6

項目名	職員研修の充実		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	人事課	

現状・課題	目指す将来像
人材育成基本方針に基づき、年度ごとに研修実施計画を策定し、職員研修の充実を図っている。	専門研修を含めた各種研修の受講機会の充実により、職員の資質向上を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講促進、外部団体への研修派遣等を実施する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ウ
			実績	
H28	充実	独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講促進、外部団体への研修派遣等を実施する。	独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講実績は2,223名(平成27年度2,419名)。また、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局や島根県立大学地域連携課等の外部団体へ職員の研修派遣を行った。	A
H29	↓	引き続き、独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講促進、外部団体への研修派遣等を実施する。	独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講実績は1,897名(平成28年度2,223名)。また、引き続き、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局や島根県立大学地域連携課等の外部団体へ職員の研修派遣を行った。	A
H30	↓	引き続き、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講促進、外部団体への研修派遣等を実施する。 また、当市の課題解決を図るための独自研修を開催する。	独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講実績は2,786名(平成29年度1,897名)。また、引き続き、島根県立大学地域連携課等の外部団体へ職員の研修派遣を行った。	A
R元	↓	引き続き、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講促進、外部団体への研修派遣等を実施する。 また、当市の課題解決を図るための独自研修を他課等とも連携して開催する。	独自研修、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講実績は2,442名※暫定値(平成30年度2,786名)。また、引き続き、島根県立大学地域連携課等の外部団体へ職員の研修派遣を行った。	A
R2	↓	引き続き、自治研修所や市町村アカデミー等外部研修への受講促進、外部団体への研修派遣等を実施し、当市の課題解決を図るための独自研修を他課等とも連携して開催する。 また、人事評価制度を活用等し、研修効果の向上を図る取組を検討する。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-7

項目名	人事評価制度の導入による人材育成と処遇反映		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	人事課	

現状・課題	目指す将来像
<p>医師を除く全職員に導入している。管理職には正式に導入し、人事考課の結果を勤労手当に反映させている。係長以下については、現在試行段階として実施中である。平成28年4月には地方公務員法の改正により係長以下も正式に導入する予定としている。</p>	<p>人事評価制度の適切な運用により、効率的な人材育成及び人事管理を図る。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
引き続き、適切な制度運用による人材育成の手法として活用する。また、全職員において、勤労手当等処遇への反映に用いるほか、昇任や昇格の基礎資料とする。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)


年度	工程	年度計画	評価区分	ウ
			実績	
H28	正式導入・処遇反映	人事評価制度と名称を変更し、係長以下においても正式導入とする。係長以下の勤労手当等処遇への反映について、下半期からの実施に向け検討を進める。	平成28年度から係長以下においても正式導入とした。ただし、人事評価結果を用いた係長以下への処遇反映については、職員組合との協議が整わず先送りとした。	B
H29	↓	平成29年度下半期分の評価を、係長以下の処遇反映に用いることについて、引き続き職員組合との協議、検討を進める。	人事評価結果を用いた係長以下への処遇反映について、職員組合との協議を経て、平成30年度上半期の人事評価から処遇反映に用いることを決定した。	A
H30	↓	平成30年度上半期分から評価を用いて処遇反映を行っていく。	平成30年度上半期分の評価を用いて勤労手当の成績率に反映させた。	A
R元	↓	人事管理におけるその他の処遇においても評価結果を用いるよう、引き続き、職員組合との協議、検討を進める。	人事評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料として活用する方針を決定した。	A
R2	↓	昇給を始めとした処遇反映方法等の制度設計を進める。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
		計画						
		実績						

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-8

項目名	業務の質・量に応じた適材適所な人員配置		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	人事課	

<p>現状・課題</p> <p>所属長からのヒアリングによる職場の実態や自己申告書による個人の状況や適性等の把握から、各部署における業務の質や量に応じた人員配置を行っている。</p> <p>課題としては、ここ数年において、新たな行政需要や重点施策推進への対応等に伴い、業務量の大幅な増加が見られた。これへの対応として平成27年度において、従来の定員適正化計画の見直しを行った。</p>		<p>目指す将来像</p> <p>令和3年度までの間、見直した定員適正化計画に基づき、重点施策の推進等に必要な職員数を確保しながら、各部署における業務の質や量に応じた適材適所の人員配置を行っていく。</p>
---	---	--

将来像を実現するための…

<p>取組内容</p> <p>所属長からのヒアリングによる職場の実態や自己申告書による個人の状況や適性等により人員配置を検討する。また、専門性の高い職員を育成するとともに、任期付職員や退職者の再雇用職員といった多様な任用形態の職員を活用し、限られた職員数で複雑多様化、増大する業務に対応できるような人員配置を行う。さらには、臨時職員を含む部内流動等を用いた弾力的な人員配置により、特定部署や個人に業務が集中しないよう配慮する。</p>	<p>取組期間</p> <p>平成28年度から 令和3年度まで</p> <p>財政効果額(累計)</p> <p>(千円)</p>
--	---

年度	工程	年度計画		評価区分		ウ
		年度計画	実績	実績	年度評価	
H28	適切な配置	見直した定員適正化計画により職員採用を行う。退職者の再任用制度の拡充を図る。臨時職員の部内流動について制度を検討する。	所属長からのヒアリング、職員の自己申告等に基づき、平成29年度機構改革に応じた適材適所の人員配置を行った。再任用制度の拡充は、退職者の希望等から実施しなかったが、嘱託職員としての再雇用制度を活用し、欠員職場の補充に充てた。			B
H29	↓	全庁的な事務事業量調査を実施し、その調査結果や所属長からのヒアリング、職員の自己申告等に基づき適材適所の人員配置を行う。あわせて欠員職場解消等への対応のため、退職職員の再任用、再雇用制度の活用を図る。	事務事業量調査が完了し、新たな定員適正化計画策定のための準備を整えた。また、欠員職場の解消等への対応を図るため再任用短時間勤務職員の任用拡大を決定した。			A
H30	↓	平成31年度に予定する機構改革や事務事業量調査を踏まえた新たな定員適正化計画を策定する。 また、欠員職場解消等適正な人員配置への対応のため、再任用制度等の有効活用を図る。	令和10年度までに消防職を除く職員数を463人とする新たな定員適正化計画を策定した。 併せて、大規模な機構改革や事務事業量調査結果を踏まえた人員配置を行った。			A
R元	↓	新たな定員適正化計画の着実な実行を進めていくとともに、引き続き、再任用制度等様々な任用制度を活用した人員配置を進めていく。	新たな定員適正化計画に基づく職員採用を行い、行政需要等を踏まえた機構改革による人員配置を行った。			A
R2	↓	新たな定員適正化計画の着実な実行を進め、引き続き、再任用制度等様々な任用制度を活用した人員配置を進めていくとともに、人事評価を活用した人員配置の制度設計を進めていく。				
R3	↓					

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
		計画						
		実績						

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No.	1-(1)-9		全体の進捗状況 (職員数の状況)
項目名	定員適正化計画の管理・推進		
担当部署	部	課	115 %
	総務部	人事課	(69%)

現状・課題	目指す将来像
定員管理については、平成19年度に策定した定員適正化計画に基づき、主に退職者の3分の1採用の方針により行ってきた。近年、新たな行政需要への対応や重点施策の推進等のため、一時的に計画以上の職員数を必要としたことから、平成27年度において、期間の延長や採用方針を緩やかなものとする計画の見直しを行った。	当市の行政規模に応じた定員の適正化を図るとともに、市民のための質の高い行政サービスの展開や「元氣な浜田づくり」の実現に向けた重点施策の着実な推進を図るため、必要な職員数を確保する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
退職者の5分の4採用(技能労務職の不採用、消防職除く)により、平成33年4月1日の常勤職員数(消防除く)の目標値を539人とする。また、新陳代謝の促進を図るため早期退職勧奨を引き続き実施する。 なお、令和3年度以降の適正な定員数の参考とするため、平成29年度に業務量調査を実施する。 平成30年度に新たな定員適正化計画を策定し、令和10年4月1日の常勤職員数(消防除く)の目標値を463人とする。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	決算後 (千円) 1,139,000

年度	工程	年度計画	評価区分	イ 年度評価
			実績	
H28	管理	見直した定員適正化計画に基づき職員採用を実施する。早期退職勧奨については、回数を1回、時期を年度末のみとして実施する。任期付採用制度の更なる活用を検討する。	見直した定員適正化計画に基づき職員採用を実施した。退職勧奨を行った結果、6名の早期退職者があった。定員適正化計画との乖離(2名)は、職員採用決定後に申し出のあった退職等によるもの。	A
H29	↓	引き続き、見直した定員適正化計画に基づき職員採用を実施する。併せて早期退職勧奨を実施する。任期付職員の活用について、庁内に周知し検討を進めていく。	見直した定員適正化計画に基づき職員採用を実施した。退職勧奨を行った結果、4名の早期退職者があった。定員適正化計画との乖離(4名)は、職員採用決定後に申し出のあった退職等によるもの。	A
H30	↓	平成31年度に予定する機構改革や事務事業量調査を踏まえた新たな定員適正化計画を策定する。	令和10年度までに消防職を除く常勤職員数を463人とする新たな定員適正化計画を策定し、本計画に基づく職員採用を実施した。定員適正化計画との乖離(6名)は、職員採用決定後に申し出のあった退職等によるもの。	A
R元	↓	新たな定員適正化計画の着実な実行を進めていくとともに、引き続き、再任用制度等様々な任用制度を活用した人員配置を進めていく。	新たな定員適正化計画に基づく職員採用を行った。定員適正化計画との乖離(15名)は、職員採用決定後に申し出のあった退職等の累積等によるもの。	A
R2	↓	新たな定員適正化計画の着実な実行を進めていくとともに、引き続き、再任用制度等様々な任用制度を活用した人員配置を進めていく。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
常勤職員数(消防除く)(H30からは新計画) ※任期付含む、再任用除く	当初計画	572	568	560	555	551	543	539
	新計画				551	542	527	520
	実績		567	558	551	536	512	
常勤職員人件費(消防除く)の推移(H30からは新計画) ※任期付含む、再任用除く(単位:千円)	当初計画		4,641,000	4,542,000	4,522,000	4,488,000	4,360,000	4,327,000
	新計画					4,439,000	4,291,000	4,272,000
	実績		4,612,281	4,486,172	4,508,167	決算後		

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
効果額(千円) ※参考額として表示(中財 で見込済)	当初計画	単年度			99,000	119,000	153,000	281,000	314,000	
		累計		0	99,000	218,000	371,000	652,000	966,000	
	新計画	単年度			99,000	119,000	202,000	350,000	369,000	
		累計		0	99,000	218,000	420,000	770,000	1,139,000	
	実績	単年度			28,719	154,828	132,833	決算後		
		累計			0	154,828	287,661			

No. 1-(1)-10

項目名	職員給与制度の見直し		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	人事課	

現状・課題	目指す将来像
国の人事院勧告や県人事委員会勧告の内容に沿い、H18年4月実施の給与制度の抜本改正、H27年4月実施の総合的見直しを実施しており、ラスパイレス指数も国、県を下回っている。	国の人事院勧告、県人事委員会勧告に原則準じた改正を行っていく。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
国人事院勧告及び島根県人事委員会勧告を踏まえ、勧告された内容を検討し、実施する。技能労務職給料表については、行二表への切替を検討し、実施する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ア
			実績	年度評価
H28	実施	勧告時においては内容を把握し、実施に向けた検討を行う。また、技能労務職給料表の切替にかかる具体的な手法等を検討する。	国に準じ、給料、期末勤勉手当及び扶養手当の改定を行った。 新たな技能労務職給料表を導入した。 (平成29年4月1日施行)	A
H29	↓	国人事院勧告及び島根県人事委員会勧告を踏まえ、勧告された内容を検討し、実施する。	国に準じ、給料、期末勤勉手当等の改定を行った。	A
H30	↓	国人事院勧告及び島根県人事委員会勧告を踏まえ、勧告された内容を検討し、実施する。	国に準じ、給料、期末勤勉手当等の改定を行った。	A
R元	↓	国人事院勧告及び島根県人事委員会勧告を踏まえ、勧告された内容を検討し、実施する。	国に準じ、給料、期末勤勉手当等の改定を行った。	A
R2	↓	国人事院勧告及び島根県人事委員会勧告を踏まえ、勧告された内容を検討し、実施する。		
R3	↓			

数字による進捗状況		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
ラスパイレス指数(行政職)	計画	97.3	98以下	98以下	98以下	98以下	98以下	98以下
	実績		97.3	97.4	97.5	97.3		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-11

項目名	時間外勤務の抑制		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	人事課	

現状・課題 健康管理、ワークライフバランスの実現のため毎週水曜日をノー残業デーとして設定し実施しているところであるが、職員の減少、権限移譲、事業の展開等に伴い、慢性的に職員にかかる負荷が増加傾向である。	目指す将来像 管理職の適切な時間外勤務命令、進捗管理により、特定職員に偏らない働きやすい職場環境を実現する。
--	---

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
管理職による通常業務の進捗管理を行うとともに、適切な時間外勤務命令の徹底を行う。また、特定職員に業務が偏らないよう事務分担の適正な配分に努める。業務週報の活用による情報の共有化、業務の簡素化の見直しを再度実施し、マンパワーに見合った業務量にするため、アウトソーシング、業務の廃止、見直し等に取り組む。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		イ
			実績	年度評価	
H28	見直し	県内他市などの取り組み事例を研究する。また、時間外勤務命令について、定例課長会議等の場で、適正な命令を行うよう周知を行う。	課長会議等の機会を通じ、適正な時間外勤務命令を行うよう周知を行った。		A
H29	↓	県内他市などの取り組み事例を研究する。また、時間外勤務命令について、定例課長会議等の場で、適正な命令を行うよう周知を行う。	時間外勤務命令及び振替勤務命令等における留意事項について、各所属長に通知し、周知を図った。		A
H30	↓	引き続き所属長への周知徹底に努めるとともに、業務の見直しやアウトソーシングによる時間外の抑制手法についても検討する。	各所属長に対し、時間外勤務命令等における留意事項について改めて周知するとともに、退庁を促す庁内放送や、1月あたりの時間外勤務が45時間を超える職員とその所属長に対し、通知を行った。		A
R元	↓	働き方改革関連法の成立による時間外勤務の上限規制を受け、実効性を担保するための対策を早急に検討、実施する。	働き方改革関連法及び国家公務員の超過勤務命令の上限規定等を踏まえ、時間外勤務の上限を、原則として月45時間・年360時間と定めた。また、3か月ごとに課単位の時間外勤務及び休暇取得の状況を各所属長に周知した。		A
R2	↓	時間外勤務の上限規制を遵守するため、制度の運用方法等を検討し、実施する。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
年間時間外勤務時間数	計画		57,000	57,000	56,000	56,000	55,000	55,000
	実績		53,633	53,207	51,886	51,839		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
時間外効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-12

項目名	福利厚生事業の見直し		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	人事課	

現状・課題	目指す将来像
職員の福利厚生事業(レクリエーション等)を市職員互助会において実施しており、運営費等に充当するため、職員互助会に対し交付金を交付している。平成27年12月から、事業者は1年に1回のストレスチェックが義務化された。	職員間のコミュニケーションや福利厚生の観点から職員の福利厚生事業(レクリエーション等)については現状を維持する。病気療養職員の復職に向けた事業、メンタルヘルス関係予防事業、健康診断の項目の充実等を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<ul style="list-style-type: none"> ・市互助会に対する交付金について、交付率の変更を検討する。 ・健康診断項目について、交付金率変更時に拡充を検討する。 ・ストレスチェックの義務化について、期限内の実施のため、進捗管理を行うとともに、職員への周知等を図る。 ・メンタルヘルス対策について、予防を充実させるため、クリニックの開催日を拡大する。 	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	4,160 (千円) 6,671

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア 年度評価
H28	見直し	交付金の交付率の検討及び市互助会との調整を行う。また、メンタルヘルス対策について、ストレスチェックの実施を踏まえ、クリニックへのつなげ方を検討する。	平成29年度から市互助会への交付金の交付率を0.05%引き下げ、0.1%とすることを決定した。 ストレスチェックを期限内に実施した。	A
H29	実施	引き続き、交付金の交付率の検討を行う。また、メンタルヘルス対策について、ストレスチェックの実施を踏まえ、クリニックへのつなげ方を検討する。	交付金の交付率を平成29年度は0.1%に引き下げた。 ストレスチェックについては、平成29年度も引き続き実施すると共に、前年度のストレスチェック集団分析結果を各部・支所にフィードバックし、職場ごとの現状や課題の分析及び具体的な取組みにつなげることができた。また、高ストレス者に対し個別面談を勧奨し、希望者に産業医もしくは衛生管理者面談を実施し、職場環境の調整に努めた。	A
H30	↓	引き続き、交付金の交付率の検討を行う。また、メンタルヘルス対策については、ストレスチェックを臨時職員・嘱託職員にもひろげて実施する。	メンタルヘルス対策について、ストレスチェックを臨時職員・嘱託職員にもひろげて実施した。また、前年度のストレスチェック集団分析結果を各部・支所にフィードバックし、職場ごとの現状や課題の分析及び具体的な取組みにつなげることができた。また、高ストレス者に対し個別面談を勧奨し、希望者に産業医もしくは衛生管理者面談を実施し、職場環境の調整に努めた。	A
R元	↓	引き続き、交付金の交付率の検討を行う。また、メンタルヘルス対策については、健康講演会の開催、職員クリニックの更なる充実を図る。	メンタルヘルス対策として、健康医療対策課と共催で「心の健康」に関する講演会を開催した。職員クリニックについては、高ストレス者や時間外勤務の多い職員、健康診断の要フォロー者を対象に、産業医による面談を月に1回実施した。	A
R2	↓	引き続き、交付金の交付率の検討を行う。また、メンタルヘルス対策については、時間外勤務や休暇取得状況等のデータを基に、組織的な対応策を検討するとともに、個別の支援についても充実を図る。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
職員互助会交付金率	計画	0.15%	0.15%	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%
	実績		0.15%	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%	

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
職員互助会交付金効果額 (千円)	計画	単年度		0	1,345	1,346	1,338	1,332	1,310
		累計		0	1,345	2,691	4,029	5,361	6,671
	実績	単年度		0	1,371	1,371	1,418		
		累計		0	1,371	2,742	4,160		

No. 1-(1)-13

項目名	IT活用による業務改善の推進		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	総務課	

現状・課題	目指す将来像
現行のITシステムは不便で使いにくく、技術的に遅れている。	利便性が高く、効率的で安全なITシステムを構築する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
最新のIT技術や運用方法について情報収集を絶えず行い、時代に合ったITシステムの構築に努める。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア 年度評価
H28	推進	グループウェアとメールシステムの統合・アップグレードを行う。モバイル機器を活用した業務の検討を行う。	グループウェアのバージョンアップを行なったことで、多くの面で作業効率の向上を図ることができた。	A
H29	↓	グループウェア・メールの契約切れに伴い新規調達を行う。グループウェアとメールシステムの統合を行うとともに、システムの抜本的な見直しを行う。	グループウェア・メールシステムを統合した。統合することにより、グループウェア・メールの利便性が向上した。また、テレビ会議システムを導入した。	A
H30	↓	平成29年度に導入したテレビ会議システムを庁議、課長会議で活用することから始め、全庁的に利用を増やすことで、会議場所への移動時間・経費の削減を図る。	全庁的に庁議、課長会議、研修でテレビ会議システム活用が増え、本庁支所間での移動時間・経費を削減することができた。	A
R元	↓	様々な状況でICTを活用して効率化が図れるよう環境を改善する。	業務パソコンの更新時にOS、スペック等の均一化を図り、新たなICT機能を導入した際にバージョン違いやスペック差異による不具合を予防した。	A
R2	↓	庁内のいずれの部署、拠点においても新たなICTを活用した機能を使用できる環境の構築に努める。		
R3	↓			

数字による進捗状況			H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-14

項目名	次期基幹系システムの導入に向けた検討(自治体クラウド等検討)		全体の進捗状況 (実施状況)
	部	課	50 % (25%)
担当部署	総務部	総務課	

現状・課題	目指す将来像
自庁内設置型の住民情報システムを使用している。	クラウド(複数市町村共同利用)型の住民情報システムを導入する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
住民情報システムの次期更新(R元年度)にあたって、複数市町村での共同利用を行えるよう検討を進める。(R2年度)にあたって、総務省の推奨するカスタマイズを抑制したクラウド型の導入を行えるよう検討を進める。	平成28年度から 令和2年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ア 年度評価
			実績	
H28	準備	国や他市町村の動向をみながら、県の協力を仰ぎつつ、クラウド化に向けた協議を行う。	クラウドサービスの情報を収集し、本市においての課題について検討を行った。	A
H29	↓	他市町村の状況を調査し、具体的な協議を始める。	4社に対しRFI(情報提供依頼)を実施した。また、提出された内容を確認し今後の進め方について検討を行った。	A
H30	↓	昨年度に実施したRFI(情報提供依頼)の内容を基に、具体的に協議を進める。	他市町村へのシステム視察及びIT推進本部会議の下部専門部会を設置して単独クラウドでの契約方針が決定した。また、現行システムの契約を延長し令和2年度に更新を行う予定となった。	A
R元	↓	次期システムの概略設計及び詳細設計を決定するため、関係各課との協議を進める。	関連各課と協議を進め、次期システムの概略設計及び詳細設計を決定した。また、ワンストップサービスにて活用する窓口申請システムについて、概略設計を決定した。	A
R2	実施	令和3年1月より次期基幹系システム(単独クラウド)を稼働する。 令和3年2月より国民健康保険業務について国保標準システム(自治体クラウド)に移行する。		
R3				

数字による進捗状況		H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画						
	実績						

財政効果額	備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度					
		累計					
	実績	単年度					
		累計					

No. 1-(1)-15

項目名	組織機構の見直し		全体の進捗状況 (状況)
	担当部署	部 課	%
	総務部	行財政改革推進課 他	

現状・課題	目指す将来像
職員数が減っているにもかかわらず、組織数が肥大化したことにより業務は分散、横のつながりを維持することが難しくなっている。また、部署名も複雑化しており、市民に分かりにくい名称が増加している。	組織をスリム化することにより、縦割りの行政を解消し部署を超えた協力体制を確立するとともに、効率的な業務を可能にする。また、市民に対してもわかりやすい組織とすることにより、親しみやすい市役所を目指す。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
毎年、各部の主管課長を部員とした組織機構部会を開催し、各部の状況をきちんと把握した上で、次年度の組織機構の見直しを図る。 また、職員数が減少する中、新たな組織構成の導入を検討していくとともに、経理(入札・契約・支払)事務の全庁一元化により業務の効率化を目指す。 支所体制については、自治区制度の状況に傾注しながら、よりよい組織体制の確立への見直しを検討する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	見直し	組織機構部会において各部要望等を調整し、より効率的な機構の構築を進める。 また、経理事務の全庁一元化について検討チームで検討を進める。	時限的設置を基本とした“内室”の設置を中心とした平成29年度機構改革とした。経理事務の全庁一元化については、検討チームで検討を進めたが、平成29年度に実施予定の事務事業量調査の結果を踏まえ、平成30年4月に部・課・係の大規模な再編を検討していることから、同時期に先送りすることとした。		B
H29	見直し	平成29年度に実施予定の事務事業量調査の結果を踏まえ、平成30年4月に部・課・係の大規模な再編について検討するとともに、経理事務の全庁一元化についても引き続きチームで検討を進める。	事務事業量調査結果を踏まえ、大規模な機構改革は平成31年4月実施することとし、平成30年4月の機構改革は最小限で行った。 ※平成29年8月に災害復興室(1課3係)設置		B
H30	経理一元化	事務事業量調査の結果を踏まえ、平成31年4月に部・課・係の大規模な再編を検討する。 なお、早急に対応すべき組織については、平成30年度中の前倒し実施を含めて検討する。	事務事業量調査結果を踏まえ、平成31年4月に大規模な機構改革を行った。 また、平成30年10月には契約管理課の新設や、12月には消防本部の見直し等を前倒しで実施した。		A
R元	見直し	行政機構部会において各部の要望等を調査し、より効率的な機構の構築を進める。	事務事業量調査結果を踏まえた大規模な機構改革は平成31年4月に実施したところであり、令和2年4月の機構改革は、新たな需要への対応等を最小限で行った。		B
R2	↓	行政機構部会において各部の要望等を調査し、より効率的な機構の構築を進める。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
課数・係数	計画	68・153	削減	→	→	→	→	→
	実績		70・155	71・160	71・158	68・155	69・154	

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-16

項目名	高速道路利用料金の削減		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	384 % (284%)
担当部署	総務部	行財政改革推進課	

現状・課題	目指す将来像
ETCカードの利用が増えているため、高速道路利用料金の支出が増えている。	経費削減による行政コストの軽減を行う。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
ETCカードが使用できる基準を見直し、近距離での利用を制限する。 また、広島方面への利用では、金城スマートICの利用を促進するため、金城スマートICで乗り降りをする。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	4,147 (千円) 1,080

年度	工程	年度計画	評価区分		イ
			実績	年度評価	
H28	利用制限	ETCカードが使用できる基準を早い段階で見直し、職員に周知を図る。広島方面への利用では、金城スマートICの利用を促進するため、金城スマートICで乗り降りをするようあわせて周知を図る。	ETCの使用基準を定め、基準による運用に取り組んだ。 金城スマートICの利用促進については、建設企画課、金城支所産業建設課、行財政改革推進課が連名で職員に周知した。 金城スマートICの利用実績は伸びなかったが、近距離でのETC使用を抑制したことにより、全体的にはETC使用料は削減された。		A
H29	↓	ETCの使用基準について、職員に周知徹底する。 広島方面への利用は、金城スマートICの利用を促進するため、金城スマートICで乗り降りをするよう努める。	職員への周知不足により、金城スマートICの利用実績は昨年度を下回ったが、近距離でのETC使用を抑制したことで、ETC使用料は前年度よりも削減できた。		A
H30	↓	金城スマートICの利用を促進するとともに、更なるETC使用料削減を図るため、職員に周知徹底する。	職員に金城スマートICの利用促進を図るよう周知した結果、公用車の利用は前年度よりも実績が伸びた。 ETC使用料については、前年度より若干増加したが、計画に対しては大幅に削減できた。		A
R元	↓	金城スマートICの利用を促進するとともに、更なるETC使用料削減を図るため、職員に周知徹底する。	職員に金城スマートICの利用促進を図るよう周知したが、公用車の利用は前年度に比べ半減した。 ETC使用料については、前年度より若干減少し、計画に対して大幅に削減できた。		A
R2	↓	金城スマートICの利用を促進するとともに、更なるETC使用料削減を図るため、職員に周知徹底する。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
高速道路利用料金額(千円)	計画	4,000	3,820	3,820	3,820	3,820	3,820	3,820
	実績		3,162	2,729	3,045	2,917		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
高速道路利用料金削減額(千円)	計画	単年度	180	180	180	180	180	180
		累計	180	360	540	720	900	1,080
	実績	単年度	838	1,271	955	1,083		
		累計	838	2,109	3,064	4,147		

No. 1-(1)-17

項目名	物件費の削減		全体の進捗状況
			(財政効果額の計上状況)
担当部署	部	課	70 %
	総務部	行財政改革推進課	(46%)

現状・課題	目指す将来像
福祉施策の自然増に加え、市民ニーズの多様化により、市が実施する事業も増加しているため、全庁的に事務の効率化や事業の見直しが必要となっている。	全庁的な事業の見直しを図ることで、経費の無駄を省き、事務を効率化、身の丈に合ったスリムな財政運営へ転換する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
旅費やコピー代、郵便代といった事務経費である物件費に着目し、平成27年度予算の年2%程度の削減を目標とした効果額を定め、全庁的な事業の見直し、事務の効率化をすすめる。なお、平成29年度は、消費税2%増が予定されており、この財源については現状の予算で賄う必要があり、2%程度の削減と同等の効果が見込まれるため、更なる削減は見送る。手法については、当初予算の裁量経費の各部への予算配当額を算定する際、効果額分を前もって控除することで確実な実施を図る。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	178,622 (千円) 256,867

年度	工程	年度計画	評価区分	イ
			実績	
H28	検討・実施	平成29年度からの消費税増税が延期された場合については、実施時期前倒しを検討する。	平成29年度からの消費税増税が延期されたことから、実施時期を前倒し、平成29年度当初予算編成において物件費2%の削減を行った。	A
H29	実施	平成30年度当初予算編成において引き続き物件費2%の削減を図る。	平成30年度当初予算編成において物件費2%の削減を行った。	A
H30	↓	平成31年度当初予算編成において引き続き物件費2%の削減を図る。	平成31年度当初予算編成において物件費2%の削減を行った。	A
R元	↓	令和2年度当初予算編成においては、令和元年10月の消費税増税の影響を踏まえ、据え置く。	令和2年度当初予算編成においては、物件費2%の削減はせず、据え置いた。	A
R2	R元.10消費税増税により据置	令和3年度当初予算編成において引き続き物件費2%の削減を図る。		
R3	実施			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
物件費充当一般財源決算額(千円) ※一般会計における裁量事業(対象費目限定) ※現状:平成27年9月補正後予算額	H29計画	1,012,753	1,012,753	992,591	972,839	953,480	953,480	934,508
	実績		836,247	865,919	855,741	決算後		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
物件費削減額(千円)	計画	単年度	年2%削減	0	20,162	39,914	59,273	59,273	78,245
		累計		0	20,162	60,076	119,349	178,622	256,867
	実績	単年度		0	20,162	39,914	59,273	59,273	
		累計		0	20,162	60,076	119,349	178,622	

No. 1-(1)-25

項目名	(国民健康保険特別会計)ジェネリック医薬品の普及		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	63 % (52%)
担当部署	市民生活部	保険年金課	

現状・課題	目指す将来像
ジェネリック医薬品の利用は、患者の負担軽減、国保財政の改善に繋がるが、現状、十分に普及しているとはいえない。	ジェネリック医薬品を積極的に利用促進を図ることにより医療費の削減を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
ジェネリック医薬品の利用が見込める被保険者へ利用促進について通知する。(既に取り組んでおり効果が見込まれるため引き続き取り組む。)	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	15,718 (千円) 24,972

年度	工程	年度計画	評価区分	イ 年度評価
			実績	
H28	実施	昨年度と同様、年4回(8月、9月、10月、11月)に対象者へ差額通知を送付し、切替の周知を図る。	年4回(8月、9月、10月、11月)差額通知を送付。 通知件数2,178件、削減効果額計3,874,961円	B
H29	↓	昨年度と同様、年4回(8月、9月、10月、11月)に対象者へ差額通知を送付し、切替の周知を図る。	年4回(8月、9月、10月、11月)差額通知を送付。 通知件数2,252件、削減効果額計5,512,128円	A
H30	↓	昨年度と同様、年4回(8月、9月、10月、11月)に対象者へ差額通知を送付し、切替の周知を図る。	年4回(8月、9月、10月、11月)差額通知を送付。 通知件数1,841件、削減効果額計3,609,072円	B
R元	↓	昨年度と同様、年4回(8月、9月、10月、11月)に対象者へ差額通知を送付し、切替の周知を図る。	年4回(8月、9月、10月、11月)差額通知を送付。 通知件数1,475件、削減効果額計2,721,977円	B
R2	↓	昨年度と同様、年4回(8月、9月、10月、11月)に対象者へ差額通知を送付し、切替の周知を図る。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
通知回数	計画	4	4	4	4	4	4	4
	実績		4	4	4	4		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
利用効果額(千円) ※参考額として表示(別会計)	計画	単年度	4,162	4,162	4,162	4,162	4,162	4,162
		累計	4,162	8,324	12,486	16,648	20,810	24,972
	実績	単年度		3,875	5,512	3,609	2,722	
		累計		3,875	9,387	12,996	15,718	

No. 1-(1)-32

項目名	広島開拓特別プロジェクトチーム運営事業費の見直し		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	決算後 %
担当部署	産業経済部	広島事務所	(54%)

現状・課題	目指す将来像
平成26年度に開設され、販路開拓、企業誘致、ポートセールスを展開している。広島を中心に山陽、四国、九州などエリアが拡大される中で、ターゲットを絞り込みより効果的な活動となる必要がある。	毎年の実績を検証すると共に、活動内容の見直しを図り、より効果的な取り組みを実践する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
アプローチ対象企業を絞り込み、集中した営業活動が展開できるよう、計画に基づいた行動をとる。 浜田市内企業の生産状況等を的確に把握し、効果的なマッチングを行う。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	決算後 (千円) 48,228

年度	工程	年度計画	評価区分		イ
			実績	年度評価	
H28	実施	これまで接触した企業、またアプローチする企業を整理し、効率的な業務遂行を体系化する。 状況整理の内容に基づき、平成29年度以降の活動方法や方針について検討する。	訪問対象をリスト化することで見える化を図り、月ごとに進捗状況をまとめた。結果を元に、活動の方向性を定め、継続的な訪問に努めた。それにより、効率的な業務推進を実行し、経費削減に繋がった。		A
H29	↓	アプローチ対象企業の絞り込みを行い、効果的な活動推進を図る。 10月より事務所を広島PRセンターがある広島商工会議所に移転し、経費削減を図る。	10月より広島PRセンターがある広島商工会議所へ移転し、事務所経費を中心に削減を行った。		A
H30	↓	広島PRセンターと組織統合を行い広島事務所となった。相互で連携し効率的な活動を行う。	広島市場開拓室、広島PRセンター予算の一本化を行った。予算執行について開拓室、PRセンターで都度精査を行い、経費削減に努めた。		A
R元	↓	今までの活動を整理し、ターゲット先を絞り込んだ企業リストを作成し、計画的な活動を進める。 広島事務所長は、産業経済部副部長が兼務とし、部全体の連携を図り、更なる成果につなげていく。	広島の民間企業と連携協定を締結し、広島駅近くに浜田産品を取扱う店舗が開店した。企業誘致では、サテライトオフィスの1件の誘致やポートセールスでは、浜田港新規荷主5件の成果が出るなど、今までの営業活動が実績に結びついている。		A
R2	↓	コロナウイルスの影響で、広島方面では、当面営業活動ができない状況であるが、この状況が終息すれば、企業誘致、浜田港ポートセールスの新規開拓に重点を置いた活動を行う。また、コロナの影響で一番落ち込んでいる観光誘客に関して、広島PRセンターを中心に広島事務所が連携を図り、観光交流課とも協力しながら、誘客活動に取り組む。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
～H29広島開拓特別プロジェクトチーム運営事業費 H30～広島プロジェクト推進事業費 ※旧広島開拓特別プロジェクトチーム分(千円)	計画	19,646	18,201	15,491	8,989	8,989	8,989	8,989
	実績		13,651	12,199	6,868	決算後		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
～H29広島開拓特別プロジェクトチーム運営事業費削減額 H30～広島プロジェクト推進事業費削減額 ※旧広島開拓特別プロジェクトチーム分(千円)	計画	単年度	H27当初予算	1,445	4,155	10,657	10,657	10,657	10,657
		累計	19,646	1,445	5,600	16,257	26,914	37,571	48,228
	実績	単年度		5,995	7,477	12,778	決算後		
		累計		5,995	13,472	26,250			

No. 1-(1)-33

項目名	港湾活用促進事業費の見直し		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	142 % (111%)
担当部署	産業経済部	産業振興課	

現状・課題	目指す将来像
県内唯一の国際貿易港である浜田港は産業振興における重要な地域資源である。現在、港の利用促進に向け、ポートセールスを実施しているが、港湾関係機関との連携した取組みが必要である。	港湾関係機関と連携し、効率的なポートセールスに取り組み、港における取扱貨物量の増加を目指す。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
港湾関係機関・団体と連携し、効率的なポートセールスに取り組む。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	5,649 (千円) 3,991

年度	工程	年度計画	評価区分		イ 年度評価
			実績		
H28	実施	浜田港振興会や広島市場開拓室等の関係機関と連携し情報共有を行い、効率的なポートセールスに取り組む。	広島市場開拓室、浜田港振興会と合同でのポートセールスにより、情報共有を行い、効率的なポートセールスに努めた。		A
H29	検証	①平成28年度に引き続き、関係機関と連携を図り、ポートセールスに取り組む。 ②振興会の組織強化のため、専任事務局長を配置。 ③市の機構改革で、貿易振興係長を振興課長が兼務。	①平成28年度に引き続き、関係機関と連携を図り、ポートセールスに取り組んだ。 ②振興会の組織強化のため、専任事務局長を配置した。専任配置したことにより、組織として運営機能が大幅に高まった。 ③市の機構改革で、貿易振興係長を振興課長が兼務した。		A
H30	↓	①平成29年度に引き続き、関係機関と連携し情報共有を行い、効率的なポートセールスに取り組む。 ②新たな海外販路拡大に向け、市内事業者に対し、セミナーなどを通じて働きかけを行う。 ③浜田港振興会に専任の貿易振興担当を配置し、体制強化を図る。	平成29年度に引き続き、関係機関と連携し情報共有を行い、効率的なポートセールスに取り組んだ。		A
R元	↓	①平成31年1月から国際定期コンテナ船の週2便に伴い、大口貨物の獲得、広島北部方面の貨物獲得に向け、広島事務所、浜田港振興会、港湾関係機関と連携し集荷に取り組む。 ②浜田港ポートセミナーを浜田港振興会を中心に、広島事務所、島根県、港湾関係者と連携し開催し、浜田港の利用促進を図る。	平成31年1月から国際定期コンテナ船が週2便になったことを追い風に、関係機関と連携しポートセールスに取り組んだ。 ①これまで懸案であった「畜産貨物(牧草・稲わら)」、「冷凍魚輸出」の増加に繋がった。 ②7月に広島市で浜田港ポートセミナー開催し、6社の貨物取扱いに繋がった。		A
R2	↓	①浜田港振興会で貨物集荷のインセンティブとして貨物助成制度の拡充を図り、貨物量増加に取り組む。 ②浜田港ポートセミナーを「広島県北部」で開催し、浜田港振興会、広島事務所、港湾関係者と連携し、浜田港の利用促進を図る。			
R3	実施				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
港湾活用促進事業費(千円)	計画	6,160	5,541	5,541	5,541	5,541	5,541	5,264
	実績		5,541	5,039	4,917	4,379	4,656	

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
事業費見直し効果額(千円)	計画	単年度	H27年度当初	619	619	619	619	619	896
		累計	6,160	619	1,238	1,857	2,476	3,095	3,991
	実績	単年度		619	1,121	1,243	1,781	885	
		累計		619	1,740	2,983	4,764	5,649	

No. 1-(1)-34

項目名	浜田市教育文化振興事業団のあり方見直し		全体の進捗状況 (見直し状況)
	部	課	60 % (60%)
担当部署	教育部	文化振興課	

現状・課題	目指す将来像
<p>浜田市教育文化振興事業団については、事業団が管理する施設の全体収支が毎年赤字となっており、基本財産の取り崩しで対応しているが、赤字解消のための抜本的対策はなされていない。 原因の解明及び今後のあり方、方向性も含めて検証する必要がある。</p>	<p>浜田市の教育文化施設を管理する事業団として、適正で効率的な組織に改編する。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
事業団の適正規模(指定管理施設、職員数等)を検討し、事業団組織をゼロベースから構築し直し、抜本策の策定を行う。	平成28年度から 令和3年度まで 令和2年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア 年度評価
H28	検討	<ul style="list-style-type: none"> 事業団の組織(人員、配置、事務局など)について、問題点の洗い出しを行う。 事業団の管理施設について、あり方の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業団、各施設の担当者との意見交換を通して問題点の確認を行った。 指定管理更新にあわせて検討を推進するため、次期指定期間を他の事業団指定管理施設の終期とあわせて令和元年度までとした。 	B
H29	↓	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設再編推進室と連携し、事業団のあり方の問題点洗い出しを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設再編推進室と連携し、事業団実務担当者と共にワーキング会議、先進地視察を実施し、課題の洗い出しを行った。 	A
H30	↓	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織(人員、配置、事務局体制)について具体的検討を進める。 中期経営計画について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織についての協議を事業団と行ったが、人員等に関する問題は解決に時間を要することから、協議を継続して行うこととした。 事業団により中期経営計画が策定された。策定に当たっては、教育施設再編推進室と連携して助言を行った。 	A
R元	準備	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制、施設管理のあり方についての具体的な協議を事業団と行う。 中期経営計画に基づく事業団の運営に関し、助言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業団が人員配置、事務局体制等のあり方の見直しを検討したものの、変更には至らなかった。 中期経営計画の検証を踏まえて、次年度の課題抽出を行い、事業団と共有した。 事業団館長会議等に参加し、事業団の課題等を共有し、解決につながる助言を行った。 働き方改革関連法に係る非正規職員の賃金、就業規則等の改正について助言を行った。 懸案であった情報公開・個人情報保護規程の整備に当たり、助言を行った。 	B
R2	準備 実施	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置、事務局体制等のあり方について、再度精査する。 事業団の経営改善に係る調査研究を関連施設支援室と連携して行う。 		
R3	実施			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(1)-35

項目名	消防車両の更新時期の再検討		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)	
	部	課	0	%
担当部署	消防本部	警防課	(0%)	

現状・課題	目指す将来像
<p>全ての救急車を救急救命士が行う救命処置に対応する高規格救急車とし、年次計画に基づいて更新購入している。</p> <p>救急救命士が行う救急処置の高度化に伴い、救急資機材等の高規格化による価格上昇や導入点数の増加によって救急車の取得価格が高騰している。</p>	<p>車両、資機材の機能や耐久性能が向上している現状に鑑み、車両更新時期(耐用年数)の見直しを行う。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>現行、救急車両は10年を目途に更新を行っているが、可能な限り延長し、12年での更新を計画する。</p>	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	<p>0 (千円) 78,000</p>

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	見直し	車両更新計画を見直し、サマーレビューにおいても変更する。	車両更新計画を見直し、サマーレビューにおいても変更を行った。		A
H29	↓	平成28年度に見直した更新計画に基づいて更新する。 平成29年度は更新予定なし。	平成29年度は更新なし。		A
H30	↓	平成28年度に見直した更新計画に基づいて更新する。 平成30年度も更新予定なし。	平成30年度は更新なし。		A
R元	↓	平成28年度に見直した更新計画に基づいて更新する。 令和元年度も更新予定なし。	令和元年度は更新なし。		A
R2	実施	平成28年度に見直した更新計画に基づいて更新する。 高規格救急車1台を更新する。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
再計画効果額(千円)	計画	単年度	0	0	0	0	78,000	0
		累計	0	0	0	0	78,000	78,000
	実績	単年度	/	/	/	/	/	/
		累計	/	/	/	/	/	/

No. 1-(1)-36

項目名	浜田市消防団の再編		全体の進捗状況 (再編状況)
	部	課	71 % (- %) (2%)
担当部署	消防本部	警防課	

現状・課題 消防団等充実強化法の成立により消防団員数の確保が推進されている中、人口減少等の影響で団員数の減少傾向が続いている。	目指す将来像 団員確保対策は国の政策意図を踏まえつつ、より効率的で無駄のない団運営が可能となるよう、団員数、装備の機動性等を考慮しながら団組織の再編と共に分団車庫の適正配置を行う。
--	---

将来像を実現するための・・・

取組内容 消防団との協議により、再編計画を策定する。再編計画に基づく新たな組織の編成と共に、車庫、車両の配備と団員定数の見直しを図る。	取組期間 平成28年度から令和3年度まで 財政効果額(累計) (千円)
--	--

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	準備	消防団組織の再編を検討する委員会を立ち上げ、各消防隊とポンプ車庫の統合計画等の協議を実施する。	委員会に変わる関係者による検討会を立ち上げ久代2班消防ポンプ車庫の用途廃止及び地元町内会への無償譲渡の調整協議を進めた。		A
H29	↓	久代2班消防ポンプ車庫を地元町内会への無償譲渡を行う。関係者による検討会を立ち上げ、浜田4班消防ポンプ車庫の再配置協議を実施する。浜田市全体の再編計画を策定する。	久代2班消防ポンプ車庫を地元町内会への無償譲渡を行った。検討会の立ち上げに向け、消防団員と協議を行った。浜田4班消防ポンプ車庫の再配置協議を実施した。浜田市全体の再編計画の策定を開始した。		B
H30	実施	検討会を立ち上げる。浜田市全体の再編計画を策定する。	浜田市消防団施設のあり方検討会を立ち上げた。消防団車庫統合方針を定め、消防団車庫、車両の配備計画を策定した。		A
R元	↓	大麻分団1.2班車庫を新築し統合する。長浜2.3班車庫を改修し、1班と統合する。北分庁舎敷地内車庫に浜田1～4班を統合する。	大麻分団1.2班車庫を新築し統合した。長浜2.3班車庫内を改修し、1班と統合した。北分庁舎敷地内車庫内を改修し、1～4班を統合した。(2班車庫は別用途使用) 杵束5班車庫を解体した。		A
R2	↓	都川分団1～3班車庫を新築し統合する。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
消防団車庫の統合数	計画	82				78	76	75
	実績					77		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	計画	単年度						
		累計						

項目名	事務事業評価結果に基づく予算の削減 (平成30年度元気な浜田事業)		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	担当部署	部 課	32 % (- %)
	総務部	行財政改革推進課 他	

現状・課題
第2次浜田市総合振興計画に掲げる将来像を実現するため、様々な事業を実施しているが、更なる行財政改革の推進にあたり、職員数の削減とともに事務事業の見直しが必要となっている。



目指す将来像
「元気な浜田事業」を見直し、職員数及び業務量を削減することにより、身の丈に合ったスリムな財政運営へ転換する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
平成30年度に、「元気な浜田事業」36事業について、事業の妥当性、有効性、効率性を踏まえた今後の方針について、外部評価も含めた事務事業評価を実施した。 評価結果は、A評価(拡充)が1事業、B評価(現状維持)が11事業、D評価(手法見直し)が18事業、E評価(休・廃止)が6事業となった。平成31年度以降の予算編成にあたり、評価結果を各部の施策別予算配当額に反映し、予算を削減する。	令和元年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	0 (千円) 48,231

年度	工程	年度計画	評価区分		イ
			実績	年度評価	
H28					
H29					
H30					
R元	実施	令和元年度当初予算編成において、D評価(手法見直し)及びE評価(休・廃止)の評価結果を各部の施策別予算配当額に反映する。	令和元年度当初予算編成において、評価結果を各部の施策別予算配当額に反映した。		A
R2	↓	令和2年度当初予算編成においても、D評価(手法見直し)及びE評価(休・廃止)の評価結果を各部の施策別予算配当額に反映する。			
R3	↓				

数字による進捗状況	現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画						
	実績						

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
予算編成時の裁量予算削減額(千円)	計画	単年度				6,402	17,939	23,890
		累計				6,402	24,341	48,231
	実績	単年度				15,419		
		累計				15,419		

平成30年度元気な浜田事業(ソフト事業)

評価結果一覧

「総合評価」の評価区分

評価	A	B	C	D	E
内容	拡大	現状維持	縮小	手法見直し	休・廃止

No.	事務事業名	担当部課	総合評価	目標年度
1	地域公共交通再編事業	地域政策部 まちづくり推進課	D	R元
2	はまだ暮らし応援事業	地域政策部 政策企画課	D	R3
3	浜田で学ぶ学生支援事業	地域政策部 まちづくり推進課	D	R元
4	瀬戸ヶ島埋立地活用事業	産業経済部 水産振興課 地域政策部 地域プロジェクト推進室	D	R元
5	はまだ暮らし住まい支援事業	地域政策部 政策企画課 三隅支所 防災自治課	B	—
6	安心お産応援事業(不妊・不育治療助成)	健康福祉部 子育て支援課	B	R3
7	農業振興対策費補助事業(獣肉加工処理支援)	弥栄支所 産業建設課	B	R2
8	「元気な浜田」農産物振興プロジェクト事業	産業経済部 農林振興課	B	R元
9	産直市生産拡大支援事業	産業経済部 農林振興課	E	R3
10	認定農業者等育成支援事業	産業経済部 農林振興課	B	R2
11	新規就農者育成支援事業	産業経済部 農林振興課	B	R2
12	浜田産広葉樹活用推進事業	産業経済部 農林振興課	E	R2
13	「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業	産業経済部 水産振興課	B	—
14	渡船集約支援事業	産業経済部 水産振興課 (漁港活性化室)	E	R元
15	「山陰浜田港」水産物販売促進事業	産業経済部 水産振興課 (漁港活性化室)	D	R元
16	Sea-1グルメフェスティバル開催事業	産業経済部 水産振興課	E	R2
17	活気あふれる浜田漁港創出事業	産業経済部 水産振興課 (漁港活性化室)	D	R元
18	港湾活用促進事業	産業経済部 産業振興課	B	—
19	起業家支援プロジェクト事業	産業経済部 商工労働課 産業政策課	D	R3
20	商品リスト作成事業	産業経済部 産業振興課	D	R元
21	BUY浜田推進事業	産業経済部 商工労働課 産業政策課	D	R4
22	広島プロジェクト推進事業	産業経済部 広島事務所	D	R4
23	萩・石見空港利用促進対策事業	産業経済部 商工労働課 産業政策課	D	R2
24	石見神楽定期公演推進事業	産業経済部 観光交流課	B	—
25	「ようこそ！浜田」事業	産業経済部 観光交流課	D	R元
26	広浜鉄道今福線観光資源活用事業	産業経済部 観光交流課	D	R3
27	ヨシタケコーヒー観光資源活用支援事業	産業経済部 観光交流課	D	R2
28	はまだ農山漁村体験交流推進事業	産業経済部 観光交流課	D	R元
29	コンベンションおもてなし促進事業	産業経済部 観光交流課	E	R元
30	山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン開催支援事業	産業経済部 観光交流課	D	R元
31	浜田開府400年記念イベント事業	産業経済部 観光交流課 (開府400年推進室)	A	R元
32	ユネスコ和紙ブランド推進連携事業	産業経済部 産業振興課	E	R2
33	地域における救急救命体制整備事業	消防本部 警防課	B	—
34	学力向上総合対策事業	教育部 学校教育課 (学力向上推進室)	B	R4
35	土曜学習支援事業	教育部 生涯学習課	D	R元
36	ふるさと郷育推進事業	教育部 生涯学習課 文化振興課	D	R2

(2) 市民との協働によるまちづくり

No.	1-(2)-1		全体の進捗状況 (状況)
項目名	議会の情報公開の促進		
担当部署	部	課	%
	議会事務局		

<p style="text-align: center;">現状・課題</p> <p>市議会では、「開かれた議会 見える議会」を目指して議会基本条例を制定後、議会報告会や地域井戸端会を実施し、できるだけ多くの市民の皆様との交流、意見交換を行っているが、さらなる機能の向上が求められている。</p>		<p style="text-align: center;">目指す将来像</p> <p>公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら議会への市民の積極的な参加を求めるため、議会基本条例の検証や広報広聴の充実を図る。</p>
--	--	--

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
議会運営委員会において議会基本条例に沿った議会改革を引き続き検討し、市民参加を促す開かれた議会を推進する。 また、会議の録画配信を28年度から実施する予定である。 市議会ホームページをさらに充実させ、市民にわかりやすいものに改正していく。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		ウ
			実績	年度評価	
H28	促進	議会運営委員会において議会基本条例に沿った議会改革を引き続き検討し、市民参加を促す開かれた議会を推進する。また、市議会ホームページから会議の録画配信を6月定例会から実施する。	6月定例会から一般質問の録画配信を浜田市議会ホームページで実施し、ケーブルテレビが視聴できなかった市民へ情報提供することができた。		A
H29	↓	石見ケーブルテレビで定例会を放映しているが、視聴しやすい時間帯、曜日などを検討し市議会に対し関心を持ってもらうよう実施する。	石見ケーブルテレビでの放送が午後6時からであったが、午後5時に変更した。また、インターネットの録画配信は一般質問のみであったが、3月定例会より、定例会及び全員協議会室で行う委員会などの録画配信を実施した。		A
H30	↓	議会報告会などを実施してきたが、市民の参加が少なくなってきた状況にあるため、報告会の内容などについて検討を行っていく。	春の議会報告会では1会場当たりの参加者数が平均約17名(平成29年度12名)と増加した。 秋の地域井戸端会は1会場当たり、約12名(平成28年度15名)と減少した。 【参加者人数】 ・議会報告会132人(平成29年度92人) ・地域井戸端会95人(平成28年度119人)		A
R元	↓	議会の広報紙である「はまだ議会だより」の内容充実を図る。個人一般質問以外の活動(視察報告、研修、視察の受入等)についても周知し議会活動の見える化を図る。	レイアウトや掲載内容を工夫している他の自治体や議会広報広聴委員会内での検討により、掲載した。紙面の都合で視察の報告はできたが研修、視察の受入については掲載できなかった。		A
R2	↓	①行政情報番組を活用して議会の活動を周知し、議会の見える化を図る ②市議会ホームページにおいて、事前に会議開催情報(日時・会場・議題)と会議資料を掲載し、会議開催後には、会議録と動画を掲載する等、より迅速に会議の公開を行う。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
議会報告会	計画	2	2	2	2	2	2	2
	実績		2	1	2	2		

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度							
		累計							
	実績	単年度							
		累計							

No.	1-(2)-2		
項目名	ひゃこるネットみすみの効率的運営		全体の進捗状況 (状況)
担当部署	部	課	%
	三隅支所	防災自治課 他	

現状・課題	目指す将来像
市内に民間と公営の2つのケーブルテレビ局があり、それぞれのエリアで独自の番組を放送している現状がある。職員数の減少や、運営費用の増加、今後の設備投資を考慮すると、ひゃこるネットみすみの市直営が困難になることが見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVを行政情報発信の重要なツールとして位置づける。 ・市内2局の設備を有効に利用し、市民が偏りのない同一のサービスを受けられるようにするとともに、巨額の設備投資(更新)費用の削減など、CATV局を効率的に運営する(運営方式は指定管理を想定)。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>①最終的な運営方式を具体的に定め、必要な資料を収集する(必要に応じてアンケートも行う)。</p> <p>②放送の統合そして今後のサービス形態について工程の見直しも含め協議、検討する(放送以外も具体的に)。</p> <p>③掘り起こした課題に対し、課題解決後の姿(目指すべき将来像)(案)を作成する。</p> <p>④必要な措置と経費・期間を積算し、ロードマップを作製する。</p> <p>⑤全体像(放送、ネット、IP電話、管理運営業務の将来像)がある程度固まった段階で、三隅地域協議会と今後の方向性を協議する。</p> <p>⑥住民との意見交換を行う(まちづくり委員会程度の単位を想定)。</p> <p>⑦住民とのやりとりを経て作成した案をもって市議会に方向性を説明し、住民説明会の準備を行う。</p> <p>⑧住民説明会の実施とともに、機器整備等に必要な準備を行なう。</p> <p>⑨料金やサービス内容についての再検討を行い、管理運営体制の移行準備を行う。</p> <p>⑩指定管理の前段階として、石見ケーブルビジョンに業務の引継ぎを兼ねた業務委託を行う。</p> <p>⑪協議が整った段階で指定管理者制度により管理運営を行う。</p> <p>※③④の結果により、⑧～⑪についてのスケジュールは変動する</p>	<p>平成28年度から</p> <p>令和5年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	<p>0 (千円)</p> <p>32,000</p>
[事務事業評価]	
平成30年度に事務事業評価を実施し、令和5年度に手法見直しの評価結果となった。	

			評価区分	ア
年度	工程	年度計画	実績	年度評価
H28	当初①②③	アンケートの実施、三隅の地域協議会へアンケート結果の報告及び方向性協議、市議会へアンケート結果の報告及び方向性説明、統一番組の放送	平成28年4月 アンケート実施 平成28年10月 三隅自治区地域協議会へアンケート結果報告、方向性説明 平成28年10月 市議会へアンケート結果の報告及び方向性説明	C
H29	旧①②③④	番組統合に併せ、通信や窓口、料金などサービス全体について検討する。三隅地域協議会と協議、方向性の了解を得る。番組統合に必要な費用の見積・予算要求を行う。 なお、財政効果額については、今年度中に見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・番組を統合する場合の編成案および必要経費(概算)を石見CATVと担当レベルで協議。 ・財政効果算出のため、指定管理経費等の概算見積りを依頼するも未確定要素が多く、算出できず。 ・地域への説明や財政効果額についての検討は、本庁・支所間の協議不足により未達成。 	C
H30	旧①②③	指定管理を見据えた番組統合に向け、再度石見CATV、本庁と工程の見直しも含め協議、検討する。 三隅地域協議会等と協議、方向性の了解を得る。 番組統合、指定管理の際に必要な経費及び将来の設備投資(機器更新)も含めた見積・予算の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・石見CATV及び本庁情報政策課との協議を行い、これまでの取り組みに関する確認と、見直しを行い、運営方法や人員配置、新しい技術への対応、機器類の整備・更新、互いの施設の共同利用、各種放送についてなど、効率的運営に際し解決すべき課題の掘り起こしを行った。 ・高速化を望む加入者の声があったため、アンケート調査を実施し、⑨の一部に相当するインターネットサービスのメニュー・料金の改定を行った(3月議会にて条例改正。施行はR元.10.1) ・三隅局の放送番組審議会において、両局の制作番組の一部を比較視聴。意見を聴取した。 	C

R元	①③④⑤	平成30年度で掘り起こし再認識した課題に対し、新しい技術・サービスも考慮したうえで、2局に最適な形の「あるべき姿」とそれに向けたロードマップを作成する(各分野に分けての検討が想定される)。必要な資料収集は随時行う。	・ケーブルテレビ在り方検討会議WGを立ち上げ石見CATV及び本庁政策企画課と事務レベルで運営方式等の協議を行った。 ・ケーブルテレビ在り方検討会も再開され、検討した経過について地域協議会に報告した。 ・統合にかかる経費・期間については光化の整備時期により変動するためロードマップについては大まかなものになっている。	B
R2	⑤⑥⑦	光化の動向を踏まえ全体像(放送、ネット、IP電話、管理運營業務の将来像)を検討。全体像がある程度固まった段階で、地域協議会等と今後の方向性を協議する。 また、住民との意見交換、住民説明会の準備を行う。		
R3	⑧⑨			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
予算額(千円)	計画	98,000	98,000	82,000	82,000	98,000	98,000	98,000
	実績		98,226	102,425	104,717	102,734		
財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
番組制作委託効果額(千円)	計画	単年度	0	16,000	16,000	0	0	0
		累計	0	16,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	実績	単年度		0	0	0	0	
		累計		0	0	0	0	

No. 1-(2)-3

項目名	庁内システムの管理の外部委託化		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	総務課	

現状・課題	目指す将来像
必ずしも行政職員が行わなくてよい仕事に忙殺されている	行政職員が政策立案にのみ集中できる環境を実現する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
コールセンター業務、パソコンの設定・設置、配線作業など、行政職員が必ずしも行う必要のない業務に忙殺されており、本来の政策立案ができていない。これらの業務を外注化することで、市民生活に資する政策の立案に集中できる環境を作る。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		ア
			実績	年度評価	
H28	実施・検討	情報系パソコンの設定・設置作業を外部委託する。 新たな外部委託へ向けて検討する。	業務用PCの設定および現地への配布を外部委託した。従来は半年以上かかっていた作業を1ヶ月強で終えることができた。		A
H29	↓	平成28年度はPC本体のみの置き換えを委託したが、今年度はモニター、キーボード、マウス等も含めて置き換え作業を委託する。	PCの設定・置き換え作業のほか、キーボード、マウスの交換作業を委託した。		A
H30	↓	平成30年度に購入するパソコン等の設定・置き換え作業を委託する。	PCの設定・置き換え作業のほか、キーボード、マウスの交換作業を委託した。		A
R元	↓	令和元年度に購入するパソコン等の設定・置き換え作業を委託する。	PCの置き換えのほか、専用Web通話機能を用いた遠隔保守を試験的に実施し、保守の外部委託範囲の拡大検討を進めた。		A
R2	↓	従来の外部委託に加え、庁内設置のサーバ類について、専用回線を用いたりリモート保守など、外部委託の対象拡大を検討する。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
計画								
実績								

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(2)-4

項目名	公募委員の推進、審議会等委員体制の見直し		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	行財政改革推進課 他	

現状・課題	目指す将来像
<p>委員選考の際、公募による選出方法を採用している審議会も限られており、協働のまちづくりに取組んでいこうという姿勢が不足している。</p> <p>また、審議会等への女性参画率も低く、男女平等の視点からの市政運営更に推進していく必要がある。</p>	<p>多くの人に市政へ参画する機会を増やし、市民とともに未来の浜田市を作っていくという意識をもってもらう。</p> <p>また、女性の市政への参画を推進することで、女性の視点に立った意見を反映させる。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>平成25年度に施行した「附属機関等の設置及び構成員の専任等に関する指針」に基づき、審議会委員等の公募を推進するとともに、同指針による多選、重複などの取り決めについて再度周知していく。</p> <p>また、各審議会等委員の女性参画率向上のため、「浜田市男女共同参画推進計画」に基づいた取組みを進める。</p>	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	評価区分		ア 年度評価
		年度計画	実績	
H28	調査・要請	<p>指針について各課へ再周知するとともに、審議会委員等の公募の推進を依頼する。また、委員選定状況について調査を行う。</p> <p>審議会等の女性参画率向上のため、各委員会や担当課へ意識改革の働き掛けを行う。</p>	<p>指針について各課へ再周知するとともに、改選の際の公募導入について検討を依頼した。また、委員選定状況について調査を行った。</p> <p>女性参画率向上については、平成28年4月1日現在における審議会等の女性委員の人数及び比率の調査を行い、委員改選時には女性委員の比率に配慮して決定してもらうよう、各担当課の意識改革に取り組みながら働き掛けを行った。</p>	B
H29	↓	<p>指針について各課へ再周知するとともに、審議会委員等の公募の推進を依頼する。また、委員選定状況について調査を行う。</p> <p>審議会等の女性参画率向上のため、各委員会や担当課へ意識改革の働き掛けを行う。</p>	<p>指針について各課へ再周知するとともに、改選の際の公募導入について検討を依頼した。また、委員選定状況の調査を行った。</p> <p>女性参画率向上については、平成29年4月1日現在における審議会等の女性委員の人数及び比率の調査を行い、委員改選時には女性委員の比率に配慮して決定してもらうよう、各担当課の意識改革に取り組みながら働き掛けを行った。</p>	B
H30	↓	<p>指針について各課へ再周知するとともに、審議会委員等の公募の推進を依頼する。また、委員選定状況の調査を行う。</p> <p>審議会等の女性参画率向上のため、各委員会や担当課へ意識改革の働き掛けを行う。</p>	<p>指針について各課へ再周知するとともに、改選の際の公募導入について検討を依頼した。また、委員選定状況の調査を行った。</p> <p>女性参画率向上については、平成30年4月1日現在における審議会等調査を行い、委員改選時の比率に配慮してもらうよう、各担当課の意識改革の働き掛けを行った。</p>	B
R元	↓	<p>指針について各課へ再周知するとともに、審議会委員等の公募の推進を依頼する。また、委員選定状況の調査を行う。</p> <p>審議会等の女性参画率向上のため、各委員会や担当課へ意識改革の働き掛けを行う。</p>	<p>指針について各課へ再周知するとともに、改選の際の公募導入について検討を依頼した。また、委員選定状況の調査を行った。</p> <p>男女共同参画推進委員会での指摘事項については洗い出しを市、選定条件等の再確認を依頼した。その上でできるだけ女性委員の選出比率と男女共同参画を意識してもらうよう働き掛けを行った。</p>	B
R2	↓	<p>指針について各課へ再周知するとともに、審議会委員等の公募の推進を依頼する。また、委員選定状況の調査を行う。</p> <p>審議会等の女性参画率向上のため、各委員会や担当課へ意識改革の働き掛けを行う。</p>		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
公募委員数(人)	計画	8	拡充	→	→	→	→	→
	実績		8	8	8	8		
財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(2)-5

項目名	行政窓口業務の見直しの検討		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	行財政改革推進課 他	

現状・課題	目指す将来像
職員数が削減する中、業務の外部委託化を進める必要がある。その中で、行政窓口等の定型業務については、国からも積極的な推進を求められている。	窓口業務を外部委託化することにより、職員の他部署への配置を可能とするとともに、専属職員の配置による住民サービスの向上と民間活力の活用を目指す。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
窓口業務関係課による専門部会を設置し、委託可能業務や阻害要因の洗い出し、先進事例などの情報収集等をすすめる。 平成30年度以降、国が作成する標準委託仕様書等が全国展開される予定であるため、それに基づいた委託の可否について検討していく。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分				ア
			実績				
H28	情報収集	国等の動向について情報を収集し、関係部署へ提供する。	国等の動向について総務省HP等を通じて情報収集に努めたが、国が作成する標準委託仕様書等が全国展開される平成30年度までは動向を注視する。				B
H29	↓	国等の動向について引き続き情報収集に努める。	県内市町村の行政サービス改革に関する勉強会などを通じ、先進自治体の情報収集に努めた。				B
H30	検討	国の標準委託仕様書等を受けて検討を進める。	国の標準委託仕様書等を窓口業務関係課で情報共有するとともに、事務事業評価において外部委託等の可能性を検討したが、具体的な見直しに向けた検討までは進展しなかった。				B
R元	↓	窓口業務関係課で県内市町村の行政サービス改革に関する勉強会に参加するなど、庁内で窓口業務の外部委託に関する情報を共有し、検討を進める。	今年度の県内市町村の行政サービス改革に関する勉強会では、行政窓口業務の見直しに関する内容はなかった。国が示す業務別の手順書や参考事例を庁内で情報共有したが、具体的な検討までは至らなかった。				B
R2	↓	庁内で窓口業務の外部委託に関する情報を共有し、検討を進める。					
R3	↓						

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
		計画						
		実績						

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(2)-6

項目名	外郭団体及び第三セクターの経営状況等点検		全体の進捗状況
	部	課	%
担当部署	地域政策部	関連施設支援室 他	

<p>現状・課題</p> <p>第3セクターの経営状況及び役員就任状況については、調査及び情報公開要請に留まっている。一方、市出身役員も多数在籍し、民間活力のさらなる発揮のためには抑制が必要となっている。</p>	<p>目指す将来像</p> <p>市が出資する第三セクターを自立した経営体質へ転換することにより、浜田市の財政運営を持続可能な体質へ転換する。役員には、市出身者以外からの人材登用を増やし、民間活力にさらなる活用に繋げる。</p>
--	--

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
行政改革推進法第57条に基づき、出資比率25%以上の法人に対し、経営状況及び職員給与、役員体制等の情報公開を要請していくとともに、公開された情報の点検手法について検討する。また、第三セクター、外郭団体役員について、市出身者が占める割合を抑制し、さらなる民間活力の活用に努める。なお、他市の状況等を踏まえ、浜田市独自の指針の策定を検討する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	(千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ア
			実績	
H28	調査	出資比率25%以上の法人については、職員給与、役員体制等の情報公開を要請する。 また、対象法人について市出身者の就任状況を調査するとともに、他市の状況について情報収集する。	対象の22法人について、平成27年度市出身者の就任状況等調査結果を行革実施計画とともに報告した。また、平成28年度市出身者の就任状況の調査を実施(結果は別紙のとおり)するとともに、出資比率25%以上の法人に対して職員給与、役員体制等の情報公開を要請、あわせて情報公開状況を調査した。 また、指針策定に向け、県内他市の役員就任状況等について情報収集した。	A
H29	検討	出資比率25%以上の法人については、職員給与、役員体制等の情報公開を要請する。 また、第三セクターに関する指針策定に向けて準備を進める。	平成29年度市出身者の就任状況調査を実施(別紙のとおり)するとともに、出資比率25%以上の法人に職員給与、役員体制等の情報公開を要請し、あわせて情報公開状況を調査した。 また、指針策定に向け、県内他市の役員就任状況等について情報収集した。	B
H30	↓	出資比率25%以上の法人は、職員給与、役員体制等の情報公開を要請する。 また、第三セクターに関する指針については、新たな指針策定にこだわらず、現指針の見直しや、第三セクターへの市の関わり方を検討する。	平成30年度市出身者の就任状況調査を実施(別紙のとおり)するとともに、出資比率25%以上の法人に職員給与、役員体制等の情報公開を要請し、あわせて情報公開状況を調査した。 また、現指針の見直しや、第三セクター等の施設の経営改善に向けた支援を行うため、令和元年度から関連施設支援室を設置することとした。	B
R元	↓	出資比率25%以上の法人は、職員給与、役員体制等の情報公開を要請する。 また、現行の「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を改定する。 また、改定した指針に基づく個別施設の経営改善支援策を検討する。	令和元年度市出身者の就任状況調査を実施(別紙のとおり)するとともに、出資比率25%以上の法人に職員給与、役員体制等の情報公開を要請し、あわせて情報公開状況を調査した。 また、令和元年度に設置された関連施設支援室において、現行の「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を改定し、新指針を策定した。 あわせて、改定した指針に基づき個別施設の経営改善に向けた支援を実施した。	A
R2	↓	出資比率25%以上の法人は、職員給与、役員体制等の情報公開を要請する。 また、策定した新たな指針に基づき、個別施設の経営改善に向けた支援を実施する。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
市出身役員数(対象22法人 現職含む)	計画	59	抑制	→	→	→	→	→
	実績		58	58	60	56		
財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
財政効果額	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

外郭団体及び第三セクターの市出身役員就任状況対象団体一覧（令和元年度調査）

No	団体名	役員 総数	うち市現職(あて職)		うち市出身者(OB)			*事務局(市出身)	
			役職	常勤	非常勤	退職時の役職	退職時の役職		
1	(株)はまだ特産品センター 【法人解散により対象外】	(▲9)	(▲2)		(▲1)	(▲1)			
2	ゆうひパーク浜田(株)	9	1	副市長	0	0	0		0
3	石央マリン開発(株) 【法人解散により対象外】								
4	石見ケーブルビジョン(株)	12	0		0	0	0		0
5	金城開発(株)	10	0		2	0	2	金城自治区長、金城町総務課長	0
6	(株)かくれの里ゆかり	7 (▲1)	0		0	0	0		0
7	島根物産商事(株)	10	0		1	0	1	総務部長	0
8	(公財)島根県西部山村振興財団	15	1	市長	0	0	0		0
9	浜田市土地開発公社	12	5	副市長、総務部長、地域政策部長、財務部長、都市建設部長	1	0	1	会計管理者	0
10	(公財)浜田市教育文化振興事業団	16	4	市長、三隅自治区長、教育長、会計管理者	4	1	3	三隅自治区長、教育長、教育部長、三隅支所市民福祉課長	0
11	(公財)ふるさと弥栄振興公社 【法人解散により対象外】								
12	(有)ゆうひパーク三隅	8	1	三隅自治区長	0	0	0		0
13	(有)三隅町農業支援センター みらい	8	1	三隅自治区長	1	0	1	三隅自治区長	0
14	浜田市防犯協会	17	9	市長、副市長、各自治区長、教育長、総務部長、地域政策部長	0 (▲1)	0	0 (▲1)		0
15	(福)浜田市社会福祉協議会	16	1	健康福祉部長	7	1	6	副市長、金城町教育課長、旭町議会事務局長、市民福祉部長、地域政策部参事、健康福祉部長、弥栄自治区長	(1) 地域政策部参事(役員兼職)
16	(公社)浜田市シルバー人材センター	13	2	健康福祉部長、会計管理者	4	0	4	副市長、収入役、水道部長、健康福祉部長	1 教育部長
17	浜田港振興会	16	2	市長、会計管理者	0	0	0		0
18	(一社)浜田市観光協会	17	1	産業経済部長	2	0	2	金城自治区長・観光交流課長	0
19	浜田商工会議所	34	0		1	1	0	総務部長	0
20	石央商工会	29	0		0	0	0		0
21	(公財)浜田市学校給食会	9	0		1	1	0	議会事務局長	0
22	(公社)浜田漁港排水浄化管理センター	11	3	副市長、産業経済部長、漁港活性化室長	1	0	1	水道部管理課長	1 消防長
合 計 (19団体)		269 (▲10)	31 (▲2)		25 (▲2)	4	21 (▲2)		2

※ 対象:平成22年度時点で、市の関与の高い出資法人及び5,000千円/年以上の市支出があった27団体
(※法人解散により、平成31年度調査対象は、19団体)

※ 非常勤とは、1月の勤務時間が136時間未満(8時間/日で出勤17日未満)

※ 令和元年度調査時点・・・令和元年10月現在

No. 1-(2)-7

項目名	投開票事務従事経費の縮減		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	32 % (12%)
担当部署	選挙管理委員会事務局		

現状・課題	目指す将来像
選挙執行経費が削減されており、必要経費を捻出するため、人件費削減が課題となっている。	選挙事務従事に大学生等を充てることにより、経費縮減と若者への選挙に関する関心度を高める。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
民間人(大学生等)の積極的活用。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	3,668 (千円) 11,376

年度	工程	年度計画	評価区分		イ
			実績	年度評価	
H28	実施	投開票事務従事者に民間人(大学生等)の登用を行い、経費削減と啓発を行う。	平成28年度参議院選挙において、大学生等を投票事務及び期日前投票事務に登用した。		B
H29	↓	引き続き大学生などの民間人の登用を推進する。	市長市議選は民間人の起用より財政効果が大きい職員の振替対応を進めた。衆議院議員選挙では、主に投票事務で民間人の起用に取組んだ。		A
H30	↓	衆議院議員選挙がH29年に執行されたため、取組予定なし(H29年度実績に含む)	投票環境改善のため3ヶ所の投票所施設を変更した。また、知事県議選準備にあたり、これまで職員のみで行っていた選挙公報仕分けを作業を、大学生やシルバー人材センターを活用して実施した。		B
R元	↓	投開票事務従事者に民間人(臨時嘱託職員・大学生等)の登用を行い、経費削減と啓発を行う。	知事・県議選挙、参議院選挙とも、事前準備や投票事務に民間人(臨時嘱託職員、大学生、シルバー人材センター等)を積極的に採用した。		B
R2	↓	執行予定の選挙がないため取組予定なし。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
事務従事者数(民間人)	計画		50	100	150	200	0	200
	実績		50	60	26	130		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
民間人従事者効果額(千円)	計画	単年度	1,083	▲ 70	2,936	7,724	0	▲ 297
		累計	1,083	1,013	3,949	11,673	11,673	11,376
	実績	単年度	791	601	248	2,028		
		累計	791	1,392	1,640	3,668		

No. 1-(2)-8

項目名	市民、地域との連携強化(地区まちづくり推進委員会の設立推進)		全体の進捗状況 (組織率の状況)
	部	課	38 % (18%)
担当部署	地域政策部	まちづくり推進課	

現状・課題	目指す将来像
<p>少子高齢化や人口減少が進むことによる自治機能の低下や、住民ニーズの多様化により、これまでの仕組みでは解決できない課題が増えてきている。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会の設立を促進することで、市民、地域と行政との連携を深め、市民主体のまちづくりを進める。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱を見直す。 ・浜田市まちづくり総合交付金制度を活用し、地区まちづくり推進委員会の設立を促進する。 ・まちづくりフォーラムや研修会等を開催し、市民及び職員のまちづくりへの意識の醸成と改革を図る。 	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ウ
			実績	
H28	実施	まちづくりフォーラムの開催や研修会により、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図る。また、見直した、認定要綱に基づき、地区まちづくり推進委員会の組織化を促す。	生涯学習課と連携して「人づくり郷づくり交流会」を開催し、まちづくりに対する意識の醸成を図った。また、見直した認定要綱に基づき、浜田自治区において、新たに4つの地区まちづくり推進委員会が設立された。	A
H29	↓	まちづくりフォーラム等の開催により、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図る。また、浜田自治区における地区まちづくり推進委員会の組織化を促す。	生涯学習課と連携して「人づくり郷づくり交流会」を開催し、まちづくりに対する意識の醸成を図った。また、浜田自治区において、新たに1つの地区まちづくり推進委員会が設立された。	B
H30	↓	まちづくりフォーラム等の開催により、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図る。また、浜田自治区における地区まちづくり推進委員会の組織化を促す。	「小さな拠点づくり研修会」や「まちづくりフォーラム」を開催し、まちづくりに対する意識の醸成を図った。また、地区まちづくり推進委員会の設立はなかったが、設立に向けた協議が新たに3地区で始まり、支援に取り組んだ。	B
R元	↓	まちづくりフォーラム等の開催により、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図る。また、地区まちづくり推進委員会の設立協議が進む3地区での設立を支援するとともに、未設立地区での組織化を促す。	「公民館のコミュニティセンター化に係る研修会」や「協働のまちづくりフォーラム」を開催し、まちづくりに対する意識の醸成を図った。また、浜田自治区において新たに3つの地区まちづくり推進委員会が設立された。	B
R2	↓	「協働のまちづくり推進条例」の制定やまちづくりフォーラム等の開催により、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図る。また、浜田自治区における地区まちづくり推進委員会の組織化を促す。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
地区まちづくり推進委員会の組織率	計画	66%	70%	74%	78%	82%	86%	90%
	実績		70%	70.4%	70.4%	75.1%		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 1-(2)-9

項目名	協働の推進		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	地域政策部	まちづくり推進課	

現状・課題	目指す将来像
現在、地域課題が複雑・多様化している。また、少子高齢化、人口減少等により、今後更に財政も厳しくなることや職員も減少する中で地域づくりをより進めるためには、市民と行政が協力して取り組む必要がある。	市民と行政がお互いの役割と責任を理解し、補完し合いながら活動することにより、共通の目的である住みよい地域を目指す。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
・市民との協働が可能な事業を検討し、可能な事業から協働を進める。 ・講演会や研修会等により、市民と職員の協働に対する意識の醸成を図る。 ・先進自治体の取り組み事例の収集と事業化について検討し、可能な事業の取り組みを進める。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ウ
			実績	
H28	検討・実施	協働に関する指針の策定も含め、協働を前提とした事業展開ができるような環境づくりを検討。 協働事例集を作成し、市民に対し情報提供を行う。	協働を前提とした事業展開ができるような環境づくりの一環として、地区まちづくり推進委員会向けの先進事例視察や新規採用職員に対する研修を行い、市民と職員の両面から協働に対する意識の醸成を図った。 また、協働事例集として、地区まちづくり推進委員会による各種事業をとりまとめて市HPへ掲載し、広く市民に紹介した。	A
H29	↓	講演会や研修会等を実施し、市民と職員の協働に対する意識の醸成を図る。	協働を前提とした事業展開ができるような環境づくりの一環として、地区まちづくり推進委員会向けの先進事例視察や新規採用職員に対する研修を行い、市民と職員の両面から協働に対する意識の醸成を図った。 また、地区まちづくり推進委員会の実践活動を紹介する事例集や、市民団体の活動等、各種事業をとりまとめて市HPへ掲載し、広く市民に紹介した。	A
H30	↓	講演会や研修会等を実施し、市民と職員の協働に対する意識の醸成を図る。	地区まちづくり推進委員会向けの先進事例視察や新規採用職員に対する研修を行い、市民と職員の両面から協働に対する意識の醸成を図った。 また、地区まちづくり推進委員会の実践事例集や、市民団体の活動等を市HPへ掲載し、広く市民に紹介した。 公民館のコミュニティセンター化に向けた協議を行い、協働のまちづくりに必要な地域拠点のあり方を検討した。	A
R元	↓	講演会や研修会等を実施し、市民と職員の協働に対する意識の醸成を図る。 公民館のコミュニティセンター化に向けた検討を行う。	「協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会」を立ち上げ、条例制定に向けた検討を行うとともに、「協働のまちづくりフォーラム」を開催し、協働に対する意識の醸成を図った。 また、地区まちづくり推進委員会の実践事例集や、市民団体の活動等を市HPへ掲載し、広く市民に紹介した。 公民館のコミュニティセンター化に向けて、検討部会を立ち上げて具体的な検討を行った。	A
R2	↓	「協働のまちづくり推進条例」を制定するとともに、講演会や研修会等を実施し、市民と職員の協働に対する意識の醸成を図る。 公民館のコミュニティセンター化に向けた検討と移行準備に取り組む。		
R3	↓			

数字による進捗状況			現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
			計画						
			実績						
財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度							
		累 計							
	実績	単年度							
		累 計							

項目名	ふるさと寄附業務の外部委託		全体の進捗状況 (実施状況)
	部	課	100 % (- %)
担当部署	産業経済部	ふるさと寄附推進室	

<p>現状・課題</p> <p>平成27年度から一部の業務を外部委託し、事務処理の円滑化を図っている。浜田市への寄附額は年々増大し、それに伴い事務量が増え、作業も煩雑になっていることから、委託業務項目を増やすことが必要。</p>	➔	<p>目指す将来像</p> <p>ふるさと寄附業務を包括的に外部委託することにより、業務量を削減する。また、民間のノウハウを取り入れる。</p>
---	---	---

将来像を実現するための…

取組内容	取組期間
外部委託の業務実績と経費について分析し、包括的な委託の可能性について検討する。	平成28年度から 令和元年度まで 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	(千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ア
			実績	
H28	一部実施・検討	サイト商品登録や、企業対応の一部を、浜田市ふるさと寄附管理業務として委託するとともに、繁忙期のコールセンター委託についても検討する。	ふるさと納税ポータルサイトへの特産品ページ作成や、特産品の発注業務、事業者支援、イベント企画などを平成29年度から外部委託することとした。	A
H29	↓	外部委託実施。コールセンター委託は、業務量が想定より少ないため実施しない。	ふるさと納税ポータルサイトへの特産品ページ作成や、特産品の発注業務、事業者支援、イベント企画などを外部委託した。	A
H30	↓	今年度は更なる寄附拡大のための情報収集を含めたコンサルタント業務、ポータルサイト改修時の対応、PRイベントの企画や積極的参加等を追加委託し、寄附拡大の取組を強化する。	これまでの業務に加え、更なる寄附拡大のための情報収集を含めたコンサルタント業務、ポータルサイト改修時の対応、PRイベントの企画・参加等を追加委託した。本業務の委託期間は、本年度で終了。	A
R元	↓	平成30年度で委託期間が終了したが、一旦直営とし、国による新たな制度をふまえながら、今後の委託業務を検討する。	6月から国の新制度が始まり、対応を進めた上で業務の委託内容を検討した。それに基づいて事業者を決定し、9月から業務委託を開始。証明書発行や特産品の決定など市が行うべき業務以外は包括的に委託することで業務量を削減した。また、R2年度からの委託についても、内容を整理した上で3年間の委託事業者を決定した。【計画終了】	A
R2	↓			
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
		計画						
		実績						

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

項目名	婚活関連業務(男女の出会い創出事業)の外部委託		全体の進捗状況
			(実施状況)
担当部署	部	課	100 %
	地域政策部	定住関係人口推進課 政策企画課	(- %)

現状・課題	目指す将来像
これまで市は、出会いの場づくりのイベントやスキルアップ研修を行ってきたが、行政が個人のプライバシーに踏み込むことや個別の結婚相談に対応することは難しいなどの課題がある。	民間のノウハウやネットワークを活かした外部委託や結婚支援団体等との連携を深めることにより、結婚支援の充実を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
民間のノウハウを活かせるよう、プロポーズにより結婚支援業務の委託業者を選定、外部委託を行う。	令和元年度から 令和元年度まで
[事務事業評価] 平成30年度に事務事業評価を実施し、令和元年度に手法見直しの評価結果となった。	財政効果額(累計)
	5,386 (千円) 5,388

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28					
H29					
H30					
R元	外部委託	業務委託仕様書を作成し、公募、プロポーズを行い、契約、外部委託を行う。	業務委託仕様書を作成し、公募、プロポーズを経て、外部委託によるセミナー及び懇親会の実施と個別の相談対応を行った。【計画終了】		A
R2					
R3					

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
婚活イベント事業費(千円)	計画	2,682				886	886	886
	実績					886	887	887

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
直営婚活イベント外部委託化効果額(千円)	計画	単年度	H30年度決算			1,796	1,796	1,796
		累計	2,682			1,796	3,592	5,388
	実績	単年度				1796	1795	1795
		累計				1796	3591	5386

No. 1-(2)-14

項目名	地域包括支援センターの効率的運営		全体の進捗状況
			(外部委託数)
担当部署	部	課	0 %
	健康福祉部	健康医療対策課	(- %)

現状・課題	目指す将来像
現在、浜田市地域包括支援センターは、保険者である浜田地区広域行政組合が当市に運営を委託し、サブセンターを含め5か所設置されているが、必須である主任介護支援専門員の確保は、今後さらに困難になる見込みである。	外部委託による24時間の相談・支援体制を構築するとともに、関係機関との連携強化によって、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境の整備を目指す。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
他市の事例を調査するとともに、保険者である浜田地区広域行政組合と地域包括支援センター業務の外部委託について協議を進める。	令和元年度から 令和3年度まで
[事務事業評価] 平成30年度に事務事業評価を実施し、令和3年度に手法見直しの評価結果となった。	財政効果額(累計)
	0 (千円) 111,245

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
H28				
H29				
H30				
R元	協議等	外部委託へ向け、広域行政組合等の関係機関と協議し、方針を決定する。	外部委託の可能性を模索し、相手方との協議を進めたが、結論には至らなかった。	B
R2	委託先の選定	外部委託へ向け、引き続き相手方との協議を進め、効果的かつ安定的な運営確保のための検討を進める。		
R3	外部委託			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
外部委託化した地域包括支援センターの数	計画	0				0	0	5
	実績					0		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
直営事業費削減額(人件費含む)(千円) ※参考額として表示(外部委託等の費用は含まない)	計画	単年度				0	0	111,245
		累計				0	0	111,245
	実績	単年度				0		
		累計				0		

No. 1-(2)-15

項目名	放課後児童クラブの効率的運営		全体の進捗状況
			(外部委託数)
担当部署	部	課	0 %
	健康福祉部	子育て支援課	(- %)

現状・課題	目指す将来像
放課後児童クラブの入会率の上昇により、多くの児童クラブが手狭な状況となっている。また、支援員の確保も難しい状況である。	民間のノウハウを導入することにより、放課後児童クラブが子どもたちのより良い居場所となるように努める。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
他市の事例を調査するとともに、放課後児童クラブの委託化を進める。	令和元年度から 令和3年度まで
[事務事業評価] 平成30年度に事務事業評価を実施し、令和元年度に手法見直しの評価結果となった。令和元年度以降、順次外部委託を進める。	財政効果額(累計)
	0 (千円) 23,044

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28					
H29					
H30					
R元	検討	民間委託を検討する児童クラブの保護者への説明を行うとともに、プロポーザルを実施し、委託業者を決定する。	1つの児童クラブの保護者に対し、外部委託の説明を行うとともに、プロポーザルを実施し、令和2年10月から外部委託を行う事業者を決定した。		A
R2	外部委託・検討	10月から児童クラブ1つの外部委託を開始する。また、他の児童クラブについて外部委託の検討を行う。			
R3	検討				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
直営の放課後児童クラブ数	計画	14				14	13	13
	実績					14		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
直営事業費削減額(人件費含む)(千円) ※参考額として表示(外部委託等の費用は含まない)	計画	単年度				0	11,522	11,522
		累計				0	11,522	23,044
	実績	単年度				0		
		累計				0		

2 持続可能な財務体質への転換

(1) 公共施設マネジメント

No.	2-(1)-1				全体の進捗状況 (状況)				
項目名	本庁舎包括管理業務委託の導入								
担当部署	部		課		%				
	総務部		行財政改革推進課						
現状・課題			目指す将来像						
<p>機構改革に伴う庁舎レイアウト変更といった運用面については直営、エレベーターや電気保安業務等の維持管理面はそれぞれ業者に個別に委託をしている。</p>			<p>庁舎の維持管理費の削減と契約業務に係る事務量の削減を目指す。</p>						
将来像を実現するための…									
取組内容					取組期間				
<p>庁舎の管理は、電気、電話、エレベーター、浄化槽、空調、植栽等多岐にわたるため、一括委託の対象となる業務を精査し、請負可能業者を調査する。</p>					平成28年度から 令和3年度まで				
					財政効果額(累計)				
					(千円)				
					ア				
年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価				
			実績						
H28	調査・研究	他市町の実施状況を調査し、一括委託が可能な施設、業務を洗い出し、費用対効果等を検討する。	年度計画の目標に至らなかったため、引き続き施設、業務の洗い出し、費用対効果等を検討していく。		B				
H29	↓	他市町の実施状況を調査し、一括委託が可能な施設、業務を洗い出し、費用対効果の上がる手法について、情報収集を行う。	年度計画の目標に至らなかったため、引き続き施設、業務の洗い出し、費用対効果等を検討していく。		B				
H30	↓	他市町の実施状況を調査し、情報収集を行う。	県内他市の調査をしたが、実施事例はなく、他県では新庁舎建設に併せ実施しているところが多く見られ、現状での一括委託の実施は難しいことがわかった。		B				
R元	↓	現在委託している庁舎ごとの業務について、契約期間の調整を行い、組み合わせ可能な業務委託から実施できるよう調査、情報収集を行う。	専門分野ごとに会社に分かれていることから、業務の組み合わせは難しいことがわかった。		B				
R2	↓	引き続き、現在委託している庁舎ごとの業務について、業務委託の組み合わせできないか調査、情報収集を行う。							
R3	↓								
数字による進捗状況			現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
			計画						
			実績						
財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
維持管理費削減効果額(千円)	計画	単年度							
		累計							
	実績	単年度							
		累計							

No. 2-(1)-2

項目名	庁舎の有効活用		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	行財政改革推進課 他	

現状・課題	目指す将来像
<p>事務本庁一元化、支所20人体制等の機構改革が進んでいるなかで、本庁舎は手狭になり執務スペース・会議室不足が発生しているが、支所庁舎は市町村合併以降未利用スペースが拡大しているものもある。</p>	<p>事務室の支所移転を進め、未利用部分の有効活用を進める。また、庁舎へのコンビニエンスストア誘致により、施設の有効活用及び市民の利便性向上を図る。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>自治区制度改正等による支所庁舎利用状況の変更、また支所庁舎の耐震診断結果からの耐震工事等の状況を考慮し、移転可能部署を選定していく。コンビニエンスストアの誘致については、特に支所庁舎への誘致については採算性の問題もあるため慎重に行うが、本庁舎への誘致については、支所庁舎への部署移転完了前には誘致検討に取り掛かり、支所庁舎については部署移転後の空きスペースを考慮し、検討していく。</p>	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	1,276 (千円) 2,469

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
H28	調査・研究	各支所庁舎の耐震診断の結果から耐震工事等のスケジュール調整を行い、今後の工程見通しを立てる。	各支所耐震化については、サマーレビューにおいて財政面でのスケジュール調整を行った。 旭支所は現在未利用の庁舎3階を集会室として開放。弥栄支所は庁舎空きスペースを一般社団法人に使用許可し、有効活用を図った。	A
H29	↓	本庁部署の元浜田警察署への一部移転を行う。その後の分庁舎施設等の解体について見通しを立てる。	本庁関係では、元浜田警察署を北分庁舎として整備し、本庁等部署の一部を移転した。それに伴い本庁舎や東・西分庁舎の部署を再配置した。また田町分室の解体を次年度として決定した。 弥栄支所は庁舎空きスペースの使用許可及び有償貸付を継続中。	A
H30	↓	田町分室を解体する。 旭支所庁舎に旭センター内の施設を移転させ、施設の複合化を図るため、設計業務を行う。他の支所についても検討を継続する。	田町分室の解体及び旭支所庁舎複合化に向けた設計業務を実施した。 弥栄支所は庁舎空きスペースの使用許可及び有償貸付を行った。	A
R元	調査・研究、実施	旭支所庁舎は複合化に向け、耐震化工事を行う。 弥栄支所庁舎は引き続き空きスペースの有償貸付を行う。他の支所庁舎についても検討を継続する。	旭支所庁舎耐震改修・複合化工事に着手した。(工期:R1.12.21~R2.10.30) 弥栄支所は庁舎空きスペースの使用許可及び有償貸付を行った。	A
R2	↓	引き続き旭支所庁舎耐震改修・複合化工事を行う。弥栄支所庁舎は引き続き空きスペースの有償貸付を行う。他の支所庁舎についても検討を継続する。		
R3	実施			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
行政財産使用料収入(千円)	計画	単年度	0	0	0	495	495	1,479
		累計	0	0	0	495	990	2,469
	実績	単年度	140	312	425	399		
		累計	140	452	877	1,276		

No.	2-(1)-4		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
項目名	公共施設のランニングコスト削減		決算後 %
担当部署	部	課	(36%)
	総務部	行財政改革推進課 他	

現状・課題	目指す将来像
公共施設の再配置については既に議論が始まっているが、ランニングコストに主眼を置いた議論はこれまでほとんどなされていない。	<p>予防保全型の維持管理及び耐久性向上等の取り組みにより、長寿命化及びライフサイクルコスト(*)の縮減を図る。</p> <p>※ライフサイクルコスト…計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>「光熱水費」と「修繕料等(工事請負費含む)」の2つの歳出科目別に、調査・研究を行う。</p> <p>「光熱水費」については、主要な施設をピックアップし、過去数年間の月別のデータをグラフ化することにより、施設を横並びで比較し、課題等を把握することで、経費削減の手法を検討する。また、平成28年4月からの電力小売全面自由化を踏まえ、入札により公共施設の電力調達を行うことで、電気料金の削減を図る。</p> <p>「修繕料等(工事請負費含む)」については、事後保全型(施設の機能や性能に関する明らかかな不都合が生じてから修繕を行う手法)から予防保全型(損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、性能の保持・回復を図る手法)への転換を図るとともに、施設長寿命化に向けた手法を検討する。</p> <p>上記調査・研究を概ね3年間程度で実施し、特に「光熱水費」については、令和元年度以降削減成果が出せるよう努める。なお、入札による電力調達については平成28年度以降順次実施を検討するが、特に大口の市役所本庁舎・分庁舎・各支所庁舎等については、スケールメリットを考慮して一括入札を検討し、平成28年度中には実施できるよう努める。</p>	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	<p>決算後 (千円)</p> <p>13,000</p>

年度	工程	年度計画	評価区分	イ 年度評価
			実績	
H28	調査・研究	<p>「光熱水費」について、主要な施設をピックアップし、過去数年間の月別のデータをグラフ化することにより、施設を横並びで比較し、課題等を把握する。</p> <p>・市役所本庁舎、分庁舎、各支所庁舎等の電力一括入札については、実施によるコスト面での効果は大であるが、新電力を巡る情勢等、不透明な面があることから、動向を注視した上で可能な限り平成28年度中の実施を目指す。</p>	<p>「光熱水費」について、主要な施設をピックアップし、過去3年間の月別のデータをグラフ化して比較し、課題等を把握するとともに、施設所管課に情報提供した。</p> <p>・市役所本庁舎、分庁舎、各支所庁舎等の電力一括入札については、中国電力(株)三隅発電所に係る働きかけと、その恩恵を受けていることや、新電力を巡る情勢は不安定な状況が続いていることから、実施を見合わせた。</p>	B
H29	調査・研究 実施	<p>・新電力については、将来的な電力入札も視野に入れた上で引き続き動向は注視しつつ、当面3年間は現行契約プランの見直しや長期契約の附帯(3年間)により電気料金削減を図る。</p>	<p>・現行契約プランを見直し、一部を新プランへ切り替えた。また、高圧電力施設に長期契約を附帯し、電気料金削減を図った。</p>	A
H30	↓	<p>・新電力については、引き続き情報収集を行い動向を注視する。</p> <p>・修繕料等(工事請負費含む)については、事後保全型から予防保全型への転換及び施設長寿命化に向けた手法を調査研究する。</p>	<p>・電気料金については、契約プランの切り替えや高圧電力施設に長期契約を附帯したことによる電気料金削減を継続した。</p> <p>・修繕料等(工事請負費含む)については、削減手法の調査研究までは至らなかった。</p>	B
R元	↓	<p>・新電力については、引き続き情報収集を行い動向を注視する。</p> <p>・修繕料等(工事請負費含む)については、事後保全型から予防保全型への転換及び施設長寿命化に向けた手法を調査研究する。</p>	<p>・電気料金については、契約プランの切り替えや高圧電力施設に長期契約を附帯したことによる電気料金削減を継続した。</p> <p>・修繕料等(工事請負費含む)については、削減手法の調査研究までは至らなかった。</p>	決算後
R2	↓	<p>・新電力については、引き続き情報収集を行い動向を注視する。</p> <p>・修繕料等(工事請負費含む)については、事後保全型から予防保全型への転換及び施設長寿命化に向けた手法を調査研究する。</p>		
R3	↓			

数字による進捗状況			現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
光熱水費決算額(千円)※一般会計 ※現状:平成26年度決算額	計画		260,708	削減	→	→	→	→	→
	実績			244,150	263,630	274,373	決算後		
財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
電気料金削減額(千円)	計画	単年度		0	600	3,100	3,100	3,100	3,100
		累計		0	600	3,700	6,800	9,900	13,000
	実績	単年度		0	2,101	2,603	決算後		
		累計		0	2,101	4,704			

No. 2-(1)-5

項目名	指定管理者制度の効率的な運用		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	行財政改革推進課	

現状・課題	目指す将来像
<p>指定管理者制度については、平成16年度以降、順次導入し運用してきた。また、平成22年度からは、モニタリング(*)を開始し、制度の充実を図ってきた。 ※モニタリング…「公の施設」の管理運営や公共サービスの提供について、提出された事業計画や協定書の取り決め事項の履行をチェックし、適切なサービスが提供されているかどうか監視する手段。</p>	<p>指定管理者制度の導入目的である「住民サービスの向上」と「経費の節減」を図るため、新たな手法を取り入れながら、制度のより効率的な運用を目指す。</p>

将来像を実現するための…

取組内容	取組期間
<p>新規及び協定更新施設の指定管理者選定方法は公募方式を原則としており、特に指名で指定管理者を選定している更新施設については、公募に選定方法を変更できないかどうか指定管理者制度推進本部会議の場において引き続き検討すると共に、新たな手法(以下は一部の例)の導入に向けても調査・研究を進める。また、指定管理料についても、指定管理者の決算における収支差額処理に差がでることのないよう、統一的な取扱いを図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サウンディング(指定管理者を公募する前に大まかな管理運営方針、業務範囲、リスク分担等を「実施方針」として公表し、広く意見・提案を求める、いわゆる「市場調査」)の導入 2. 指定管理者再指定制度(利用者や住民などからの評価等を踏まえ、同一事業者を再び指定する制度)の導入 3. 外部モニタリング(第三者評価)の実施 	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ウ 年度評価
			実績	
H28	調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度ガイドラインを策定し、職員等に周知を図る。 ・指定管理者の募集について、広報はまだ、市ホームページにより早期周知を図る。 ・平成30年度更新施設について、指名から公募に変更できないかどうか検討し、公募施設数の増を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度運用の手引きを策定し、職員研修会にて職員に周知を図った。 ・指定管理者の募集について、これまでの市ホームページに加えて広報はまだにより早期周知を図った。 ・平成30年度更新施設について、指名から公募に変更できないかどうか検討し、公募施設数の増を目指した。なお、平成29年度更新等施設については、新たに指定管理者制度を導入する3つの有料駐車場及び指名から公募に切り替えたサン・ビレッジ浜田の計4施設について、公募数が増となった。 ・職員向けに「運用の手引き」を作成するとともに、募集要項等様式の統一化を図った。 	A
H29	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集について、広報はまだ、市ホームページにより早期周知を図る。 ・平成31年度更新施設について、指名から公募に変更できないかどうか検討し、公募施設数の増を目指す。 ・指定管理料の積算基準の統一及び評価制度の見直し等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集について昨年度と同様に市ホームページ、広報はまだにより早期周知を図った。 ・平成31年度更新施設について、指名から公募に変更できないかどうか検討した。なお、平成30年度更新施設については、浜田市室内プールを指名から公募に切り替えたが、駅前駐車場の廃止により公募施設数の増減はなかった。 ・指定管理者のモニタリングにあたり、一部の施設において基礎的な労働条件審査を新たに実施するとともに、指定管理者に労働基準関係法の遵守について通知し、改めて徹底を図った。 	A
H30	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集について、市ホームページ、広報はまだにより周知を図る。 ・平成32年度更新施設について、指名から公募に変更できないかどうか検討し、公募施設の増を目指す。 ・評価制度の見直し(外部モニタリング(第三者評価)の実施)について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集について市ホームページ、広報はまだにより周知を図った。 ・令和2年度更新施設は、指名から公募への変更を検討した。令和元年度更新施設は、1施設を指名から公募に替えた。 ・評価制度については、令和2年度からの導入に向けて検討を行った。 	A

R元	↓	・令和3年度更新施設において、指名から公募への変更を検討する。 制度ガイドラインの策定及び令和2年度からの評価制度導入を検討する。	・指定管理者の募集について市ホームページ、広報はまだにより周知を図った。また、ふるさと体験村施設について、公募前のサウンディング(市場調査)を行った。 ・令和3年度更新施設について、指名から公募への変更を検討した。令和2年度更新施設は、1施設を指名から公募に替えた。 ・制度ガイドラインを策定した。また、評価制度導入について検討し、令和元年度はモニタリング制度の見直しを行った。	A
R2	↓	・令和4年度更新施設において、指名から公募への変更を検討する。 ・令和3年度からの評価制度導入を検討する。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
公募施設数(当該年度の4月1日現在)	計画	20	増加	→	→	→	→	→
	実績		20	24	24	27	28	

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(1)-6

項目名	第1期公共施設再配置実施計画の推進		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	103 % (78%)
担当部署	総務部	行財政改革推進課	

現状・課題	目指す将来像
今後40年間(平成28年度から平成67年度まで)を見据えた「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、行財政改革大綱実施期間にあわせて、第1期の公共施設再配置実施計画を平成27年度に策定した。	将来世代への負担のつけ回しをしないよう、適切な公共施設再配置を実現する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
第1期公共施設再配置実施計画の進捗管理を実施することにより、公共施設の適正配置を推進する。 ※第1期実施計画対象施設のうち、施設別方針を達成する目標時期を令和3年度までと掲げた施設のみを対象	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	74,196 (千円) 72,287

年度	工程	年度計画	評価区分	イ 年度評価
			実績	
H28	実施	平成28年度に計画している東都川集会所・西都川集会所について地元譲渡し、久代分団2班消防ポンプ車庫・周布駅舎(駐輪場)・金周布公衆便所・庁舎前公衆便所を予定どおり廃止する。また、農畜産物加工施設(金城)については、今年度中の譲渡を目指す。	平成27年度に譲渡を予定していた農畜産物加工施設(金城)及び下来原林業協業活動センター(金城)については平成28年度中に譲渡を成立させ、庁舎前公衆便所(旭)、久代分団2班消防ポンプ車庫(浜田)の1年先送りを除いては、目標どおり施設別方針を達成することができた。また、みすみ地域活動支援センターきずな(三隅)の民間譲渡など、目標時期を前倒しで達成することができた施設もあった。	A
H29	↓	対象施設について予定どおり施設別方針の達成を目指す。また、1年先送りした庁舎前公衆便所(旭)、久代分団2班消防ポンプ車庫(浜田)についてそれぞれ解体、地元譲渡を目指す。	旭支所庁舎前公衆便所は解体、久代分団2班消防ポンプ車庫は地元譲渡した。 この他、城北住宅2号棟・3号棟(弥栄)など、目標を前倒しで達成できた。 一方、あさひやすらぎの家、三隅デイサービスセンター、八戸川農村公園公衆トイレ(旭)など、譲渡を先延ばして指定管理を継続した施設や、美又温泉国民保養センターや波佐団地公営住宅付属集会所(菅沢会館)など、年度目標を達成できない施設もあった。	B
H30	↓	対象施設について予定どおり施設別方針の達成を目指す。また、1年先送りした波佐団地公営住宅付属集会所(菅沢会館)は、地元譲渡を目指す。	波佐団地公営住宅付属集会所(菅沢会館)は平成31年4月1日付けで地元貸付した。 この他、旭ヶ丘教職員住宅や杉の森練習場など、目標を前倒しで達成できた。 一方、エクス和紙の館(金城)など、譲渡を先延ばして指定管理を継続した施設や、三階山森林総合利用施設など、年度目標を達成できない施設もあった。	B
R元	↓	対象施設について予定どおり施設別方針の達成を目指す。また、1年先送りした三階山森林総合利用施設は、解体を目指す。	老人福祉センター(三隅)、八戸川農村公園及び1年先送りとなっていた三階山森林総合利用施設を令和2年3月31日付けで廃止した。 一方、あさひやすらぎの家など、譲渡を先延ばして指定管理を継続した施設など、年度目標を達成できない施設もあった。	B
R2	↓	対象施設について予定どおり施設別方針の達成を目指す。また、令和2年中の災害特別住宅(後野、河内、宇津井)の譲渡を目指す。		
R3	↓			

数字による進捗状況			現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
			計画						
			実績						
財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
維持管理費の削減額(千円) ※職員人件費・建物損害共済分担金は除く	計画	単年度	—	624	10,550	11,555	12,222	15,172	22,164
		累計	—	624	11,174	22,729	34,951	50,123	72,287
	実績※	単年度	—	1,699	9,886	11,211	11,216	20,092	20,092
		累計	—	1,699	11,585	22,796	34,012	54,104	74,196

※財政効果額には、既の実施した再配置により実績が確定した額のみ計上

項番	施設名	追加終了	方針	行財政改革 実施計画 対象	将来更新投資額削減額(上段:計画値 下段:実績値)							備考	維持管理費(ランニングコスト)削減額											
					H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03		時期未定 (R4以降)	H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)			
001	木田生活改善センター(木田公民館)【旭】		複合化	○							18,136													
002	山ノ内生活改善センター【旭】	R元終了	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	○						31,648		31,648		2年前倒し										
003	和田生活改善センター【旭】	R元終了	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	○						48,200		43,200		2年前倒し										
004	重富生活改善センター【旭】	R元終了	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	○						41,220		41,220		2年前倒し										
005	本郷生活改善センター【旭】	H30終了	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	○				47,699				47,699		3年前倒し										
006	戸川生活改善センター【旭】	R元終了	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	○						19,943		19,943		2年前倒し										
007	東都川集会所【旭】	H28終了	地元譲渡・貸付	○			15,336																	
008	西都川集会所【旭】	H28終了	地元譲渡・貸付	○			18,536																	
009	来尾集会所【旭】	H30終了	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	○				15,048				15,048		3年前倒し										
010	市木生活改善センター(市木公民館)【旭】		複合化	○							18,136													
011	弥栄図書館【図書館—弥栄】		複合化【前倒し】	○					4,656					2年後の複合化								72	72	
012	御便殿【博物館等—浜田】		統廃合→廃止(保存活用終了後)									31,921												不明
013	浜田郷土資料館【博物館等—浜田】		統廃合									40,710												不明
014	金城歴史民俗資料館【博物館等—金城】		統廃合									10,192												不明
015	若生まなびや館【博物館等—金城】		地元譲渡・貸付	○				22,050						3年先送り										
016	弥栄郷土資料展示室【博物館等—弥栄】		統廃合									10,125												不明
017	石見公民館後野分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付 ※屋内体育館のみ単独建替え									131,988												971
018	石見公民館佐野分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付									1,051,268												1,525
019	石見公民館宇津井分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付	○							39,563												650	
020	石見公民館細谷分館【公民館—浜田】	H27終了	単独建替え	○				0	75,715					工事費実績等による										
021	石見公民館長見分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付	○							28,724													720
022	美川公民館東分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付	○							32,336													610
023	美川公民館西分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付	○							84,194													910
024	国府公民館宇野分館【公民館—浜田】		地元譲渡・貸付	○							124,789													1,080
025	国府公民館有福分館【公民館—浜田】	H30終了	複合化	○				198,005			69,147			工事費実績等による										
026	和田公民館【公民館—旭】		廃止 ※プール専用附属屋のみ。施設全体としては複合化	○								4,320												
027	杵束公民館【公民館—弥栄】		複合化【前倒し】	○					2,364					2年後の複合化									37	37
028	三隅公民館【公民館—三隅】		複合化									5,110												不明
029	三保公民館【公民館—三隅】		複合化									75,211												不明
030	井野公民館【公民館—三隅】		複合化									28,184												不明
031	黒沢公民館【公民館—三隅】		複合化									22,438												不明
032	都川ゲートボール場休憩所【スポーツ施設—旭】	H30終了	地元譲渡・貸付	○				8,600	8,600															
033	かなぎウェスタンライティングパーク【レクリエーション施設・観光施設—金城】		民間譲渡									615,873												20,572
034	森の公民館【レクリエーション施設・観光施設—金城】		民間譲渡									68,660												
035	リフレパークきんたの里【レクリエーション施設・観光施設—金城】		民間譲渡									1,122,898												
036	美又温泉国民保養センター【保養施設—金城】		民間移管	○				1,264,590	0					時期未定先送り										不明
037	美又温泉会館【保養施設—金城】		民間譲渡	○							91,065													不明
038	旭温泉あさひ荘【保養施設—旭】		単独建替え	○				0	0					5年先送り										
039	三階山森林総合利用施設【浜田】	R元終了	廃止(耐用年数経過後)	○				32,976	0	32,976				1年先送り										
040	農村広場施設【浜田】	H30終了	地元譲渡・貸付	○				26,987	26,987									205	205	205	205			
041	農畜産物加工施設【金城】	H28終了	民間譲渡	○			66,330	0	76,791					1年先送り解体費分加算										
042	くさ会館(体育館)【金城】		地元譲渡・貸付	○							90,720													22
043	下来原林業協業活動センター【金城】	H28終了	地元譲渡・貸付	○			70,800	0	74,250					1年先送り解体費分加算		277	277	277	277	277	277	277	277	277
044	かたらいの家【金城】		地元譲渡・貸付	○						42,785													504	504

項番	施設名	追加終了	方針	行財政改革 実施計画 対象	将来更新投資額削減額(上段:計画値 下段:実績値)							維持管理費(ランニングコスト)削減額													
					H27	H28	H29	H30	R元	RO2	RO3	時期未定 (R4以降)	備考	H27	H28	H29	H30	R元	RO2	RO3	時期未定 (R4以降)				
045	地域材利用促進交流館【金城】		民間譲渡										39,388												
046	エクス和紙の館【金城】		民間譲渡	○				273,887 0						3年先送り						667 0	667	667			
047	緑の里地域振興施設【金城】		地元譲渡・貸付										36,120											370	
048	山ノ内農作業管理休養施設旭豊1号館【旭】		廃止	○				102,453 0						3年先送り						68 0	68	68			
049	山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館【旭】		廃止	○				71,568 0						3年先送り											
050	弥栄農産物処理加工施設第2工場【弥栄】	H27終了	廃止	○				134,784 134,784								206 206	206 206	206 206	206 206	206 206	206 206	206 206			
051	雲雀丘小学校【小学校一浜田】		複合化										138,641											不明	
052	石見小学校【小学校一浜田】		複合化										33,968											不明	
053	美川小学校【小学校一浜田】		複合化 ※プール附属室のみ 廃止(耐用年数経過後)										111,828											不明	
054	雲城小学校【小学校一金城】		複合化 ※プール専用附属室 のみ廃止(耐用年数経過後)										28,469											不明	
055	波佐小学校【小学校一金城】		複合化 ※プール専用附属施設 のみ廃止(耐用年数経過後)										12,318											不明	
056	今市小学校【小学校一旭】	H27終了	廃止	○				1,100,412 1,100,412																	
057	弥栄小学校【小学校一弥栄】	屋内運動場の みH28終了	単独建替え ※屋内運動場(便 所含む)のみ。施設全体とし ては複合化	○										工事費実績等による											
058	第一中学校【中学校一浜田】		廃止(耐用年数経過後) ※旧屋 内運動室のみ。施設全体とし ては複合化										92,016												
059	第四中学校【中学校一浜田】		複合化										117,994											不明	
060	金城中学校【中学校一金城】		複合化 ※プール附属棟のみ 廃止(耐用年数経過後)										97,550											不明	
061	旭中学校【中学校一旭】		複合化										63,767											不明	
062	向野田教員住宅【その他教育施設一三隅】		廃止(耐用年数経過後)										35,857												
063	原井幼稚園【幼稚園・保育園・こども園一浜田】		統廃合	○																				3,000	
064	石見幼稚園【幼稚園・保育園・こども園一浜田】		統廃合	○																				No. 63にて 計上済	
065	子育て支援センター【幼児・児童施設一浜田】		複合化	○																				不明	
066	やさか児童クラブ【幼児・児童施設一弥栄】	H28終了	廃止(機能移転)	○				14,101 14,101												240 240	240 240	240 240	240 240		
067	あさひやすらぎの家【高齢福祉施設一旭】		民間譲渡	○				27,924 0						3年先送り						488 0	488 0	488 0	488 0		
068	やさかやすらぎの家【高齢福祉施設一弥栄】	H30終了	民間譲渡	○					30,100 34,125					解体費分						800 800	800 800	800 800	800 800		
069	弥栄老人福祉センター【高齢福祉施設一弥栄】		複合化【前倒し】	○					50,246					2年後の複合化									1,607	1,607	
070	老人憩いの家【高齢福祉施設一弥栄】		複合化【前倒し】	○					37,007					2年後の複合化									730	730	
071	三隅ティサービスセンター【高齢福祉施設一三隅】		民間譲渡	○				95,220 0						3年先送り											
072	あさひひまわり工房【障害福祉施設一旭】	H29終了	民間譲渡→廃止	○				57,620 57,620												4,300 4,300	4,300 4,300	4,300 4,300	4,300 4,300		
073	みすみ地域活動支援センターさすな【障害福祉施設一三隅】	H28終了	民間移管→民間譲渡	○				46,285 0						1年前倒し1年前倒し		1,075				4,300 4,300	4,300 4,300	4,300 4,300	4,300 4,300		
074	あさひふれあいプラザ【その他社会福祉施設一旭】	H29終了	民間譲渡	○				22,231 25,204						解体費分						422 422	422 422	422 422	422 422		
075	金城支所庁舎【庁舎等一金城】		複合化										122,047											不明	
076	久代分団2班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H29終了	廃止→地元譲渡・貸付	○				3,698 0	4,193					1年先送り解体費分加 算						23 0	23 23	23 23	23 23		
077	消防無線中継基地局【消防施設一三隅】	H27終了	廃止	○				1,712 1,712								22 22	22 22	22 22	22 22	22 22	22 22	22 22			
078	岡崎コミュニティ消防センター【消防施設一三隅】		地元譲渡・貸付	○				18,982 0						5年先送り											
079	鹿子谷コミュニティ消防センター【消防施設一三隅】		地元譲渡・貸付	○				14,352 0						5年先送り											
080	市役所田町分室【その他行政施設等一浜田】	H30終了	廃止(耐用年数経過後)	○				57,964 55,795						工事費実績等による											
081	公用車両(除雪車等)車庫【その他行政施設等一旭】		単独建替え										0												
082	都川団地住宅【公営住宅一浜田】		廃止										23,963												
083	後野災害特別住宅【災害住宅一浜田】		入居者等譲渡	○					10,454																
084	河内災害特別住宅【災害住宅一浜田】		入居者等譲渡	○					10,454																
085	宇津井災害特別住宅【災害住宅一浜田】		入居者等譲渡	○					10,454																
086	仲三団地2号【災害住宅一弥栄】	H27終了	入居者等譲渡	○				10,454 11,852						解体費分											
087	仲三団地3号【災害住宅一弥栄】	H27終了	入居者等譲渡	○				10,454 11,852						解体費分											

項番	施設名	追加終了	方針	行財政改革 実施計画 対象	将来更新投資額削減額(上段:計画値 下段:実績値)								備考	維持管理費(ランニングコスト)削減額											
					H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)		H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)				
088	仲三団地4号【災害住宅一弥栄】	H27終了	入居者等譲渡	○	12,854 14,572									解体費分											
089	仲三団地6号【災害住宅一弥栄】	H27終了	廃止	○	12,854 12,854																				
090	仲三団地7号【災害住宅一弥栄】	H27終了	入居者等譲渡	○	12,879 14,602									解体費分											
091	災害公営住宅(杖田)【災害住宅一三隅】	H27終了	入居者等譲渡	○	11,218 12,718									解体費分											
092	災害公営住宅(岡見)【災害住宅一三隅】		入居者等譲渡	○								11,218													
093	黒川改良住宅【改良住宅一浜田】		黒川改良店舗:入居者等譲渡 黒川集会所:単独建替え	○								11,182													
094	雇用促進住宅小福井団地【雇用促進住宅一浜田】		民間譲渡	○									1,377,765												
095	雇用促進住宅国府団地【雇用促進住宅一浜田】		民間譲渡	○									2,171,898												
096	雇用促進住宅内田団地【雇用促進住宅一浜田】		民間譲渡	○									1,671,257												
097	雇用促進住宅金城団地【雇用促進住宅一金城】		民間譲渡	○									2,075,688												
098	今福一般住宅2号【一般住宅一金城】	H27終了	廃止	○	13,244 13,244																				
099	七条一般住宅2号・3号【一般住宅一金城】	2号のみ H29終了	廃止(耐用年数経過後)→2号 のみ廃止										25,535	2号のみ前倒し											
100	和田一般住宅【一般住宅一旭】	H27終了	廃止	○	6,792 6,792																				
101	若者定住住宅【若者住宅一三隅】	R元終了	入居者等譲渡									28,951		2年前倒し											
102	弥栄定住化推進住宅1【弥栄定住化住宅一弥栄】	H29終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
103	弥栄定住化推進住宅2【弥栄定住化住宅一弥栄】	H29終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
104	弥栄定住化推進住宅3【弥栄定住化住宅一弥栄】	H29終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
105	弥栄定住化推進住宅4【弥栄定住化住宅一弥栄】	H29終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
106	弥栄定住化推進住宅5【弥栄定住化住宅一弥栄】	H30終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
107	弥栄定住化推進住宅6【弥栄定住化住宅一弥栄】	H30終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
108	弥栄定住化推進住宅7【弥栄定住化住宅一弥栄】	H30終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
109	弥栄定住化推進住宅8【弥栄定住化住宅一弥栄】	H30終了	入居者等譲渡	○										解体費分											
110	弥栄定住化推進住宅9【弥栄定住化住宅一弥栄】	R元終了	入居者等譲渡	○									19,450 19,450												
111	弥栄定住化推進住宅10【弥栄定住化住宅一弥栄】	R元終了	入居者等譲渡	○									19,403 19,408												
112	弥栄定住化推進住宅11【弥栄定住化住宅一弥栄】	R元終了	入居者等譲渡	○									21,025 21,025												
113	弥栄定住化推進住宅12【弥栄定住化住宅一弥栄】	R元終了	入居者等譲渡	○									19,360 19,360												
114	弥栄定住化推進住宅13【弥栄定住化住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○									19,040												
115	弥栄定住化推進住宅14【弥栄定住化住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○									19,451												
116	弥栄定住化推進住宅15【弥栄定住化住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○									19,403												
117	大和屋住宅【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○									42,039												
118	塚ノ元住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】	H27終了	単独建替え	○	0 -11,187									工事費実績等による											
119	塚ノ元住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
120	塚ノ元住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
121	上神代屋住宅【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
122	城北住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
123	城北住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】	H29終了	入居者等譲渡→廃止	○																					
124	城北住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】	H29終了	入居者等譲渡	○																					
125	錦ヶ岡住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
126	錦ヶ岡住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
127	錦ヶ岡住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
128	錦ヶ岡住宅4号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
129	錦ヶ岡住宅5号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
130	錦ヶ岡住宅6号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					
131	長安住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○																					

項番	施設名	追加終了	方針	行財政改革 実施計画 対象	将来更新投資額削減額(上段:計画値 下段:実績値)							維持管理費(ランニングコスト)削減額										
					H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)	備考	H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)	
132	長安住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								36,079										
133	長安住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								37,145										
134	長安住宅4号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								21,672										
135	栃木住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								19,524										
136	栃木住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								23,865										
137	栃木住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								20,858										
138	栃木住宅4号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								19,691										
139	栃木住宅5号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								24,080										
140	栃木住宅6号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								21,603										
141	栃木住宅7号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								24,080										
142	寺組住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								37,076										
143	寺組住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								35,642										
144	寺組住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								35,205										
145	寺組住宅4号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								22,353										
146	下谷住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								17,991										
147	下谷住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】		入居者等譲渡	○								18,232										
148	八戸川農村公園【旭】		地元譲渡・貸付	○				3,652						3年先送り								
149	三隅ごみ処理センター【三隅】	H27終了	廃止	○	254,424	254,424																
150	一般廃棄物最終処分場【三隅】	H27終了	廃止	○	39,175	39,175																
151	旧落合金次郎宅【浜田】	H28終了	廃止(耐用年数経過後)→廃止	○			15,351							1年前倒し								
152	長沢防災備蓄倉庫【浜田】		単独建替え	○			13,479							11年先送り								
153	周布駅舎【浜田】	駐輪場のみ H28終了	廃止(耐用年数経過後) ※駐輪場は廃止	○	8,496	8,017						14,224		工事費実績等による								67
154	金周布公衆便所【浜田】	H28終了	廃止	○	2,534	1,935									119	119	119	119	119	119	119	119
155	波佐団地公営住宅付属集会施設(管沢会館)【金城】	H30終了	地元譲渡・貸付	○			15,139	17,164						1年先送り解体費分加算								
156	庁舎前公衆便所【旭】	H29終了	廃止	○	8,575	7,326	895	895						1年先送り工事費実績等による		85	85	85	85	85	85	85
157	林業地域給水施設(栃木)【弥栄】	H30終了	廃止	○			1,082	1,082						1年先送り								
158	林業地域給水施設(若松)【弥栄】	H30終了	廃止	○			1,082	1,082						1年先送り								
159	林業地域給水施設(権現)【弥栄】	H30終了	廃止	○			1,082	1,082						1年先送り								
160	岡見駅舎【三隅】		廃止(耐用年数経過後) ※公衆便所は単独建替え	○								12,267										
161	ひゃこるネットみすみ情報ステーション【三隅】		民間移管									141,706										不明
162	杉の森練習場【三隅】	H30終了	廃止	○				25,374				23,849		2年前倒し								
163	旭山村開発旭センター【旭】	H28追加	廃止(機能移転)	○								912,385						5,500		5,500		
164	石見公民館細谷分館【公民館一浜田】	H28追加	地元譲渡・貸付	○								30,907									500	
165	国民宿舎千畳苑【レクリエーション施設・観光施設一浜田】	H28追加	民間譲渡									1,635,899										4,575
166	木田暮らしの学校【旭】	H28追加	廃止(耐用年数経過後)									277,136										950
167	木田一般住宅【一般住宅一旭】	H28追加・終了	廃止	○		48,990	48,990															
168	大坪住宅【地域定住住宅一弥栄】	H28追加	入居者等譲渡	○								41,074										
169	多目的研修集会施設越木集会所【旭】	H29追加・H30終了	地元譲渡・貸付	○				24,480	24,480													
170	天狗石農村交流研修センター【旭】	H29追加	地元譲渡・貸付	○								45,792									404	
171	天狗石農村交流研修センター入浴施設【旭】平成29年度追加		地元譲渡・貸付	○								7,310										
172	市役所第2東分庁舎【庁舎等一浜田】	H29追加	廃止	○								48,289										100
173	市役所北分庁舎(元浜田警察署)【庁舎等一浜田】	H29追加	廃止 ※車庫のみ廃止→単独建替え	○								1,250,791										
174	文化財プレハブ倉庫【浜田】	H29追加・終了	廃止	○		1,400	1,470							工事費実績等による								
175	今福公衆便所【金城】	H29追加・終了	廃止	○		860	-246							工事費実績等による			112	112	112	112	112	112

項番	施設名	追加終了	方針	行財政改革 実施計画 対象	将来更新投資額削減額(上段:計画値 下段:実績値)							維持管理費(ランニングコスト)削減額										
					H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)	備考	H27	H28	H29	H30	R元	R02	R03	時期未定 (R4以降)	
176	美又口(小瀬原)公衆便所【金城】	H29追加 ・終了	廃止	○			548 46											100 100	100 100	100 100	100 100	
177	勤労青少年ホーム【浜田】	H30追加	廃止	○						362,279												5,739
178	旭ヶ丘教職員住宅【その他教育施設一旭】	H30追加 ・終了	廃止	○			42,312 42,312															
179	老人福祉センター(三隅)【高齢福祉施設一三隅】	H30追加 R元終了	廃止(機能移転)	○				287,590 287,590												8,876 8,876	8,876 8,876	
180	浜田分団1班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H30追加 R元終了	廃止(機能移転)	○				3,283 3,283												33 33	33 33	
181	浜田分団3班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H30追加 R元終了	廃止(機能移転)	○				3,370 3,370												No.180にて 計上済	No.180にて 計上済	
182	浜田分団4班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H30追加 ・終了	廃止(機能移転)	○			3,096 3,096													No.180にて 計上済	No.180にて 計上済	
183	長浜分団1班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H30追加 R元終了	統廃合→廃止	○				661 1,943												11 11	11 11	
184	大麻分団1班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H30追加 R元終了	統廃合	○				1,303 1,303												14 14	14 14	
185	大麻分団2班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	H30追加 R元終了	統廃合	○				1,258 1,258												No.184にて 計上済	No.184にて 計上済	
186	上府コミュニティ防災センター【消防施設一浜田】	H30追加	地元譲渡・貸付								41,452											47
187	都川分団1班消防ポンプ車庫【消防施設一旭】	H30追加	統廃合	○						878												6
188	都川分団2班消防ポンプ車庫【消防施設一旭】	H30追加	統廃合	○						2,112												No.187にて 計上済
189	都川分団3班消防ポンプ車庫【消防施設一旭】	H30追加	統廃合	○						878												No.187にて 計上済
190	杵束分団5班消防車庫【消防施設一弥栄】	H30追加 ・終了	廃止	○			6,588 6,588											5 5	5 5	5 5	5 5	
191	災害公営住宅(坂田)【災害公営住宅一三隅】	H30追加 R元終了	入居者等譲渡	○				12,879 12,879														
192	災害公営住宅(本田)【災害公営住宅一三隅】	H30追加 R元終了	入居者等譲渡	○				11,218 11,218														
193	庁舎前庭園バス停留所【旭】	H30追加 ・H29終了	統廃合	○			565 -2,629															工事費実績等による
194	バス停留所【旭】	石見今市バス待合 のみH30追加 ・H29終了	統廃合	○			175 491															整備費はNo.193に計上

令和2年4月1日時点 将来更新投資額削減額(千円)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計
計画値	1,758,386	120,266	1,864,841	579,548	569,220	1,999,174	8,568,432	15,459,867
実績値	1,693,521	80,363	269,019	569,202	605,025	0	0	3,217,130

令和2年4月1日時点 維持管理費の削減額(千円)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
計画値	624	10,550	11,555	12,222	15,172	22,164
実績値	1,699	9,886	11,211	11,216	20,092	20,092

※既に実施した再配置により実績が確定した額を計上

No. 2-(1)-7

項目名	指定管理者制度導入施設の見直し【あさひやすらぎの家】		全体の進捗状況
			(実施状況)
担当部署	部	課	0 %
	旭支所	市民福祉課	(0%)

現状・課題	目指す将来像
グループリビングを通じ、日常生活への不安や社会孤立感を解消する老人福祉施設としての役割は大きい。	新たな手法を取り入れながら、利用者ニーズに即したよりきめ細やかで多様なサービスの提供を目指す。

将来像を実現するための…

取組内容	取組期間
施設を設置した経過を十分考慮したうえで、可能な限り、関係者への譲渡を進める。	平成28年度から 令和5年度まで 令和2年度まで
	財政効果額(累計)
	0 (千円) 1,464

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	A	
H28	準備・協議	・現指定管理者との譲渡に向けた協議 ・財産処分協議(補助金) ・施設財産処分にかかる手続き	現指定管理者との譲渡に向けた協議を行ったが、利用者の減少もあり継続協議とした。 平成29年度から3年間の指定管理を12月議会議決を経て現指定管理者とした。		C
H29	準備・協議	・現指定管理者との譲渡に向けた協議 ・財産処分協議(補助金)	譲渡に向けた継続協議を行った。 利用率の向上を図るため、関係機関との連携及び情報提供を行い、利用促進に努めた。		B
H30	↓	・現指定管理者との譲渡に向けた協議 ・施設利用に係る財産処分協議(補助金)	譲渡に向けた継続協議を行った。 利用率の向上を図るため、関係機関との連携及び情報提供を行い、利用促進に努めた。		B
R元	↓	・現指定管理者との譲渡に向けた協議 ・財産処分協議(補助金) ・施設財産処分にかかる手続き	現指定管理者との譲渡に向けた協議を行ったが、利用率の低迷もあり継続協議とした。 令和2年度から3年間の指定管理を12月議会議決を経て現指定管理者とした。		B
R2	↓ 譲渡	・現指定管理者との譲渡に向けた協議 ・財産処分協議(補助金)			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
施設数	計画	1	1	0	0	0	0	0
	実績		1	1	1	1		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
維持管理費削減額(千円) ※参考額として表示(重複)	計画	単年度	0	488	488	488	0 488	0 488
		累計	0	488	976	1,464	1,464 1,952	1,464 1,952
	実績	単年度		0	0	0	0	
		累計		0	0	0	0	

No. 2-(1)-13

項目名	災害公営住宅の譲渡		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	都市建設部	建築住宅課	

<p style="text-align: center;">現状・課題</p> <p>災害公営住宅とは昭和58年、昭和63年の豪雨災害時に被災され、住宅が全壊された方へ将来的に譲渡することなどを前提に建設された公営住宅で、これまでも入居者の意向により有償譲渡を行っている。 譲渡については、入居者の意向が重要であり、実施時期は未定。また敷地が、市有地の場合は敷地とともに住宅を譲渡する必要がある。</p>	➔	<p style="text-align: center;">目指す将来像</p> <p>建設に至った経緯、趣旨からも将来的に公営住宅として市が管理し続ける必要性も低いため、入居者の意向を踏まえ、有償譲渡を進めていき、市営住宅の維持管理費の抑制と適正な管理を行う。</p>
---	---	--

将来像を実現するための…

<p style="text-align: center;">取組内容</p> <p>災害公営住宅の譲渡については、「浜田市災害特別住宅譲渡補助金交付要綱」により、建物の譲渡価格の7割を市が補助できる規定を活用して有償譲渡を進めていく。入居者へ譲渡についての意向調査を行い、譲渡希望者に対して有償譲渡を行っていく。</p>	<p style="text-align: center;">取組期間</p> <p>平成28年度から 令和3年度まで</p> <p style="text-align: center;">財政効果額(累計)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p>
---	---

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
			実績	年度評価
H28	未定	入居者へ譲渡の意向調査を行い、希望がある場合は譲渡を進めていく。	・平成28年度には意向調査の実施なし。 (理由)平成27年7月末調査で8件中、4件は譲渡希望がなかった。譲渡希望のある入居者のうち、平成30年頃に希望が2件、数年先に希望が1件、時期不明だが希望が1件であったため、平成28年度には調査を行わなかった。	B
H29	調査・協議	・平成27年度意向調査を踏まえ、再度、数年先・時期不明だが譲渡希望の2件の入居者に意向を確認する。	意向調査の実施なし。 (理由)昭和63年度建設の住宅が、平成30年度に公営住宅法施行規則に規定される木造住宅の耐用年限である30年を迎えることから、一つの区切りとして譲渡を勧めやすいと考え、平成30年度に意向調査と折衝を行うこととした。	C
H30	調査・協議	・8件の入居者に意向調査を実施した上で、譲渡希望のある入居者には手続準備を進めていく。希望されない入居者には、譲渡を受けてもらえるように折衝を行う。	8件の入居者に意向調査を実施した。令和元年度中の譲渡希望が3件、令和2年度中の譲渡希望が2件で、残りの3件は譲渡希望されなかった。	A
R元	一部譲渡	・3件の譲渡を行う。 ・令和2年度譲渡予定者の手続準備を進める。	・3件の譲渡を実施した。 ・手続ぎ、譲渡金額について説明し、改めて譲渡意向を確認。R2.2に2件とも譲渡申請書を受領した。	A
R2	↓	2件の譲渡を行う。		
R3	協議			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(1)-14

項目名	道路施設の長寿命化計画の策定及び推進		全体の進捗状況 (計画策定状況)
	部	課	100 % (100%)
担当部署	都市建設部	維持管理課	

現状・課題	目指す将来像
国、県でインフラや公共土木施設の長寿命化計画が策定され、市においても各分野で長寿命化事業として取組が始まっている。道路施設の分野においては「橋梁」について長寿命化事業が先行している。	橋梁以外の道路施設についても、維持管理のサイクルに予防保全の考えを取り入れ、長寿命化を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
橋梁以外の道路施設(トンネル、幹線道路の法面構造物、標識、照明等)についても長寿命化計画を策定し、安全安心な施設維持管理とライフサイクルコストの最小化に努める。当面、トンネルについて、次回点検予定年度の平成30年度までに長寿命化計画を策定したい。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
H28	準備	トンネルについての点検調査、長寿命化計画を策定するための費用を算出する。	見積書を徴取し、費用を算出した。	年度評価 A
H29	↓	トンネルについて長寿命化計画策定に向けた資料収集を行う。	策定に向けた資料収集を行い、次年度に点検調査を実施するための準備を行った。	A
H30	策定・実施	トンネルについての点検調査、長寿命化計画を策定する。	トンネルについて長寿命化計画を策定した。また、トンネル以外の横断歩道橋、門型標識についても長寿命化計画を策定した。	A
R元	実施	今後、点検の中で必要に応じて見直しを検討する。	点検結果を踏まえ、長寿命化計画の見直しを行った。	A
R2	↓	点検結果を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
計画								
実績								

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(1)-15

項目名	学校給食施設の統合		全体の進捗状況
			(状況)
担当部署	部	課	%
	教育部	教育総務課	

現状・課題	目指す将来像
<p>過去、統合計画については保護者等の理解が得られなかった。その後、全庁的に検討することとし、公共施設再配置実施計画の方針決定をうけて、平成27年度に統合に関する方針を決定することとしている。</p> <p>センター4か所と自校調理場3か所があり、運営費や施設の維持管理費用が今後も大きな負担となる見込みである。</p>	<p>厨房機器の更新を踏まえ、効率的な運営体制を構築するため統合を検討する。</p> <p>地元食材による給食の提供、食育指導の充実等、児童生徒の心身の健全な発達に資するだけでなく地域の食文化、食習慣を引き継ぐことができるような浜田市の学校給食を提供する。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>統合問題の課題とされた、地産地消の進捗の推移を3年程度見ることとしており、市や県の関係部局とも連携を図りながら地元食材を給食に提供することを進める。</p> <p>また、令和元年度に学校統合計画を策定する予定であり、それを踏まえて地元や保護者の意見も大切にしながら給食施設の統合方針について検討する。</p> <p>①地元食材の仕入れの仕組みを構築する。 ②食育指導を進めるための基盤をつくる。 ③食物アレルギー対応について安全性を最優先とした給食を提供するための市のアレルギー対応指針の策定や無理のない確実なアレルギー対応についての検討。 ④配送時間短縮、温度管理のための対策を講じる。</p>	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	(千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	ア
			実績	年度評価
H28	検討	<p>地元食材の仕入れができる仕組み、アレルギー対応についてを検討し、課題を整理する。厨房機器の状況を把握する。</p>	<p>地元の新鮮な魚を給食に日常的に使用できるよう県のモデル事業を通じて、使用可能であることを確認した。今後、給食用食材として流通ルートにのせられるよう進めていく。</p> <p>アレルギー対応については、浜田は代替食の提供ができず、各センター・学校の対応を継続する。厨房機器については、修繕が発生しているものの使用には問題ない。今後、各機器の把握をしていく。</p>	B
H29	↓	<p>アレルギー対応については、各センター・学校の対応を継続する。</p> <p>設備の修繕が多くなってきているため、高額で要となる厨房機器について状況を把握する。</p>	<p>浜田産品の一部について、給食の食材として県給食会から購入できるよう流通ルートが構築された。(現在、地産地消率については高い水準を維持している。)</p> <p>アレルギー対応については、現在の対応を継続した。</p> <p>今年度は厨房機器の修繕が多発した。厨房機器の状況を把握する調査を実施するに至らなかった。</p>	B
H30	↓	<p>地元食材の仕入れのため引き続き農林水産関係部局と連携強化を図る。</p> <p>食育指導推進については、栄養士との協議を複数回行う。アレルギー対応は、現在の対応を継続する。</p> <p>配送時間短縮は、距離の短縮が必須であるが、現状の道路交通事情以上の改善は困難。温度管理は食缶更新時に保温性の高いものを選ぶ。</p> <p>各センター調理場の厨房機器について状況把握し、台帳を作成する。</p>	<p>農林振興課と連携し、地元産野菜の加工品使用の可否について継続的に協議している。</p> <p>食育指導推進については、栄養士との協議を行った。アレルギー対応は、現在の対応を継続した。</p> <p>配送時間については、現状のとおり変更なし。</p> <p>各センター・調理場ともに設備の老朽化による故障が目立ってきている。機器の台帳作成はできなかったが、機器配置図の作成を行った。</p>	B

R元	↓	学校統合計画審議会の答申を受け策定する学校統合計画も踏まえ、設備機器の状態や地産地消の状況を見ながら給食施設のあり方について検討する。	学校統合計画については策定が遅れている状況にあるが、設備機器の状態について、厨房機器メーカーによる調査を年度末に実施した。 農林振興課と連携した地元産野菜の加工品の使用については次年度に試作品の導入を予定するまで進めている。	B
R2	方針決定	設備機器の現状の評価報告を得たのち、機器の更新計画を立てる。 給食施設のあり方について、設備面と食材の仕入れ、地産地消の状況、今後の給食費公会計化の導入にかかる対応も念頭におき検討をする。		
R3	検討			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
学校給食センター数	計画	4	4	4	4	4	4	4
	実績		4	4	4	4		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(1)-16

項目名	公立幼稚園の統合		全体の進捗状況
			(統合状況)
担当部署	部	課	0 %
	教育部	教育総務課	(0%)

現状・課題	目指す将来像
少子化等に伴う幼稚園児数の減少が進み、また、子ども・子育て支援事業計画においては、幼稚園における多様な保育サービスが求められている。	浜田市における公教育の連続性、幼児教育支援を維持しつつ、運営の効率化を図りながら、少子化等に伴う幼稚園児数の減少への対応や幼児教育の充実を図る。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
地域性や施設、職員体制等を踏まえ、新たな統合幼稚園の建設、あり方を検討し統合する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	0 (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	検討	平成28年1月の統合幼稚園の建設方針決定に沿って、建設場所の決定等、整備計画策定のための検討を進める。	統合幼稚園舎を新設する方向性を踏まえ、開園時期、建設場所等の方針の検討を行った。		B
H29	検討	建設場所の方針決定等、整備計画策定のための検討を進め、建設場所の方針決定を行う。	子育て支援センターの建設場所の動向をみながら、統合幼稚園舎を新設する方向性を踏まえ、建設場所等の方針の検討を行った。		B
H30	↓	各市立幼稚園の園児数の推計を行う。また、子育て支援センターの動向を注視するとともに、統合幼稚園の建設やあり方の方針決定等、統合の検討を進める。	次年度、1園の休園を決定したことに伴い、子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートを実施した。アンケート結果から、今後の統合幼稚園のあり方を検討することとした。		B
R元	↓	子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートにおいて聴取した公立幼稚園のニーズを考慮に加え、統合幼稚園の建設やあり方の方針決定等、統合の検討を進める。	今年度から1園は休園。入園児童数の減少に伴い、公立幼稚園4園の今後のあり方についての検討を行った。		B
R2	↓	公立幼稚園4園の今後のあり方について、今年度の園児募集を行う前に一定の結論を出すよう検討を進める。			
R3	↓ 統合				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
公立幼稚園数(園)	計画	4	4	4	4	4	4	3
	実績		4	4	4	4		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
統合効果額(千円) ※うち3,000千円は参考額 (重複)	計画	単年度	0	0	0	0	0	0
		累計	0	0	0	0	0	0
	実績	単年度		0	0	0	0	0
		累計		0	0	0	0	0

No. 2-(1)-17

令和元年度 計画終了(計画策定済み)

項目名	運動施設のあり方検討		全体の進捗状況 (検討状況)
	部	課	100 % (20%)
担当部署	教育部	生涯学習課	

現状・課題	目指す将来像
陸上競技場・野球場等市内に複数存在する施設がある。 類似施設が複数存在することにより、維持・管理費が重ねて必要となっている。	市内に設置された複数の運動施設を統合・廃止することにより適地に残配置する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
「浜田市スポーツ推進審議会」への諮問に対する答申を尊重し、運動施設の統廃合・移設の整備計画を検討・策定する。	平成28年度から 令和元年度まで 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)


年度	工程	年度計画	評価区分	ア 年度評価
			実績	
H28	検討	・昨年度、公共施設再配置方針等に基づいて諮問した事項について、「浜田市スポーツ推進審議会」から答申を受ける。 ・答申を踏まえて整備計画を検討する。	「浜田市スポーツ推進審議会」において、諮問事項について調査審議された。	B
H29	↓	「浜田市スポーツ推進審議会」から今年度答申を受け、それを踏まえて、年度内を目途に整備計画を検討する。	「浜田市スポーツ推進審議会」から答申を受け、各自治区地域協議会や利用者等の意見を聴取した。それらも踏まえ、整備計画を検討した。	A
H30	↓	「浜田市スポーツ推進審議会」からの答申を踏まえ、統廃合を含めた整備計画を検討し、策定する。	検討の結果、県立の陸上競技場・野球場の誘致の課題が整理できなかったこと等に伴い、現有の両施設と連動するテニス場の方針が決定できず、策定に至らなかった。 ただし、議会、行革推進委員会等へ「検討経過報告」として状況説明を行った。	B
R元	策定	前年度の課題を整理し、12月策定に向け、定期的な部内協議及び、関係課との調整を図る。	令和2年3月に「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」を策定した。【計画策定済み】	A
R2	推進			
R3	+			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(1)-18

項目名	世界こども美術館、石正美術館及び石央文化ホールの管理運営費の見直し		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	62 % (31%)
担当部署	教育部	文化振興課	

<p>現状・課題</p> <p>世界こども美術館、石正美術館及び石央文化ホールは、毎年1億6千万円前後の指定管理料・補助金が投入されており、特に石央文化ホールは平成22年度から連続して赤字決算となっているが、抜本的な対策は取られておらず、その原因の解明や指定管理料・補助金が適正なのか検証する必要がある。 また、各施設の今後のあり方、方向性も含めて検証する必要がある。</p>		<p>目指す将来像</p> <p>各施設が効率的で効果的な管理運営を行える仕組みを構築する。</p>
---	---	---

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
事業団の経営方法の見直しや指定管理者の公募による民間活力の活用を検討する。各事業の見直しや各施設の共用化等を検討し、管理運営費の削減を行う。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	72,413 (千円)
	116,155
	145,300

年度	工程	年度計画	評価区分	ア
			実績	
H28	検討・実施	計画に沿った財政効果額が出せるよう削減を行う。職員配置や事業の見直しについて検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 石正美術館について名誉館長の配置取りやめ及び額装委託の見直しを行った。 世界こども美術館及び石正美術館に対して平成23年度から平成27年度までの5年間、事業団の基本財産を年2,000万円取り崩すことで2美術館の管理運営費補助金を減額してきたが、平成28年度は減額分2,000万円を還元した。 一方で事業団のあり方見直しを検討していることから、次期指定期間を他の事業団指定管理施設の終期とあわせ令和元年度までにすることともに、3施設の管理運営費合計を毎年2,000万円程度削減することとした。 	C
H29	↓	<ul style="list-style-type: none"> 3施設の管理運営費を2,000万円程度削減する。 教育施設再編推進室と連携し、事業団のあり方の問題点洗い出しや各施設のあり方の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 3施設の管理運営費を合計で20,021千円削減し、その他美術館関係の費用を6,550千円削減した。 教育施設再編推進室と連携し、事業団実務担当者と共にワーキング会議、先進地視察を実施し、事業団や各施設のあり方の課題の洗い出しを行った。 	A
H30	↓	人員配置、事務局体制等のあり方を見直すことにより、経費削減が図られるよう検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置、事務局体制等の改善は図れなかったが、教育施設再編推進室の助言の下、職員の給与見直しは実現した。ただし、現給保障の関係で財政効果額が即座に反映されるものではない。 3施設の管理運営費については削減に努めた。 	A
R元	↓	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置、事務局体制等のあり方の見直しについて引き続き検討する。 事業団が行う施設運営に関し、更なる経費削減に係る助言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業団が人員配置、事務局体制等のあり方の見直しを検討したもの、変更には至らなかった。引き続き、検討を続ける。 中期経営計画の検証を踏まえて、各施設の次年度の課題抽出を行い、事業団と共有した。 各施設に係る管理運営費の削減に努めた。 	B

R2	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度からの指定管理料は働き方改革や施設管理における新たな外部委託、経年劣化による修繕料増額等で全体的に増額となったが、中期経営計画の検証を踏まえて、収入の確保及び経費削減に係る助言等を行う。 ・石央文化ホール赤字体質を改善するため、適正な人員体制・管理運営費等に係る調査研究を関連施設支援室と連携して行う。 		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
管理運営費の見直しに係る効果額(千円)	計画	単年度	12,550	26,550	26,550	26,550	11,894 26,550	12,061 26,550
		累計	12,550	39,100	65,650	92,200	104,094 +18,750	116,155 +45,300
	実績	単年度	▲ 7,450	26,571	25,660	27,632		
		累計	▲ 7,450	19,121	44,781	72,413		

No. 2-(1)-20

項目名	(下水道)三隅地区終末処理場の統廃合		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	0 %
担当部署	上下水道部	下水道課	(0%)

現状・課題	目指す将来像
<p>終末処理場が老朽化のため修繕費が増加している。統廃合には法的手続きが必要であり、適化法の期間を鑑み、補助金の返還が発生しないよう事業を進める必要がある。</p>	<p>終末処理場の統廃合を行うことで修繕費の縮減及び未稼働施設の効率化を図る。</p>

将来像を実現するための...

取組内容	取組期間
『浜田市汚水処理構想』に基づき、終末処理場の統廃合を進める。	平成28年度から 令和3年度まで 令和2年度まで
	財政効果額(累計)
	0 (千円) 5,566


年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	ア
H28	協議	関係機関と施設統廃合に向け、協議を行う。	関係機関と施設統廃合に向け、協議を行ったが、全部の協議が整わなかった。	B
H29	協議	サマーレビューで要求するも予算がつかなかったが、引き続き要求しながら、昨年度に引き続き、関係機関と施設統廃合に向け、協議を行い、平成30年度には計画に着手する。	サマーレビューにおいて必要性を認められたが、関係機関との協議において、一部のみ協議完了。	B
H30	協議	計画策定、工事着手に向けた準備を行うため、関係機関と協議を継続する。	関係機関との協議も完了し、一部国への申請を行った。	A
R元	計画	統合工事に向けた測量設計業務を行う。	次年度施工分の測量設計業務を実施し、事業施行に必要となる関係機関との協議を行った。	B
R2	工事・統合	公共下水道と農業集落排水施設との統合工事を行うとともに、次年度施工予定の漁業集落排水施設との統合部の測量設計業務を実施する。		
R3	工事・統合			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
処理場数	計画	7	7	7	7	7	7	6
	実績		7	7	7	7		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
統廃合効果額(千円)	計画	単年度	0	0	0	0	0	5,566
		累計	0	0	0	0	0	2,900
	実績	単年度		0	0	0	0	
		累計		0	0	0	0	

(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保

No.	2-(2)-1	平成29年度 計画終了	
項目名	提案型有料広告事業の実施		全体の進捗状況 (事業実施状況)
担当部署	部	課	100 %
	総務部	行財政改革推進課 他	(100%)

<p style="text-align: center;">現状・課題</p> <p>これまで広報はまだ、市ホームページ、ごみ・し尿収集計画表(ごみカレンダー)、竹迫配水池壁面(9号バイパス側)、浜田駅南北自由通路掲示板、公用車両の活用、また図書館雑誌スポンサー制度、本庁舎内広告付案内地図の設置など、有料広告による自主財源の確保を進めてきた。</p>		<p style="text-align: center;">目指す将来像</p> <p>新たな自主財源の確保と、歳出の削減、市民サービスの向上を図る。</p>
--	---	---

将来像を実現するための…

<p style="text-align: center;">取組内容</p> <p>民間企業等の発想・アイデアにより、市が所有する有形・無形の様々な資産を広告媒体として活用する提案実施事業者を募集する。スケジュールとしては、平成28年度は公募規程等の整備を行い、平成29年度以降随時公募を実施する。 提案事例：ネーミングライツ(命名権)、市の発行する印刷物・封筒や公共施設の壁面・未利用スペースの活用広告など</p>	<p style="text-align: center;">取組期間</p> <p>平成28年度から 平成29年度まで</p> <p style="text-align: center;">財政効果額(累計)</p> <p style="text-align: center;">150 (千円) 1,200</p>
--	---

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	体制整備	提案型有料広告事業について、既存の浜田市有料広告掲載要綱及び掲載基準との整理を行い、平成29年度公募実施に向けて体制整備を図る。	平成29年度の公募実施に向けて、既存制度(浜田市有料広告掲載要綱等)と新規に整備する公募規程等との整理や、体制整備について関係課と調整を図った。	A	
H29	公募実施	公募規程、審査委員会設置要項等を作成し、議会報告の上、今年度中に募集を開始する。なお、公募実施は以降継続することとし、財政効果があった場合は、実績額を報告予定。	浜田市企画提案型有料広告事業実施要綱、募集要項等を作成し、企画提案の公募を行った。平成30年度以降も継続して定期的に公募し、自主財源の確保に取り組む。財政効果額については毎年確定後に報告する。 【計画終了】	A	
H30					
R元					
R2					
R3					

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
企画提案数	計画		/	/	5	5	5	5
	実績		/	/	2	0		

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
企画提案型有料広告収入額(千円)	計画	単年度		/	/	300	300	300	300
		累計		/	/	300	600	900	1,200
	実績	単年度		/	/	150	488		
		累計		/	/	150	638		

No.	2-(2)-2		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
項目名	市有財産の利活用		106 %
担当部署	部	課	(70%)
	総務部	行財政改革推進課	

現状・課題	目指す将来像
平成22年9月に策定した「遊休財産の利活用に関する指針」をもとに遊休財産の洗い出しを行うとともに、遊休財産ごとの利活用方針に基づき売却、貸付けを進めてきた。また、平成27年3月には「廃校等遊休施設利活用基本方針」を策定し、公募による廃校等遊休施設の貸付制度を構築し、同年10月に第1次募集を開始した。	財産の積極的な利活用(処分・貸付け)による税外収入の確保や遊休財産の必要性の再検討による維持管理経費の最小化など、財産の適正な管理運用を図ることにより自主財源の確保につなげていく。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<ul style="list-style-type: none"> 処分・貸付け可能資産の洗い出しを引き続き行うとともに、以下について積極的取り組む。 ・「遊休財産の利活用に関する指針」の内容見直し ※「廃校等遊休施設利活用基本方針」、「市有財産無償譲渡処理要領」を踏まえ、土地・建物の優先順位(譲渡or貸付け、有償or無償)等を整理 ・公募による売却処分(土地開発基金の塩漬け土地についても検討) ・公募による廃校等遊休施設利活用事業者への有償貸付け ・誘致企業への有償貸付けまたは売却処分 ・重富住宅団地及び岡見住宅団地(分譲地)の売却処分 	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	360,718 (千円)
	338,900
	338,800

		評価区分		イ
年度	工程	年度計画	実績	年度評価
H28	指針見直し・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「遊休財産の利活用に関する指針」の内容を平成28年度中に見直す。 ・「長浜元海上保安庁宿舎(土地)」について公募を実施し、売却を図る。 ・廃校等遊休施設について、上半期と下半期に2回利活用事業者の募集をかける。上半期には、旧今市分校校舎を追加する。 ・産業経済部と協力し、積極的に誘致企業へのPRを行う。 ・当初予算計上している重富住宅団地1区画(最後の1区画)、岡見住宅団地6区画の売却を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「遊休財産の利活用に関する指針」の見直しは次年度に先送りした。 ・「長浜元海上保安庁宿舎(土地)」について公募を実施したが、売却には至らなかった。 ・廃校等遊休施設について、上半期と下半期に利活用事業者を募集し、上半期の募集で弥栄ふれあい住宅の貸付が決定した。なお、上半期の募集で旧今市分校校舎、下半期の募集で旧弥栄農産物処理加工施設第2工場を追加した。 ・産業経済部と協力し、企業誘致に向けてPRに努めた。 ・岡見住宅団地は3区画売却したが、重富住宅団地は売却に至らなかった。 	B
H29	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「遊休財産の利活用に関する指針」の内容を平成29年度中に見直す。 ・旧原井小学校プール跡地の売却を図る。 ・廃校等遊休施設について、上半期と下半期に2回利活用事業者の募集をかける。 ・産業経済部と協力し、積極的に誘致企業へのPRを行う。 ・当初予算計上している重富住宅団地1区画(最後の1区画)、岡見住宅団地2区画の売却を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「遊休財産の利活用に関する指針」の見直しは次年度に先送りした。 ・旧原井小学校プール跡地の売却は次年度に先送りした。 ・廃校等遊休施設について、上半期に利活用事業者を募集したが応募者がいなかった。下半期の募集は見送り、翌年度以降の募集方法見直しを検討することとした。 ・産業経済部と協力し、企業誘致に向けてPRに努めた。 ・岡見住宅団地は3区画売却したが、重富住宅団地は売却に至らなかった。 ・駅前広場整備事業に伴い、駅前駐車場等用地を売却した。 	B
H30	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・「市有財産利活用基本方針」及び「売却計画」を策定する。 ・旧原井小学校プール跡地等の売却を図る。 ・廃校等遊休施設について、募集方法を見直し、下半期に利活用事業者の募集をかける。 ・産業経済部と協力し、積極的に誘致企業へのPRを行う。 ・当初予算計上している重富住宅団地1区画(最後の1区画)、岡見住宅団地2区画の売却を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市有財産利活用方針」及び「市有財産売却計画」を策定した。 ・旧原井小学校プール跡地、旧熱田住宅跡地等の売却を行った。 ・廃校等遊休施設について、引き続き募集方法見直しを検討し、年度内の募集は見送ることとした。 ・産業経済部と協力し、誘致に向けてPRに努めた。 ・岡見住宅団地は1区画売却したが、重富住宅団地は売却に至らなかった。 	B

R元	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産売却計画の改訂版を作成する。 ・旧給食センター跡地等の売却を図る。 ・貸付物件の買受希望者への売却を図る。 ・廃校等遊休施設について、利活用物件を選定し、利活用事業者を募集する。 ・産業経済部と協力し、積極的に誘致企業へのPRを行う。 ・当初予算計上している重富住宅団地1区画(最後の1区画)、岡見住宅団地1区画の売却を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産売却計画の改訂版を作成した。 ・旧給食センター跡地、旧那賀会館跡地等の売却を行った。 ・広島事務所の協力により県外企業への貸付を行った。 	B
R2	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産売却計画の改訂版を作成する。 ・旭インター周辺用地等の売却を図る。 ・貸付物件の買受希望者への売却を図る。 ・当初予算計上している重富住宅団地1区画(最後の1区画)、岡見住宅団地1区画の売却を目指す。 		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
売却・有償貸付収入(千円)	計画	単年度		15,300	15,300	144,300	87,300	23,900	52,800
		累計		15,300	30,600	174,900	262,200	28,300	48,300
	実績	単年度		9,705	134,493	93,037	123,483		
		累計		9,705	144,198	237,235	360,718		

No. 2-(2)-3

項目名	使用料及び手数料の見直し(行政評価制度の活用)		全体の進捗状況 (見直し状況)	
	部	課	0	%
担当部署	総務部	行財政改革推進課	(0%)	

現状・課題	目指す将来像
使用料及び手数料について、物価や社会情勢が変化 する中、受益者負担が適切であるか、受益者以外の負 担と公平性が保たれているかどうかの客観的な検証が 必要である。	使用料及び手数料について、利用する人と、利用しな い人の負担をバランスよく設定することにより、市民の公 平性を確保する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間	財政効果額(累計)
4年ごとに見直しを行っていた「使用料及び手数料の見直し」をテーマとして定め、「使用料 及び手数料に関する指針(仮称)」を外部委員を含め策定する。その後、この指針に沿った検 証を行い、適切な使用料及び手数料への改定を行う。なお、改定については消費税増税のタ イミングを考慮し、適切な時期を検討する。	平成28年度から 令和3年度まで	0 (千円) 0

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	調査・研究	他の先進自治体の指針(方針)について 情報収集すると共に、施設ごとの使用料 の現状等を把握する。	他の先進自治体の指針(方針)について情 報収集すると共に、施設ごとの維持管理費と 使用料の現状等について把握に努めた。		A
H29	調査・研究	他自治体において指針策定及び使用料 及び手数料の見直しに着手するなか、受 益者負担の原則に基づく公平性の確保は 図られるが、一方で実質的な値上げによ り、一律の基準設定の見直しを訴える声 は根強い。指針策定は例外規定や聖域化 をなくすことも目的のひとつであることか ら、生活に関わりの深い市民利用施設か どうかや地域特性なども考慮し、また一 方では、例えば年齢区分による市民利用 者の値下げ等も含め、引き続き調査・研 究を進める。	方針を策定した県内他市との情報交換を行 い、情報収集に努めたが、年度計画にあ げたような具体的な調査・研究までは実 施できなかった。		B
H30	↓	使用料及び手数料の見直しに関する指 針を策定し一律の基準を設定することに より、受益者負担の原則に基づく公平性 の確保は図られるものの、実質的な値上 げによる市民負担の増加や、施設利用件 数の減少が想定される。公民館やスポ ーツ施設等の同分類施設ごとに見直し を検討する等、指針策定にこだわらず、 見直しの手法や時期も含め、引き続き 調査・研究を進める。	公民館やスポーツ施設等の同分類施設ご とに、条例や規則に定める使用料及び 減免規程の現状調査を行った。		B
R元	↓	公民館やスポーツ施設等の同分類の施 設間での公平性の観点から、施設分類 ごとの使用料や減免規程の考え方の統 一を検討する等、引き続き調査・研究 を進める。	公民館やスポーツ施設等の施設分類ご との、使用料や減免規定の調査結果を 整理した。また、他市の基本指針等を 情報収集するとともに、コスト計算に おける公会計の活用方法を調査・研 究した。		B
R2	↓	施設分類ごとの公平性の観点からの 調査結果を踏まえ、受益者負担の原 則に基づく基本指針の必要性や見直 しの具体的な手法について、引き続 き調査・研究を進める。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
使用料及び手数料見直し 効果額(千円)	計画	単年度							
		累計							
	実績	単年度		0	0	0	0		
		累計		0	0	0	0		

No. 2-(2)-4

項目名	基金の一括運用の実施		全体の進捗状況
			(財政効果額の計上状況)
担当部署	部	課	166 %
		会計課	(98%)

現状・課題	目指す将来像
<p>当市の基金運用の現状は、昨年実績利回率で0.073%と非常に低率であり、運用内容は、ほぼ定期預金による運用にとどまっている。最も確実ではあるが、最も有利な方法であるか、と言えば疑問があるところである。</p>	<p>一括運用の実施により、まとまった運用可能資金を確保し、その資金により債券運用を行い、運用益の増を目指す。</p>

将来像を実現するための…

取組内容	取組期間
<ul style="list-style-type: none"> 金融知識の習得 基金の一括運用の実施 運用可能資金の算定 債券運用に向けた、運用基準等の検討・見直し 指定金融機関をはじめとした市内金融機関との調整 運用方式の検討 更なる運用増に向けての検討(売り現先等) 	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	<p>23,213 (千円) 14,000</p>

年度	工程	年度計画	評価区分		年度評価
			実績	ア	
H28	準備	<ul style="list-style-type: none"> 先進地視察 運用基準等の見直し 	先進地視察の実施及び運用基準の全部改正を行い、新たに「浜田市公金管理運用方針」を策定した。		A
H29	実施	<ul style="list-style-type: none"> 基金の一括運用の開始(個別の基金運用からの転換) 債券運用の研究 	基金の一括運用を実施した。債券運用に係るセミナー及び研修に参加し、来年度に向け、知識の習得に努めた。		A
H30	↓	<ul style="list-style-type: none"> 基金の一括運用の実施 債券運用(ラダー運用)の実施 	債券購入計画を作成し、債券を新規に購入した。また、購入した債券のうち1口をラダー構築用とし、次年度以降ラダー構築まで計画的に購入することとした。		A
R元	↓	<ul style="list-style-type: none"> 基金の一括運用の実施 債券運用(ラダー運用)の実施 債券運用(売却など)の研究 	債券購入については、計画どおりに進めることができた。また、定期預金よりも利率の良い譲渡性預金を活用し、運用益の増額に努めた。		A
R2	↓	<ul style="list-style-type: none"> 基金の一括運用の実施 債券運用(ラダー運用)の実施 債券運用(売却など)の研究 債券売り現先取引の研究 			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
基金運用収入額(千円) ※平成27年度決算額	計画	10,122	—	12,122	13,122	13,122	13,122	13,122
	実績		8,173	12,792	17,322	17,618		

財政効果額			備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
基金の一括運用による 収入増額(千円)	計画	単年度		0	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		累計		0	2,000	5,000	8,000	11,000	14,000
	実績	単年度		0	4,619	9,149	9,445		
		累計		0	4,619	13,768	23,213		

No. 2-(2)-5

項目名	財務書類の作成、公表		全体の進捗状況 (公表状況)
	部	課	100 % (100%)
担当部署	総務部	契約管理課	

現状・課題	目指す将来像
現在、総務省改訂モデルによる財務書類の作成、公表を行っている。一方、平成28年度決算からは、新基準に基づく財務書類の作成、公表が国から要請されている状況にある。	資産と負債の総体の一覽的把握するとともに、発生主義による正確な行政コストを把握する。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
平成28年度決算状況から、新基準に基づく財務書類を作成、公表する。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		ウ
			実績	年度評価	
H28	準備	新基準に基づく財務書類作成の準備として、固定資産台帳及び財務書類作成システムの整備を図る予定。	計画どおり、固定資産台帳及び財務書類作成システムを整備した。		A
H29	公表	平成28年度の決算状況を、新基準に基づく財務書類で表し、平成29年度中に公表する。	計画どおり、新基準に基づく財務書類を平成29年度中に作成したが、連結対象団体の財務書類が提出されず、公表に至っていない。		B
H30	↓	平成29年度の決算状況を、新基準に基づく財務書類で表し、平成30年度中に公表する。	平成29年度中に公表できなかった平成28年度財務書類は公表した。平成29年度財務書類は計画どおり平成30年度中に作成したが、連結対象団体の財務書類が提出されず、公表に至っていない。		B
R元	↓	平成30年度の決算状況を、新基準に基づく財務書類で表し、令和元年度中に公表する。	平成30年度中に公表できなかった平成29年度財務書類は公表した。平成30年度財務書類は計画どおり令和元年度中に作成し、公表した。		A
R2	↓	令和元年度の決算状況を、新基準に基づく財務書類で表し、令和2年度中に公表する。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(2)-6

項目名	中期財政計画に基づく事業実施		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	財政課	

現状・課題	目指す将来像
<p>当市においては、毎年度中期財政計画をローリングし公表することで、財政運営の将来見通しを明らかにしている。これにより、行財政改革の推進の必要性などの課題を提示している。</p>	<p>持続可能な財政体質を確立する。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<p>国の地方財政対策による影響を踏まえつつ、毎年度中期財政計画をローリングすることで、財政状況のトレンドを明らかにする。</p>	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計) (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分		ウ
			実績	年度評価	
H28	公表	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、12月に中期財政計画を公表、この計画をふまえ平成29年度当初予算を編成する予定。	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、この計画をふまえ平成29年度当初予算を編成した。これを経て、12月に中期財政計画を公表した。	A	
H29	↓	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、12月に中期財政計画を公表、この計画をふまえ平成30年度当初予算を編成する予定。	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、この計画をふまえ平成30年度当初予算を編成した。これを経て、12月に中期財政計画を公表した。	A	
H30	↓	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、12月に中期財政計画を公表、この計画をふまえ平成31年度当初予算を編成する予定。	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、この計画をふまえ平成31年度当初予算を編成した。これを経て、12月に中期財政計画を公表した。	A	
R元	↓	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、12月に中期財政計画を公表、この計画をふまえ令和2年度当初予算を編成する予定。	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、この計画をふまえ令和2年度当初予算を編成した。これを経て、12月に中期財政計画を公表した。	A	
R2	↓	6月に主要事業実施計画書各課提出、7月に各課ヒアリング、12月に中期財政計画を公表、この計画をふまえ令和3年度当初予算を編成する予定。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
予算規模(億円)※H27中期財政計画	計画	432	387	378	369	364	355	340
予算規模(億円)※H28中期財政計画	計画	0	395	396	386	384	366	336
予算規模(億円)※H29中期財政計画	計画	0	395	396	395	387	354	355
予算規模(億円)※H30中期財政計画	計画	0	395	396	395	395	345	351
予算規模(億円)※R元中期財政計画	計画	0					360	
予算規模(億円)※当初予算	実績		379	387	395	387	357	

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
財政効果額	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(2)-7

項目名	自治体健全化法への対応		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	総務部	財政課	

現状・課題	目指す将来像
毎年度、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業毎に算定される「資金不足比率」を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられている。	健全化判断比率及び資本不足比率の健全水準を維持する。 実質赤字比率<12.45% 連結実質赤字比率<17.45% 実質公債費比率<25.0% 将来負担比率<350.0%

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
公債費の負担を軽減するため、短期的には地方債の繰上償還を行うとともに長期的には投資的経費の縮減による地方債発行の抑制を図る。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計) (千)

年度	工程	年度計画	評価区分	ウ 年度評価
			実績	
H28	実施	健全化判断比率の算定については、6月に平成27年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成27年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行う予定。	健全化判断比率の算定については、6月に平成27年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成27年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行った。	A
H29	↓	健全化判断比率の算定については、6月に平成28年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成28年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行う予定。	健全化判断比率の算定については、6月に平成28年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成28年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行った。	A
H30	↓	健全化判断比率の算定については、6月に平成29年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成29年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行う予定。	健全化判断比率の算定については、6月に平成29年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成29年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行った。	A
R元	↓	健全化判断比率の算定については、6月に平成30年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成30年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行う予定。	健全化判断比率の算定については、6月に平成30年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に平成30年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行った。	A
R2	↓	健全化判断比率の算定については、6月に令和元年度決算に基づく健全化4指標を算定。9月に令和元年度健全化4指標を議会報告、住民公表を行う予定。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
実質赤字比率(%)	計画	-	-	-	-	-	-	-
	実績		-	-	-	決算後		
連結実質赤字比率(%)	計画	-	-	-	-	-	-	-
	実績		-	-	-	決算後		
実質公債費比率 (%)	(H27中財より) 計画	10.8	10.7	11.5	12.6	13.0	13.5	14.1
	(H28中財より) 計画		9.9	10.6	11.6	12.3	12.3	12.4
	(H29中財より) 計画		-	10.4	11.3	12.0	12.4	12.8
	(H30中財より) 計画		-	-	10.6	11.2	11.6	12.4
	(R元中財より) 計画		-	-	-	11.0		
	実績		9.9	10.1	10.5	決算後		
将来負担比率 (%)	(H26決算より) 計画	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5
	実績		82.6	72.3	59.5	決算後		
繰上償還額(百万円)	計画		590	1,023	312	727		
	実績		590	1,062	416	727		
財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
財政効果額	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

No. 2-(2)-8

項目名	市税等の徴収率向上		全体の進捗状況 (状況)
	部	課	%
担当部署	市民生活部	税務課	

現状・課題	目指す将来像
<p>少子高齢化の進行、景気の低迷による所得の減少等により、市税調定額は減少傾向にある。</p> <p>自主財源である市税収入を確保するため、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。</p>	<p>自主財源の確保により、必要な公的サービスを安定的に支える歳入構造を構築する。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者との納付折衝や催告を積極的に行うとともに、財産調査により生活状況を把握し、財産を発見した場合は滞納処分、財産がない場合は滞納処分の執行を停止し滞納整理を進める。 ・国税OBを徴収指導員として採用し、高額・困難案件に対する指導・助言をいただきながら滞納整理に努める。 ・コールセンターを常時設置し、初期滞納者へ電話催告を実施し早期対応を図る。 ・徴税吏員としてのスキルアップを図るため、各種研修に積極的に参加する。 	<p>平成28年度から 令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	決算後 (千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	イ 年度評価
			実績	
H28	実施	<p>財産調査や事例研究等の研修に積極的に参加し、職員の徴収能力の向上を図る。</p> <p>また、財産調査等を強化し、差押による滞納処分を実施する。併せて、財産がない滞納者に対しては滞納処分の執行を停止し、滞納整理を進める。</p>	<p>徴収業務に関する専門研修への参加、先進地視察を行い徴税吏員としての知識、技能の向上を図った。</p> <p>納付の利便性向上を図るため口座振替の様式を見直した。</p> <p>滞納整理においては、預貯金を中心に財産調査を強化し、差押えを積極的に実施した。</p> <p>また、初期滞納者への対応として、コールセンターによる電話催告に加え、夜間電話催告を開始した。</p>	B
H29	↓	<p>各種研修に参加するとともに、搜索、公売等を実施するため先進地視察を行う。</p> <p>初期滞納者への対応として、コールセンター業務を委託から直営に変更し、より柔軟で効率的な電話催告を実施する。</p> <p>また、高額・徴収困難案件への取組みを強化するため、元国税徴収官である徴収指導員をより一層活用し、納付または差押え等につなげる。</p>	<p>徴収業務に関する各種研修会に参加し、徴収吏員としての能力向上に努め、搜索2件及び現地公売1件を執行した。</p> <p>コールセンターについては委託から直営に変更し、初期滞納者に対し引き続き電話催告を行った。</p> <p>また、徴収指導員の指導を受けながら、高額・困難案件に対して取り組み、差押えの強化等により滞納繰越額の圧縮に努めた。</p>	A
H30	↓	<p>各種研修に参加し、職員の徴収能力の向上を図る。</p> <p>財産調査等を強化し、差押による滞納処分を実施する。併せて、財産がない滞納者に対しては、納付資力を見極め、適切に滞納処分の執行を停止し、滞納整理を進める。</p> <p>また、高額・徴収困難案件への取組みを強化するため、元国税徴収官である徴収指導員をより一層活用し、納付または差押え等につなげる。</p>	<p>徴収業務に関する各種研修会に参加するとともに、公売ノウハウ維持と納税者への啓発のため動産1件の搜索及び公売を執行した。</p> <p>財産調査、差押を強化した結果、差押件数を増加させたにもかかわらず取立額は減少した。この減収により滞納繰越分及び合計収納率は目標を下回った。なお、現年分の収納率は目標を上回っている。</p> <p>滞納繰越分の収納率向上のため高額、困難案件の取組を強化したが、高額案件数の減少により労力に対して収入が少なかった。</p>	B
R元	↓	<p>現年度分の滞納整理を重点的に取り組み、収納済額の確保と件数抑制を基本方針とする。目標収納率達成に向けて納税相談の入り口である滞納者への架電数に目標を設定し、達成状況の管理を行う。</p> <p>滞納繰越分については、「滞納処分の執行停止」に該当する生活困窮者等の不納欠損処理を積極的に行う。また、差押は換価の容易な口座、生命保険、有価証券、給与を優先し、公売の必要な不動産等は費用対効果で判断する。</p>	<p>夜間・休日電話催告を行い徴収困難案件への取り組み、徴収につなげた。各種研修会に参加し取得したことを、実践において搜索・タイヤロック・内偵捜査を執行した。長期滞納解消に向け差押の強化を行い、また、差押可能財産を発見するため搜索をし、公売を実施した。</p>	決算後

R2	↓	滞納者を増やさないことを最重要とし、現年度分の未納者に対して架電数の目標を設定し、達成状況の管理を行うとともに、年度内に早期滞納処分に着手する。滞納繰越分については、財産調査を徹底し生活状況の把握に努め納税相談を実施する。また、徴収指導員を活用し、係内で事例検討会を行い対策を図っていく。明らかに回収不能となった税を無為に残さず不納欠損処理を行う。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
徴収率(%) ※現状H27年度決算値	計画	97.33	97.43	97.45	97.55	前年度+0.1	前年度+0.1	前年度+0.1
	実績		97.35	97.45	97.27	決算後		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
H27徴収率換算値と決算値の差額 ※参考額として表示(理論上の効果) (千円)	計画	単年度	伸長	→	→	→	→	→
		累計						
	実績	単年度		1,483	9,111 ▲	4,522	決算後	
		累計		1,483	10,594	6,072		

No. 2-(2)-9

項目名	ふるさと寄附の活用		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	担当部署	部	課
	産業経済部	ふるさと寄附推進室	他 82 % (70%)

現状・課題	目指す将来像
<p>浜田市のふるさと寄附は、クレジット納付の導入、各種媒体・イベント等での広報活動により、件数及び金額が年々急激に増加している。</p> <p>寄附額の半分程度をお礼の品として地元特産品等を提供し、残額を基金として積み立てている。</p>	<p>継続して自主財源を確保する。また、地元特産品等を提供することにより産業振興及び地域経済の活性化に寄与する。</p>

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
自治体間競争が厳しくなっているため、より魅力ある特産品の提供や情報メディアを活用した情報発信を積極的に行い、事業の拡大を図る。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	1,390,025 (千円) 1,700,000

年度	工程	年度計画	評価区分		イ
			実績	年度評価	
H28	実施	各種メディアへの積極的な情報発信を行うとともに、感謝祭等のイベントにも積極的に参加する。 あわせて、庁内に横断的な組織を立ち上げ、使途について検討する。	雑誌・テレビの取材は積極的に対応し、情報発信に努めた。感謝祭等のイベントには事業者と協力して参加し、寄附者との交流を深めた。 使途については、庁議メンバーで検討を行い、行革効果分には、3月補正で既存事業(50事業)の財源振替を行った。		A
H29	↓	引き続き、市および特産品のPRに努めるとともに、使途についても全国に発信し、寄附を募る。 当初予算で行革効果分のふるさと寄附金充当事業として27事業を計上している。	引き続き、ふるさと寄附の推進のため、特産品のPRと使途の発信に努めた。 使途については、新たに財政課を事務局とする検討委員会を立ち上げ、効果的な活用に努めた。		A
H30	↓	引き続き、市及び特産品のPRと使途の発信を行い、ふるさと寄附の推進に努める。 当初予算で、ふるさと寄附金充当事業として48事業を計上している。	引き続き、ふるさと寄附の推進のため、特産品のPRと使途の発信に努めた。 使途については、財政課を事務局とする検討委員会で検討し、効果的な活用に努めた。 「行革効果分」として319,673千円を活用した。		A
R元	↓	引き続き市及び特産品のPRと使途の発信を行い、ふるさと寄附の推進に努める。 当初予算で、ふるさと寄附金充当事業として「予算充実分」33事業、「行革効果分」15事業を計上している。	経費削減等、国の新たな指定制度に対応しながら、特産品のPRと使途の発信に努めた。 使途については、財政課を事務局とする検討委員会で検討し、効果的な活用に努めた。 「行革効果分」として202,024千円を活用した。		A
R2	↓	引き続き市及び特産品のPRと使途の発信を行い、ふるさと寄附の推進に努める。 当初予算で、ふるさと寄附金充当事業として「予算充実分」31事業、「行革効果分」15事業を計上している。			
R3	↓				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	計画							
	実績							

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
ふるさと寄附(千円)	計画	単年度	500,000	400,000	300,000	200,000	200,000	100,000
		累計	500,000	900,000	1,200,000	1,400,000	1,600,000	1,700,000
	実績	単年度	481,357	386,971	319,673	202,024		
		累計	481,357	868,328	1,188,001	1,390,025		

項目名	(有)ゆうひパーク三隅の経営改善		全体の進捗状況
			(状況)
担当部署	部	課	%
	三隅支所	産業建設課	

現状・課題	目指す将来像
<p>ゆうひパーク三隅(道の駅)は、平成22年から続く赤字に対し経営努力により回復状況にはあるものの、H26年度決算も純利益は▲1,300千円のため、損失補てんにより対応している。</p> <p>平成29年3月の浜田三隅道路開通による影響は、高速道路が開通した東部の「道の駅」の状況から想定すると大変な脅威であり、その対策を講じる必要がある。</p>	<p>道の駅は、休憩施設と共に、地域の名所等を紹介する『情報発信の場』であり、三隅の『特産品販売センター』として自治区にとって必要な施設である。</p> <p>よって、多くの人に親しまれ利用してもらえるよう、地域と一体となって、高速道路を下りても立寄りたい、ここにしかない特色のある「道の駅」を目指す。</p>

将来像を実現するための…

取組内容	取組期間
<p>平成26年に策定した「経営検討委員会」の報告書を基に、『食体験の拠点』『芸術文化の発信拠点』『コミュニティ交流拠点』となる道の駅を目指し、それぞれの拠点を実行するうえで、実現可能な人材、団体等と連携を図り早期の実施を目指す。</p> <p>『食体験』については、三隅の棚田米や野菜・魚を利用し、郷土料理の提供や朝飯定食の充実を検討する。</p> <p>『芸術文化の拠点』については、日本海の景色を取り入れた写真教室等の開催、石正美術館や碧い石見の芸術祭と連携した絵画教室や石州半紙とのコラボ等、体験コーナーの充実を検討する。</p> <p>『交流拠点』については、地域住民を講師とした郷土料理・味噌作り教室等、誰もが気軽に参加でき楽しめる企画を検討する。</p> <p>ゆうひパーク三隅は、小規模で市街地から遠いという地理的悪条件ではあるものの、それを逆手に取った特色あるサービスの提供を行えるよう検討を重ね、平成28年度末予定の浜田三隅道路全線開通に伴う売上減少を5%以内に収めることにより、安定した経営継続を図る。</p>	<p>平成28年度から</p> <p>令和3年度まで</p>
	財政効果額(累計)
	(千円)

年度	工程	年度計画	評価区分	
			実績	イ
			年度評価	
H28	調査・協議	ここにしかない日本海、ローカル線を望む景観をPRする看板整備により集客を図る。 地域との連携強化を図り地元特産品のブランド化、情報発信、イベント等の実効的対策を検討する。	景観のPR看板を2箇所設置し、ゆうひパーク三隅への集客を図った。 また、地区まちづくり推進委員会や東平原営農組合などの地域の団体と連携し、情報発信やイベントを開催し集客に努めるとともに、更なる集客に繋がるよう検討を行った。	B
H29	協議・実施	トワイライトエクスプレス瑞風の運行に関する情報発信を行うとともに、おもてなしイベント等を開催する。 引き続き、地元産品のブランド化、情報発信、イベント等の実効的対策を検討する。	トワイライトエクスプレス瑞風の運行開始時や年間を通じての定期的なイベント開催のほか、広報誌やSNS等による情報発信を行い集客を図った。 また、目的をもって道の駅に来てもらえるよう、イベントや地元特産品の提供などの検討を行った。	B
H30	↓	引き続き、イベントの開催や景観のPR等に努めるとともに、目的をもって道の駅に来てもらえるよう、イベントや地元特産品の提供など実効的対策を検討する。	引き続き夏祭り等のイベントを開催し誘客を図るとともに、地元保育園児の絵を展示する等、地域住民にも足を運んでもらう方策を検討し、次年度以降に取り組むこととした。 また、近畿三隅会での物販・PRや広島に向いて景観のPR・情報発信を行った。	B
R元	↓	引き続き、イベントの開催や景観のPR等に努めるとともに、日本海と鉄道を臨める裏庭を利用した集客を検討する。 また、立ち寄られた方に建物内に入ってもらい特産品等を購入してもらうための方策を検討し、売上増を目指す。	SNS等による情報発信や定期的なイベントを開催するとともに、近畿三隅会や広島に向き、県外での物販・PR・情報発信を行った。 今年度、新たな取組として、毎月、地元保育園児の作品を展示し、地域住民に足を運んでもらう取組を行った。 また、毎月、ゆうひパーク三隅と市とで経営対策協議を行い、集客対策や経営改善に向けた検討を行った。	決算後
R2	↓	イベントの開催や景観のPR、SNS等による情報発信に努めるとともに、ゆうひパーク三隅と市とで集客・売上増、固定費の削減や原価率の改善等の経営改善に向けた協議・検討を行い、安定した経営への転換を目指す。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状 H27.6.1～ H28.5.31	H28 H28.6.1～ H29.5.31	H29 H29.6.1～ H30.5.31	H30 H30.6.1～ R元.5.31	R元 R元.6.1～ R2.5.31	R2 R2.6.1～ R3.5.31	R3 R3.6.1～ R4.5.31
総売上額(千円)	計画	70,255	67,000	60,700	61,300	61,900	62,500	63,100
	実績		64,368	55,425	57,946	決算後		
財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
効果額(千円)	計画	単年度						
		累計						
	実績	単年度						
		累計						

項目名	市営住宅駐車場使用料の徴収		全体の進捗状況 (実施状況)
	部	課	100 % (100%)
担当部署	都市建設部	建築住宅課	

現状・課題	目指す将来像
市営住宅の駐車場については、整備が十分にできていないため、入居者の自主管理を前提に、使用料を徴収することなく使用を認めてきた。	入居戸数分の駐車区画が確保できる市営住宅について、駐車場整備を行い、駐車場使用の申請・許可にもとづき、駐車場使用料を徴収することによって、市有財産である市営住宅駐車場の適正な管理運営を行う。

将来像を実現するための・・・

取組内容	取組期間
入居戸数分の駐車区画が確保できる市営住宅について、駐車場整備を行った後、入居者へ説明会を実施し、平成28年4月から駐車場使用の申請・許可を行い、使用許可者へは駐車場使用料を徴収する。	平成28年度から 平成28年度まで
	財政効果額(累計)
	決算後 (千円) 46,200

年度	工程	年度計画	評価区分	年度評価
			実績	
H28	実施	平成28年4月から駐車場使用の申請に基づき許可を行い、使用許可者へは駐車場使用料を徴収する。	駐車場使用料の徴収を開始したため、計画終了とする。使用料収入額については毎年確定後報告する。(入居率などにより増減あり)【計画終了】	A
H29				
H30				
R元				
R2				
R3				

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
駐車場使用料収入(千円)	計画	0	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
	実績		6,568	6,486	6,322	決算後		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
駐車場使用料収入効果額(千円)	計画	単年度	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
		累計	7,700	15,400	23,100	30,800	38,500	46,200
	実績	単年度		6,568	6,486	6,322	決算後	
		累計		6,568	13,054	19,376		

No. 2-(2)-14

項目名	(水道)下水道事業(公共、農集、漁集)の経営健全化		全体の進捗状況 (財政効果額の計上状況)
	部	課	63 % (36%)
担当部署	上下水道部	下水道課	

現状・課題	目指す将来像
下水道経営が使用料収入で賄えないために、一般会計からの基準外繰入が必要となっている。	接続率を向上させることで使用料収入を増やし、経営の健全化を図る。

将来像を実現するための...

取組内容	取組期間
普及啓発活動を積極的に行い、接続率の向上を図る。	平成28年度から 令和3年度まで
	財政効果額(累計)
	20,049 (千円) 32,064

年度	工程	年度計画	評価区分	イ
			実績	
H28	実施	供用開始地区での説明会、未接続世帯の個別訪問等、積極的な普及啓発活動を行い、下水道事業への理解と関心を深め、接続率の向上を図る。	供用開始地区での説明会、未接続世帯の個別訪問等により、水洗化(接続)率の向上に努めた。 下水道会計基準外繰入金を抑制するように努めた。	A
H29	↓	供用開始地区での説明会、未接続世帯の個別訪問等、積極的な普及啓発活動を行い、下水道事業への理解と関心を深め、接続率の向上を図る。	供用開始地区での説明会、未接続世帯の個別訪問等により、水洗化(接続)率の向上に努めた。 下水道会計基準外繰入金を抑制するように努めた。	A
H30	↓	供用開始地区での説明会、未接続世帯の個別訪問等、積極的な普及啓発活動を行い、下水道事業への理解と関心を深め、接続率の向上を図る。	供用開始地区での説明会や福祉フェスティバルでの啓発、県と共同で出前講座を実施する等水洗化(接続)率の向上に努めた。 また、マンホールカードを作成し、下水道への関心を高めることに努めた。 下水道会計基準外繰入金を抑制するよう努めた。	A
R元	↓	未接続世帯の個別訪問等、積極的な普及啓発活動を行い、下水道事業への理解と関心を深め、接続率の向上を図る。	未接続世帯の個別訪問、県と共同で出前講座の実施、マンホールカードの配布(観光協会に委託)を行い、関心を高めた。	A
R2	↓	未接続世帯の個別訪問等、積極的な普及啓発活動を行い、下水道事業への理解と関心を深め、接続率の向上を図る。		
R3	↓			

数字による進捗状況		現状	H28	H29	H30	R元	R2	R3
接続目標(世帯)	計画		50	50	50	50	20	20
	実績		70	59	57	60		

財政効果額		備考	H28	H29	H30	R元	R2	R3
接続率向上効果額(千円)	計画	単年度	1,005	2,970	4,875	6,720	7,938	8,556
		累計	1,005	3,975	8,850	15,570	23,508	32,064
	実績	単年度	1,407	3,940	6,219	8,483		
		累計	1,407	5,347	11,566	20,049		

行財政改革実施計画 財政効果額集計表

別紙

I 計画額

(単位：千円)

	財政効果額							備考
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計	
当初計画 [H27]	564,126	509,048	508,988	365,896	381,802	386,413	2,716,273	
H28修正計画 [H28]	564,126	509,048	508,988	365,896	459,802	347,413	2,755,273	[H27]+39,000
H29修正計画 [H29]	564,126	548,134	550,020	406,314	479,882	366,982	2,915,458	[H28]+160,185
H30修正計画 [H30]	564,126	548,134	686,766	486,060	500,628	407,728	3,193,442	[H29]+277,984
R元修正計画 [R01]	564,126	548,134	686,766	478,258	503,663	417,414	3,198,361	[H30]+4,919
R02修正計画 [R02]	564,126	548,134	686,766	478,258	489,630	370,223	3,137,137	[R01]▲61,224
[R02] - [R01]	0	0	0	0	▲14,033	▲47,191	▲61,224	

※ 「当初計画[A]」は、計画策定時(平成28年3月)の計画額を示す。

【計画値を修正(▲61,224千円)した項目】

- 1-(1)-1「宿直・監視員業務の見直し」 住民サービス確保の観点から機械警備導入を見直し、人員体制見直しに計画修正(▲23,769千円)
- 2-(1)-16「公立幼稚園の統合」 園児の教育環境の充実、入園児童数の減少を踏まえ、工程修正(▲10,000千円)
- 2-(1)-18「世界子ども美術館等の管理運営費見直し」 働き方改革、修繕経費、法定検査料等の所要額を計画反映(▲29,145千円)
- その他の項目の増減による(1,690千円)

II 実績額

(単位：千円)

	財政効果額							備考
	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)	合計 (推計)	
実績+推計 [実績]	527,960	647,832	651,030	537,600	502,907	376,095	3,243,424	確定割合 76.0%
(R2以降は推計)								
うち確定分	527,960	647,832	651,030	537,600	50,711	50,819	2,465,952	

※ 「R元」以降の推計は、確定額(計画終了となった項目の実績)と計画額の合計を示す。

III 比較(実績額-計画額)

(単位：千円)

	財政効果額							備考
	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)	合計 (推計)	
[実績] - [R02]	▲36,166	99,698	▲35,736	59,342	13,277	5,872	106,287	
(参考) [実績] - [H27]	▲36,166	138,784	142,042	171,704	134,650	39,051	590,065	

1-(1) スリムな行政の構築 【38項目】

(単位：千円)

No.	項目	区分	財政効果額						合計 (推計)	備考
			H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)		
1	宿直・監視員業務の見直し	計画額	0	0	0	0	0	26,000	26,000	
			0	0	0	0	1,111	1,120	2,231	R2修正額 (▲23,769)
		実績額	0	0	0	0	1,111	1,120	2,231	
2	文書送達(通送便業務)の見直し	計画額	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	13,056	
		実績額	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	13,056	H28終了
3	タブレット端末の活用	計画額	0	0	661	661	661	661	2,644	
		実績額	0	0	343	343	343	343	1,372	H30終了
4	電話交換業務の見直し	計画額	0	0	0	0	0	2,121	2,121	
		実績額	0	0	0	0	0	2,121	2,121	
5	現業業務の見直し								0	
6	職員研修の充実								0	
7	人事考課制度の導入による人材育成と処遇反映								0	
8	業務の質・量に応じた適材適所な人員配置								0	
9	定員適正化計画の管理・推進	計画額	0	99,000	119,000	153,000	281,000	314,000	966,000	中期財政計画で 見込済
			0	99,000	119,000	202,000	350,000	369,000	1,139,000	R元修正額 (+173,000)
		実績額	28,719	154,828	132,833	202,000	350,000	369,000	1,237,380	R1決算後修正
10	職員給与制度の見直し								0	
11	時間外勤務の抑制								0	
12	福利厚生事業の見直し	計画額	0	1,345	1,346	1,338	1,332	1,310	6,671	
		実績額	0	1,371	1,371	1,418	1,332	1,310	6,802	
13	IT活用による業務改善の推進								0	
14	次期基幹システムの導入に向けた検討(自治体クラウド等検討)								0	
15	組織機構の見直し								0	
16	高速道路利用料金の削減	計画額	180	180	180	180	180	180	1,080	
		実績額	838	1,271	955	1,083	180	180	4,507	
17	物件費の削減	計画額	0	0	20,162	39,914	59,273	78,245	197,594	当初計画額
			0	20,162	39,914	59,273	59,273	78,245	256,867	H29修正額 (+59,273)
		実績額	0	20,162	39,914	59,273	59,273	78,245	256,867	
18	投票所開設時間の繰り上げ	計画額	0	725	725	1,450	0	725	3,625	
		実績額	0	725	725	1,450	0	725	3,625	H28終了
19	投票所の見直し	計画額	654	872	872	1,744	0	872	5,014	
		実績額	1,143	1,143	1,143	2,286	0	1,143	6,858	H28終了
20	浜田きらめき債発行手数料の削減	計画額	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	8,424	
		実績額	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	8,424	H28終了
21	e!TAX ASPサービス使用料に係る契約見直し	計画額	2,118	2,104	2,104	2,104	2,104	2,104	12,638	当初計画額
			2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	12,708	H29修正額 (+70)
		実績額	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	12,708	H28終了
22	固定資産標準宅地数の見直し	計画額	551	0	0	172	0	0	723	当初計画額
			551	0	0	551	0	0	1,102	H29修正額 (+379)
		実績額	661	0	0	661	0	0	1,322	H28終了
23	健康ポイント特典サービス事業の廃止	計画額	706	706	706	706	706	706	4,236	
		実績額	706	706	706	706	706	706	4,236	H28終了
24	浜田市若者健康診査の廃止	計画額	680	680	680	680	680	680	4,080	
		実績額	680	680	680	680	680	680	4,080	H28終了

※ 「R元」以降の推計は、確定額(計画終了となった項目の実績)と計画額の合計を示す。

No.	項目	区分	財政効果額						合計 (推計)	備考
			H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)		
25	(国保) ジェネリック医薬品の普及	計画額	4,162	4,162	4,162	4,162	4,162	4,162	24,972	国保会計
		実績額	3,875	5,512	3,609	2,722	4,162	4,162	24,042	
26	生ごみ処理機設置事業補助金の廃止	計画額	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	9,600	H28終了
		実績額	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	9,600	
27	廃プラスチックの焼却による減容機の廃止	計画額	0	6,500	79,500	6,500	8,260	6,500	107,260	H30終了
		実績額	0	3,750	80,084	8,164	9,924	8,164	110,086	
28	補助金の見直しによる縮減及び廃止 (産業政策課所管分)	計画額	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	H29終了
		実績額	0	3,409	3,409	3,409	3,409	3,409	17,045	
29	浜田市人會事業の統一	計画額	912	912	912	912	912	912	5,472	H29終了
		実績額	805	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	5,830	
30	無料職業紹介所の縮減	計画額	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	13,128	H28終了
		実績額	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	13,128	
31	はまだ産業振興機構運営費の見直し	計画額	1,815	1,815	1,815	1,815	2,230	2,648	12,138	R元終了
		実績額	1,815	2,106	4,578	5,450	5,450	5,450	24,849	
32	広島開拓特別プロジェクトチーム運営事業費の見直し	計画額	1,445	1,445	1,445	1,945	2,445	2,856	11,581	当初計画額
			1,445	4,155	5,711	5,711	5,711	5,711	28,444	H29修正額 (+16,863)
			1,445	4,155	10,657	10,657	10,657	10,657	48,228	H30修正額 (+19,784)
		実績額	5,995	7,477	12,778	10,657	10,657	10,657	58,221	R1決算後修正
33	港湾活用促進事業費の見直し	計画額	619	619	619	619	619	896	3,991	
		実績額	619	1,121	1,243	1,781	885	896	6,545	
34	浜田市教育文化振興事業団のあり方見直し								0	
35	消防車両の更新時期の再検討	計画額	0	0	0	0	0	39,000	39,000	当初計画額
		実績額	0	0	0	0	78,000	0	78,000	H28修正額 (+39,000)
36	浜田市消防団の再編								0	
37	救急救命士の養成計画の見直し	計画額	2,700	0	0	0	0	0	2,700	H28終了
		実績額	2,700	0	0	0	0	0	2,700	
38	事務事業評価結果に基づく予算の削減 (平成30年度元氣な浜田事業)	計画額	—	—	—	6,402	17,939	23,890	48,231	R元新規
		実績額	—	—	—	15,419	17,939	23,890	57,248	
1-(1) 小計	計画額	当初計画 [H27]	19,748	26,271	120,095	69,108	87,770	174,784	497,776	
		H28修正計画 [H28]	19,748	26,271	120,095	69,108	165,770	135,784	536,776	[H27]+39,000
		H29修正計画 [H29]	19,748	49,157	144,127	92,626	169,050	138,653	613,361	[H28]+76,585
		H30修正計画 [H30]	19,748	49,157	149,073	97,572	173,996	143,599	633,145	[H29]+19,784
		R元修正計画 [R01]	19,748	49,157	149,073	103,974	191,935	167,489	681,376	[H30]+48,231
		R02修正計画 [R02]	19,748	49,157	149,073	103,974	193,046	142,609	657,607	[R01]-23,769
	実績額	実績+推計 [実績]	25,448	54,412	158,420	123,271	200,380	149,530	711,461	
比較 (実績額 - 計画額)	[実績] - [R02]	5,700	5,255	9,347	19,297	7,334	6,921	53,854		
	(参考) [実績] - [H27]	5,700	28,141	38,325	54,163	112,610	▲25,254	213,685		

※「R2」以降の推計は、確定額(計画終了となった項目の実績)と計画額の合計を示す。

【凡例】

■ 財政効果額が生じない項目(または现阶段では効果額が見込めない項目)
 ■ 別項目で計上済みの再掲効果額(または特別会計に係る効果額、将来更新経費に係る効果額等のため参考額) ※小計には含まない。

1-(2) 市民との協働によるまちづくり 【17項目】

(単位：千円)

No.	項目	区分	財政効果額						合計 (推計)	備考	
			H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)			
1	議会の情報公開の促進								0		
2	ひゃこるネットみすみの効率的運営	計画額	0	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	80,000	当初計画額
		実績額	0	0	0	0	0	0	0	32,000	R元修正額 (▲48,000)
3	庁内システムの管理の外部委託化									0	
4	公募委員の推進、審議会等委員体制の見直し									0	
5	行政窓口業務の見直しの検討									0	
6	外郭団体及び第三セクターの経営状況等点検									0	
7	投開票事務従事経費の縮減	計画額	1,083	▲70	2,936	7,724	0	▲297	11,376		
		実績額	791	601	248	2,028	0	▲297	3,371		
8	市民、地域との連携強化（地区まちづくり推進委員会の設立推進）									0	
9	協働の推進									0	
10	ふるさと寄附業務の外部委託									0	R元終了
11	古着・古布の回収・リサイクルの廃止	計画額	3,116	3,116	3,116	3,116	3,116	3,116	3,116	18,696	
		実績額	3,116	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	18,946	H28終了
12	容器包装資源ごみ中間処理業務委託料の適正化	計画額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000	
		実績額	3,486	3,486	3,486	3,486	3,486	3,486	3,486	20,916	H28終了
13	婚活関連業務（男女の出会い創出事業）の外部委託	計画額	—	—	—	1,796	1,796	1,796	1,796	5,388	
		実績額	—	—	—	1,796	1,795	1,795	1,795	5,386	R元新規 R元終了
14	地域包括支援センターの効率的運営	計画額	—	—	—	0	0	111,245	111,245	111,245	外部委託等の費用は含まない
		実績額	—	—	—	0	0	111,245	111,245	111,245	R元新規
15	放課後児童クラブの効率的運営	計画額	—	—	—	0	11,522	11,522	23,044	23,044	外部委託等の費用は含まない
		実績額	—	—	—	0	11,522	11,522	23,044	23,044	R元新規
16	不燃ごみ処理の効率的運営									0	R元新規
17	浜田浄苑の効率的運営									0	R元新規
1-(2) 小計	計画額	当初計画 [H27]	7,199	22,046	25,052	29,840	22,116	21,819	128,072		
		R元修正計画 [R01]	7,199	22,046	25,052	15,636	7,912	7,615	85,460	[H27] - 42,612	
		R02修正計画 [R02]	7,199	22,046	25,052	15,636	7,912	7,615	85,460	[R01] ± 0	
	実績額	実績+推計 [実績]	7,393	7,253	6,900	10,476	8,447	8,150	48,619		
比較 (実績額 - 計画額)	[実績] - [R02]	194	▲14,793	▲18,152	▲5,160	535	535	▲36,841			
	(参考) [実績] - [H27]	194	▲14,793	▲18,152	▲19,364	▲13,669	▲13,669	▲79,453			

※ 「R元」以降の推計は、確定額（計画終了となった項目の実績）と計画額の合計を示す。

【凡例】

財政効果額が生じない項目（または現段階では効果額が見込めない項目）

別項目で計上済みの再掲効果額（または特別会計に係る効果額、将来更新経費に係る効果額等のため参考額）※小計には含まない。

2-(1) 公共施設マネジメント 【20項目】

(単位：千円)

No.	項目	区分	財政効果額						合計 (推計)	備考
			H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)		
1	本庁舎包括管理業務委託の導入								0	
2	庁舎の有効活用	計画額	0	0	0	495	495	1,479	2,469	
		実績額	140	312	425	399	495	1,479	3,250	
3	市営駐車場の指定管理者制度導入	計画額	0	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000	
		実績額	0	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000	H29終了
4	公共施設のランニングコスト削減	計画額	0	600	600	600	600	600	3,000	当初計画額
		実績額	0	600	3,100	3,100	3,100	3,100	13,000	H30修正額 (+10,000)
		実績額	0	2,101	2,603	3,100	3,100	3,100	14,004	

No.	項目	区分	財政効果額						合計 (推計)	備考
			H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)		
5	指定管理者制度の効率的な運用								0	
6	第1期公共施設再配置実施計画の推進	計画額	624	10,550	11,555	12,222	15,172	22,164	72,287	
		実績額	624	10,550	11,555	12,222	14,684	18,676	68,311	R2修正額 (▲3,976)
7	指定管理者制度導入施設の見直し 【あさひやすらぎの家】	計画額	0	488	488	488	488	488	2,440	No.6の再掲
		実績額	0	488	488	488	0	0	1,464	R2修正額
8	指定管理者制度導入施設の見直し 【やさかやすらぎの家】	計画額	0	0	800	800	800	800	3,200	No.6の再掲
		実績額	0	0	800	800	800	800	3,200	H30終了
9	指定管理者制度導入施設の見直し 【あさひひまわり工房】	計画額	0	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	21,500	No.6の再掲
		実績額	0	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	21,500	H29終了
10	指定管理者制度導入施設の見直し 【みすみ地域活動支援センターぎずな】	計画額	0	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	21,500	No.6の再掲
		実績額	1,075	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	22,575	H28終了
11	指定管理者制度導入施設の見直し 【あさひふれあいプラザ】	計画額	0	422	422	422	422	422	2,110	No.6の再掲
		実績額	0	422	422	422	422	422	2,110	H29終了
12	廃プラスチックの焼却による埋立処分場の延命化	計画額	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	168,000	将来更新経費 当初計画額
		実績額	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	228,000	H29修正額 (+60,000)
13	災害公営住宅の譲渡								0	
14	道路施設の長寿命化計画の策定及び推進								0	
15	学校給食施設の統合								0	
16	公立幼稚園の統合 (効果額のうち、3,000千円はNo.6と二重計上のため合計で調整)	計画額	0	0	0	0	0	10,000	10,000	
		実績額	0	0	0	0	0	0	0	R2修正額 (▲10,000)
17	運動施設のあり方検討								0	
18	世界子ども美術館、石正美術館及び石央文化ホールの管理運営費の見直し	計画額	12,550	12,550	12,550	12,550	12,550	12,550	75,300	
		実績額	▲7,450	26,571	25,660	27,632	11,894	12,061	96,368	H29修正額 (+70,000) R2修正額 (▲29,145)
19	青少年サポートセンターの管理運営費の見直し	計画額	0	3,261	3,261	3,261	3,261	3,261	16,305	
		実績額	1,693	2,788	3,261	3,261	3,261	3,261	17,525	H29終了
20	(下水道)三隅地区終末処理場の統合	計画額	0	0	0	0	700	2,900	3,600	
		実績額	0	0	0	0	0	2,900	2,900	R元修正額 (▲700)
2- (1) 小計	比較 (実績額 - 計画額)	当初計画 [H27]	13,174	34,961	35,966	37,128	40,778	57,954	219,961	
		H29修正計画 [H29]	13,174	48,961	49,966	51,128	54,778	71,954	289,961	[H27] + 70,000
2- (1) 小計	比較 (実績額 - 計画額)	H30修正計画 [H30]	13,174	48,961	52,466	53,628	57,278	74,454	299,961	[H29] + 10,000
		R元修正計画 [R01]	13,174	48,961	52,466	53,628	56,578	74,454	299,261	[H30] - 700
2- (1) 小計	比較 (実績額 - 計画額)	R02修正計画 [R02]	13,174	48,961	52,466	53,628	41,434	52,143	261,806	[R01] - 37,455
		実績額	▲3,918	49,658	51,160	53,608	46,842	50,559	247,909	
2- (1) 小計	比較 (実績額 - 計画額)	[実績] - [R02]	▲17,092	697	▲1,306	▲20	5,408	▲1,584	▲13,897	
		(参考) [実績] - [H27]	▲17,092	14,697	15,194	16,480	6,064	▲7,395	27,948	

※ 「R元」以降の推計は、確定額（計画終了となった項目の実績）と計画額の合計を示す。

【凡例】

財政効果額が生じない項目（または現段階では効果額が見込めない項目）

別項目で計上済みの再掲効果額（または特別会計に係る効果額、将来更新経費に係る効果額等のため参考額）※小計には含まない。

2-(2) 財政健全化の推進と自主財源の確保 【14項目】

(単位：千円)

No.	項目	区分	財政効果額						合計 (推計)	備考
			H28 実績	H29 実績	H30 実績	R元 実績	R2 (推計)	R3 (推計)		
1	提案型有料広告事業の導入	計画額	—	—	300	300	300	300	1,200	H30修正額 (+1,200)
		実績額	—	—	150	488	300	300	1,238	H29終了
2	市有財産の利活用	計画額	15,300	15,300	15,300	15,300	15,300	15,300	91,800	当初計画額
		実績額	15,300	15,300	144,300	87,300	28,300	48,300	338,800	H30修正額 (+247,000)
3	使用料及び手数料の見直し(行政評価制度の活用)	計画額	—	—	—	—	—	—	0	
		実績額	—	—	—	—	—	—	0	
4	基金の一括運用の実施	計画額	0	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	14,000	H29新規追加額 (+14,000)
		実績額	0	4,619	9,149	9,445	3,000	3,000	29,213	
5	財務書類の作成、公表								0	
6	中期財政計画に基づく事業実施								0	
7	自治体健全化法への対応								0	
8	市税等の徴収率向上	計画額	0	0	0	0	0	0	0	理論上の効果
		実績額	1,483	9,111	▲4,522	0	0	0	6,072	
9	ふるさと寄附の活用	計画額	500,000	400,000	300,000	200,000	200,000	100,000	1,700,000	
		実績額	481,357	386,971	319,673	202,024	200,000	100,000	1,690,025	
10	(国保)人間・脳ドックの自己負担引上げ	計画額	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	11,340	国保会計
		実績額	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	11,340	H28終了
11	(後期高齢)脳ドックの自己負担引上げ								0	H28終了
12	(有)ゆうひパーク三隅の経営改善	計画額	0	▲200	0	100	200	300	400	当初計画額
		実績額	0	0	0	0	0	0	0	H29修正額 (▲400)
13	市営住宅駐車場使用料の徴収	計画額	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	46,200	
		実績額	6,568	6,486	6,322	6,322	7,700	7,700	41,098	H28終了
14	(水道)下水道事業(公共、農集、漁集)の経営健全化	計画額	1,005	2,970	4,875	6,720	7,938	8,556	32,064	
		実績額	1,407	3,940	6,219	8,483	7,938	8,556	36,543	
2-(2) 小計		当初計画 [H27]	524,005	425,770	327,875	229,820	231,138	131,856	1,870,464	
		H29修正計画 [H29]	524,005	427,970	330,875	232,720	233,938	134,556	1,884,064	[H27]+13,600
		H30修正計画 [H30]	524,005	427,970	460,175	305,020	247,238	167,856	2,132,264	[H29]+248,200
		R02修正計画 [R02]	524,005	427,970	460,175	305,020	247,238	167,856	2,132,264	[H30]±0
		実績額 実績+推計 [実績]	499,037	536,509	434,550	350,245	247,238	167,856	2,235,435	
比較 (実績額 - 計画額)		[実績] - [R02]	▲24,968	108,539	▲25,625	45,225	0	0	103,171	
		(参考) [実績] - [H27]	▲24,968	110,739	106,675	120,425	16,100	36,000	364,971	

※「R元」以降の推計は、確定額(計画終了となった項目の実績)と計画額の合計を示す。

【凡例】

■ 財政効果額が生じない項目(または現段階では効果額が見込めない項目)

■ 別項目で計上済みの再掲効果額(または特別会計に係る効果額、将来更新経費に係る効果額等のため参考額) ※小計には含まない。

1. (仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例(案)について

(政策企画課)

浜田市では、平成17年度の合併以降、浜田那賀方式自治区制度のもと、住民主体のまちづくりを住民自治組織等と行政とが協働により進めていくため、地区まちづくり推進委員会の設立、育成やまちづくり総合交付金による活動支援を中心に努めてきました。

今後、人口減少などの社会情勢に対応するため、さらなる住民主体のまちづくりを進め、まちづくり活動に係わる団体等の裾野を広げながら協働のまちづくり活動を目指す必要があります。

現在、新たな協働のまちづくりに取り組むため、その柱となる条例を策定することとし、市民による「浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会」へ諮問、検討を進めています。

今月末には、委員会からの答申を受けた後、パブリックコメントを実施する予定としています。

○ 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会 これまでの取り組み

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会へ諮問

【令和元年11月5日】



勉強会の実施【令和元年11月26日】



検討委員会による先進市視察(周南市)【令和元年12月19日】



条例に盛り込む内容に関するグループワーク

【令和元年12月25日】【令和2年1月22日】



協働のまちづくりフォーラムの開催【令和2年2月11日】



柱立ての検討【令和2年3月23日】



条例(案)の検討【令和2年5月28日】【令和2年6月9日】

○ 今後の条例策定までの流れ

6月

日	月	火	水	木	金	土
14	15	16	17	18 議会 特別委員会	19	20
21	22 第9回 検討委員会	23	24	25	26 議会 全員協議会	27
28	29	30	検討委員会からの答申			

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

パブリックコメントの実施
議会、地域協議会、各種団体の意見聴取

8月

議会、地域協議会及び各種団体の意見を踏まえ内部決定

9月

9月議会へ「（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例（案）」を提案

12月～

条例の周知活動

4月

条例施行

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例(案)及び逐条解説(案)

条例(案)	逐条解説(案)
<p style="text-align: right;">令和2年9月 日(条例第 号)</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 基本理念</p> <p>第2章 市民の役割</p> <p>第4条 市民の権利</p> <p>第5条 市民の役割</p> <p>第3章 市の役割</p> <p>第6条 市の役割</p> <p>第7条 市職員の育成及び参画促進</p> <p>第4章 協働のまちづくり</p> <p>第8条 協働のまちづくりの推進</p> <p>第9条 高等教育機関との連携</p> <p>第10条 情報の共有</p> <p>第11条 市民参画の対象</p> <p>第12条 市民参画の方法</p> <p>第13条 人材育成</p> <p>第5章 地域協議会</p> <p>第14条 地域協議会の設置</p> <p>第15条 地域協議会の役割</p> <p>第16条 地域協議会の組織</p>	

条例（案）	逐条解説（案）
<p>第17条 地域協議会の委員の任期等</p> <p>第18条 委任</p> <p>第6章 まちづくり活動の推進</p> <p>第19条 地区まちづくり推進委員会</p> <p>第20条 まちづくり活動団体の役割</p> <p>第21条 まちづくり活動団体との協働</p> <p>第22条 まちづくり活動の拠点</p> <p>第7章 条例の推進</p> <p>第23条 推進体制</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第24条 条例の見直し</p> <p>第25条 その他</p> <p>附則 (別表)</p> <p>前文</p>	
<p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海、山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統文化、そして自然を活かした多くの観光資源を有した島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では全国に先駆け「浜田那賀方式自治区制度」を採用し「地域の特徴や地域らしさを大切にしたいまちづくり」に取り組んできました。</p>	<p>前段では、浜田市の概要について説明しています。</p> <p>ここに記載されているもののほか、島根県立大学をはじめとする高等教育機関を有し、学生の街としても顔を持つほか、沿岸部には豊富な水揚げを誇る浜田漁港、山間部には温泉、三隅や旭の棚田があるように、その魅力が海から山まで広範囲に及んでいる地域は全国的にも少なく、この点も「浜田らしさ」の一つだと考えます。</p> <p>これからも、この「浜田らしさ」を活かし、継承したまちづくりを進めていかなければなりません。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>しかしながら、人口減少や同時に進む少子高齢化といった社会情勢の中、担い手不足による地域活動の衰退や行政サービスのスリム化により、身近な課題や施設の維持管理のような大きな課題まで、地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。</p> <p>こうした課題に取り組んでいくため、浜田市では、これまでの「自治区」という枠を超えた、新しいまちづくりに向けた取り組みを始めています。</p> <p>これからは、浜田市に暮らす子どもから高齢者までのすべての人が、お互いの特徴や役割、そしてパートナーであることを認め合いながら、自分のまちや市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自から参画することが必要です。</p> <p>また、市も市民との関係をもう一度見つめなおし、誰もがまちづくりに参画できるよう、わかりやすい市政運営と、市民とのさらなる連携と協力が求められます。</p>	<p>また、現在の浜田市は、平成17年10月、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併することで誕生しました。</p> <p>合併の際、「地域の特性が薄れる」「市域が広範囲になり、住民の意見が届かなくなる」などといった住民の不安を軽減するため、「浜田那賀方式自治区制度」を採用し、地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきたところです。</p> <p>中段では、浜田市を取り巻く現状とこれからのまちづくりの方向について説明しています。</p> <p>浜田市も、他市と同様、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいます。その影響で、これまで地域活動を担ってきた人材は減少し、草刈や防災活動といった地域では欠かせない身近なコミュニティ活動も困難になりつつある地域も増えています。</p> <p>また、市も行政サービスのスリム化により、職員数も減らしていく必要があります、行政だけでは解決できない課題も増えてきたのが実情です。</p> <p>このような状況でも、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが行政の役割であることに変わりはありませんが、前述のとおり行政だけでは解決することができません。</p> <p>まちづくりに対して関係団体と連携し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識を持った市民も増え、活発なまちづくりが進んでいる地域もありますが、地域における更なる生活の多様化や個別化する課題を解決していくことは、これまでの取組だけでは難しくなっています。</p> <p>「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すため、市全体でまちづくりに取り組み、これまで進めてきたまちづくりの良いところ、浜</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>このような考えの下、私たちの願いである「すべてのひとが一体となった持続可能な元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、「条例」として新しいまちづくりへの取組を示すことで、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民と市による協働のまちづくりが更に発展していくことを期待して、ここに浜田市協働のまちづくり推進条例を定めます。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民との協働によるまちづくりを推進するための基本的な理念並びに市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、だれもが幸せに暮らせる安全安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）市民 市内に居住する者のほか、市内で働く者、学ぶ者並びに市内で活動しているまちづくり活動団体及び事業者をいう。</p>	<p>田市の持つ伝統や文化といった「浜田らしさ」を受け継ぎながら、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切です。</p> <p>後段では、条例に込められた思いについて記載しています。</p> <p>市民の皆さんに「条例」という形でお示しすることで、皆さんの役割や、様々な団体との関わり方を意識付けしてもらい、自発的にまちづくりに参画してもらおうきっかけとなればと考えます。</p> <p>これから進めるまちづくりにより「すべてのひとが一体となった持続可能な元気な浜田」が実現することを期待します。</p> <p>【解説】</p> <p>第1条は、この条例の目的を定めたもので、条例を制定する目的を簡潔に表現したものになります。条例全体の解釈や運用の方針となるものです。</p> <p>この条例の目的は、「基本的な理念」や「まちづくりの主体である市民と市の役割」をきちんと明文化することにより、市民の皆さんや市職員へ意識付けをすること、自分たちの力で幸せに暮らせる安全安心な浜田市を実現することを目的としています。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例で使用している用語について定義しています。</p> <p>（1）市民 「市民」とは、市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(2) 市 市長その他の執行機関をいう。</p> <p>(3) まちづくり活動団体 市民が自主的及び自発的に行う、公益の増進につながる利益を目的としない活動を市内において行う団体であって、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。</p> <p>(4) 協働 市民と市又は市民同士が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に行動することをいう。</p> <p>(5) まちづくり 個人や企業、各種団体が、それぞれ対等な立場で参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。</p> <p>(6) 市民参画 市民が、市が行う政策及び計画の実施、評価及び見直しの各段階において意見を述べ、提案することにより市政を</p>	<p>市内に通学する人、市内で活動する団体、また、市内にある企業や商店などの事業者も含めて「市民」としています。</p> <p>市内に住んでいる人に限らず、市内で働く人や市内に通学する人を含めることで、浜田市に関わりのある幅広い人が、協働のまちづくりに参画することにより、様々な地域の課題を解決することが可能になることが期待されます。</p> <p>(2) 市 「市」とは、市民が参画や協働を行う相手方となる市長、市職員のことを指します。</p> <p>(3) まちづくり活動団体 「まちづくり活動団体」とは、自治会、町内会など自治活動を行う組織や、地区まちづくり推進委員会や子供会、PTA、NPOやサークル団体といった市民活動団体など、多くの人や団体が市民の暮らしの基盤形成のため、相互に連携しながら安全・安心で地域らしさを大切にしたいまちづくりを目指して活動を行っている団体を指します。</p> <p>(4) 協働 「協働」とは、市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が連携、協力することで、より効率的に目的を達成できると考えられる事業を、お互いに役割を分担し、一緒に取り組むことです。</p> <p>(5) まちづくり 地域社会と関わりのある様々な主体が、地域をより暮らしやすい環境にしていこうとする社会活動のことです。</p> <p>(6) 市民参画 「市民参画」とは、市民が市政に関心を持ち、主体的に意見を述</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p data-bbox="181 196 555 231">推進していくことをいう。</p> <p data-bbox="136 440 297 475">（基本理念）</p> <p data-bbox="85 488 1088 571">第3条 市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p data-bbox="105 584 1104 667">（1）一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、地域の主役として、積極的にまちづくりを進めるものとする。</p> <p data-bbox="105 679 1104 815">（2）人や地域のつながりを大切にし、互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かしたまちづくりを進めるものとする。</p> <p data-bbox="105 828 1104 911">（3）本市の自然、伝統や文化を次世代に継承するとともに、浜田らしさを活用した個性豊かなまちづくりを進めるものとする。</p> <p data-bbox="105 924 1088 1007">（4）お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有しながら、まちづくりを進めるものとする。</p> <p data-bbox="147 1267 448 1302">第2章 市民の役割</p> <p data-bbox="136 1362 329 1398">（市民の権利）</p> <p data-bbox="85 1410 1068 1445">第4条 市民は、市政やまちづくりに平等に参画する権利を有する。</p>	<p data-bbox="1160 196 2136 375">べ、行動し、協力することを指します。一般的には「参加」を用いますが、「参加」に比べ、より一層主体性を持って積極的に取り組む「参画」となることを願い、当市では「市民参画」を用いることとしています。</p> <p data-bbox="1144 440 1247 475">【解説】</p> <p data-bbox="1128 488 2136 571">この条例の基本原則を定めたもので、まちづくりの具体的な進め方について規定しています。</p> <p data-bbox="1128 584 2136 863">これまで地域が主体となっていた地域課題への取り組みや、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体（市民、まちづくり活動団体、事業者、大学、専門学校、市など）がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それぞれが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携、協力することにより、まちづくりを進めていこうとするものです。</p> <p data-bbox="1128 876 2136 1054">地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になって役割分担をしながらまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。</p> <p data-bbox="1128 1067 2136 1203">また、（3）では、まちづくりを進めるうえで、浜田市の特性を次世代に継承するとともに、浜田らしさを活用することとしており、他市町村の条例では見られない特徴的な内容となっています。</p> <p data-bbox="1144 1362 1247 1398">【解説】</p> <p data-bbox="1160 1410 1662 1445">市民の権利について定めています。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>2 市民は、市政やまちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、市政に対して意見を述べる権利を有する。</p> <p>（市民の役割）</p> <p>第5条 市民は、まちづくりの主役であること認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりや市政への参画及び協働に当たっては、地域らしさを大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p>	<p>市民の皆さんは、協働のまちづくりにおいて、まちづくりや市が行う政策の策定、実施などに参画する権利、その情報を知る権利、そして、市政に対して意見を述べる権利があることを明確に示しています。</p> <p>この内容は、規定されるまでもなく当然の権利ではありますが、市民の皆さんには、ここに規定する権利を持っているという意識をもって、まちづくりに参画してもらいたいという思いから、条文として規定したものです。</p> <p>また、これらは権利であるため強制を伴うものではなく、市民の自主性を重んじるものです。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを推進するための市民と市の役割分担という視点から、市民が、認識、行動すべき内容について定めています。</p> <p>市民が、それぞれ主役であることを認識し、地域社会に関心を持って情報を収集することや、積極的にまちづくりに参加することが、協働のまちづくりが活発に行われることに繋がります。</p> <p>また、まちづくりや市政への参画、協働に当たっては、それぞれの立場や違いを認め合って、得意分野は自ら取り組み、他の主体に任せたいほうが効率的なことはお願いすることとしています。このような取り組みにより、無理のない、持続可能なまちづくりが可能となるものと考えます。</p> <p>なお、第2項に「参画及び協働するに当たっては、地域らしさを大切にし」という表現がありますが、この「地域の伝統を継承していく」という表現については、他市町村にはない浜田市の特徴的な内容となっています。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p style="text-align: center;">第3章 市の役割</p> <p>（市の役割）</p> <p>第6条 市は、市民が市政について自ら考え、参画することができるよう、必要とする情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民に市政について分かりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって対応するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民の意見等を聴くため、様々な市民参画の機会を積極的に設けながら、市民の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民に対し市民参画及び協働に関する啓発に努めるものとする。</p> <p>5 市は、まちづくりの推進及び地域格差の是正のため必要となる人的、技術的及び財政的支援等について、地域性に配慮したうえで行うものとする。</p> <p>6 市は、各所属において積極的に協働を推進するとともに、所属を超えた取り組みについても推進していくよう努めるものとする。</p> <p>（市職員の育成及び参画促進）</p> <p>第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して研修等を実施し、職員の育成を図るものとする。</p> <p>2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりへ参画するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを実現していく上で、市民と市の役割分担という視点から、市の行財政運営や市民ニーズの把握、市民との信頼関係構築など、市が担う役割について定めています。</p> <p>市は、市民が市政に参画するために必要となる情報を分かりやすく伝えることや市民の声を把握し市政に反映させていくために、参画しやすい仕組みを取り入れ、啓発していくことが必要と考えます。</p> <p>また、まちづくりにおける地域差を是正し、協働を持続的に推進していくため、コミュニティセンター運営のサポートを行う人的支援や、中山間地域の振興への予算配分といった財政的な支援についても実施していくこととし、集える施設がない地域、役員の兼務による負担増や担い手不足などの悩みを抱える地域に対する支援に努めます。</p> <p>市だけでは克服することが難しい課題であっても、市民やまちづくり活動団体、事業者といった様々な主体と協働することで解決していきたいと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>市民と市が協働のまちづくりを進めていくにあたり必要となる、市職員の能力の向上と育成、意識の改革について規定しています。</p> <p>市職員も協働のまちづくりを推進していくためには、コミュニケーション能力や情報収集能力といった個々の能力の向上が求められます。そのため、研修等を実施し、職員の能力向上を図っていくとともに</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p style="text-align: center;">第4章 協働のまちづくり</p> <p>（協働のまちづくりの推進）</p> <p>第8条 市民及び市は、相互にそれぞれの特性を理解し、尊重し、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>（高等教育機関との連携）</p> <p>第9条 市民及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）及び専修学校をいう。）、その教育又は研究の成果が協働のまちづくりに生かされるよう連携に努めるものとする。</p> <p>（情報の共有）</p> <p>第10条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮する。</p>	<p>、積極的に地域に顔を出し、市民と接する機会を増やすことにより、自らも地域社会の一員であるという意識を醸成したいと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>市民と市は、お互いのことを考えながら、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを改めて規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>浜田市には、島根県立大学、リハビリテーションカレッジ島根などの高等教育機関があり、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担っています。</p> <p>ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日ごろから連携をとることが必要です。</p> <p>また、これら高等教育機関には、多くの学生が在籍しています。その学生達がまちづくりに参画する機会を設けるとともに、若い力、若い視点を取り込むことで、より活発なまちづくりが可能になると考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>地域が今どのような状況にあり、どのような課題を抱えているのか、また、その課題に対してどのような活動や施策を取り組もうとしているのかなど、まちづくりに関する様々な情報をすばやく発信し、その情報を誰もが必要なときに簡単に入手できるよう、市民と市は、</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>2 市民はお互いに、個々が持つまちづくりに関する情報に関心を持ち共有するものとする。</p> <p>（市民参画の対象）</p> <p>第11条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>（1）市の基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p> <p>（2）次に掲げる条例の制定、改正又は廃止</p> <p>ア 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税及び国民</p>	<p>自らが保有するまちづくりに関する情報を、ケーブルテレビや広報誌、インターネットなど、様々な媒体を活用して、わかりやすく提供する必要があります。</p> <p>また、市民同士でも情報を共有することで、お互いの立場や役割を理解することが可能になります。</p> <p>このように、情報の共有に取り組むことは、地域社会への関心を高めるとともに、市民活動や施策への理解、市民参画へと繋がり、協働のまちづくりが活発になるものと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>市民の協働のまちづくりへの参画の対象範囲について具体的に定めています。</p> <p>（1）市の基本構想、基本的事項を定める計画及び実施計画</p> <p>浜田市全体を対象として、市の施策の基本的な事項を定めるような総合的な計画のことをいいます。「～構想」「～計画」「～方針」などといった名称は問いません。また、それに付随する実施計画なども含まれます。</p> <p>このような計画は、市政全体に大きく関わる重要な計画であり、将来的に市民の生活や市政の運営に大きく影響することから市民参画の対象としています。</p> <p>（2）ア 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>市政全般についての基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例が定める基本理念や基本方針は、市民と市が共通の認識を持つ必要があることから、参画の対象としています。</p> <p>イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>健康保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）</p> <p>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止</p> <p>（市民参画の方法）</p> <p>第12条 市は、参画の対象となる事項について、次に掲げる市民参画の方法のうちいずれか1以上の方法を実施し、広く市民に意見等を求め、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等</p>	<p>広く市民に適用される規制や制約を定める条例のことをいいます。このような条例には、市民の理解や協力が必要であることから、参画の対象としています。</p> <p>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度</p> <p>(1) (2) に掲げるもの以外で、市民に労力や負担を求める制度のことをいいます。(2)と同様、市民の理解と協力が必要であることから、参画の対象としています。</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画</p> <p>不特定多数の市民が利用する、もしくは多くの市民が影響を受ける公共施設の設置に関する計画のことをいいます。これらの公共施設は、市民の生活に密着していることから、施設等の設置に関する計画の策定や変更、廃止を参加の対象としています。</p> <p>【解説】</p> <p>第11条に規定している市民参画の対象となる事項に対する意見等を求めるために実施する「市民参画の方法」について具体的に定めています。また、第2項では、その実施については、広報誌やケーブルテレビ、SNSなど適切な媒体を活用して市民の皆さんに事前にお知らせすることとしています。</p> <p>以下、市民参画の方法について具体的に説明します。</p> <p>(1) 審議会等</p> <p>市の附属機関に位置づけられています。市から諮問された内容について、学識経験者や地域の代表など、専門的な知識や経験を持った人たちにより協議を重ね、答申を行ってまいります。</p> <p>さらに、この審議会等の委員には公募委員を加え、市民からの意見等を聴く機会を設けることとし、より多くの市民の皆さんの</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(2) パブリックコメント</p> <p>(3) 説明会</p> <p>(4) アンケート</p> <p>(5) ワークショップ</p>	<p>意見を反映した市政運営を目指したいと考えています。</p> <p>(2) パブリックコメント 市の基本的な政策等を決定する過程において、その内容を（案）の段階で市民の皆さんへ公表し、広く意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して、最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見等については、その概要や意見等に対する市の考え方を公表することを言います。 その方法は、事前に告知するとともに、市役所の窓口や公民館などにも配置し、できるだけ多くの市民の皆さんに触れてもらえるように実施します。</p> <p>(3) 説明会 市民の皆さんに対し、市の政策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行うことで、広く様々な意見等を聴くための場のことを言います。</p> <p>(4) アンケート 新たな政策などの立案や、これまでの検証を行うに当たり実施するもので、市民の意見や考え等を把握するための方法です。 実施に当たっては、よりタイムリーな回答が得られるよう、政策などの内容に応じて対象者を限定するなど、範囲を定めて実施します。</p> <p>(5) ワークショップ 参加者が、決められた課題に対してグループで意見交換や共同作業を行い、その結果をもとに、参加者全体の意見として合意形成を図る方法で、体験、実践型の参加形式となります。 これまでも浜田市では、浜田市総合振興計画を策定する際、100人委員会として実施しており、今後も同じような計画策定の際</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(6) その他市長が必要と認める方法</p> <p>2 市は、前項各号に掲げる方法により市民参画を実施する場合は、適切な方法によりその実施に関する事項について公表するものとする。</p> <p>（人材育成）</p> <p>第13条 市民と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民と市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材の育成に努めるものとする。</p> <p>第5章 地域協議会</p> <p>（地域協議会の設置）</p> <p>第14条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、<u>別表による</u>地域ごとに地域協議会を置く。</p>	<p>は、実施していきたいと考えています。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p> <p>これまで説明してきた5つ以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、積極的にその方法を用いることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>地域の課題解決と協働のまちづくりを主体的かつ持続的に進めていくためには、地域の活動を担う人材を発掘、育成していくことが必要です。</p> <p>また、将来の地域を元気あるものとするためには、これからのまちづくりを担う若者など、次世代の育成に取り組んでいくことが重要となります。</p> <p>市民と市は、まちづくりに参画できる機会を積極的に設けていくことで、人材の発掘と育成を図り、協働のまちづくりが活性化することを目指します。</p> <p>【解説】</p> <p>これまでのまちづくりの推進の中で設置してきたものを引き継いで、新たにこの条例の中で規定したものです。</p> <p>役割や任期等については、次の条以降で詳細に規定していますが、ここでは、地域協議会と協働のまちづくりとのかかわり方について、冒頭簡単に記載しています。</p> <p>また、条文の最後に別表として地域協議会の区分について掲載して</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（地域協議会の役割）</p> <p>第15条 地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>（1）総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>（2）市の重要施策に関する事項</p> <p>（3）その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 地域協議会は、当該地区に係る以下の施策等について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。</p> <p>（1）中山間地域振興対策に関する事項</p> <p>（2）一体的なまちづくりに関する事項</p> <p>（3）その他地域協議会が必要と認める事項</p> <p>（地域協議会の組織）</p> <p>第16条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、当該地域に住所を有し、当該地域の地区まちづくり委員会、自治会等の地域住民自治組織から推薦された者のうちから市長が選任する。</p> <p>（地域協議会の委員の任期等）</p>	<p>います。</p> <p>【解説】 地域協議会の役割について規定しています。 この条例の求める協働のまちづくりの推進について、地域協議会の中でも協議していくこととしました。</p> <p>また、第2項では、地域協議会から市に対し意見を述べるができることとしています。地域の施策や課題について地域協議会で協議し、市へ意見を述べるが活発に行われることで、さらなる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p> <p>【解説】 地域協議会の組織について規定しています。 地域協議会は、各地域15人以内で組織することとし、委員の要件として、当該地域に住んでいる人で、当該地域の地域住民で組織する団体などから推薦された人としています。</p> <p>これから、まちづくりを進めていくため地域住民による新たな組織ができることもあると思いますが、地区まちづくり委員会や自治会とともに、それぞれの立場、役割を尊重しながら協議を重ねることで、より協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p> <p>【解説】</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は妨げないものとする。</p> <p>3 委員は、当該地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。</p> <p>（委任）</p> <p>第18条 地域協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第6章 まちづくり活動の推進</p> <p>（地区まちづくり推進委員会）</p> <p>第19条 地域のまちづくり活動を行うため、自治会をはじめ地域で活動する各種団体で組織した地区まちづくり推進委員会は、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会、その他のまちづくり活動団体と共通の施策や課題に協力して取り組むなど連携し、協働のまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>地域協議会委員の任期や再任の可否、当該地域の住民でなくなった場合の処遇について規定しています。</p> <p>委員の任期については、地区まちづくり委員会や自治会の任期なども考慮し、これまでどおり2年としています。再任について妨げないこととし、必要な場合は2年を超えて引き続き委員をしていただくことも可能です。</p> <p>また、当該地域から転居・転出した際は、地域協議会が当該地域の施策や課題を協議する場であるとの考えから、その職を失うこととしています。</p> <p>【解説】</p> <p>地域協議会の運営について必要な事項については、これまで同様、浜田市地域協議会運営規則の規定より運営することとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>地域のまちづくり活動を行うために組織された地区まちづくり推進委員会のあり方について規定しています。</p> <p>これまで、地区まちづくり推進委員会がまちづくりの核となり、中心となって取り組んでいただいております。この体制こそが「浜田らしさ」の一つと考えます。</p> <p>これからもその意識に変わりはありませんが、協働のまちづくりを進める中で、その役割は、地域の状況により変化することも考えられます。地域の実情に合わせ、お互いの良い所を活かしたまちづくりを行うことが、より良いまちづくりに繋がるものと考えます。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（まちづくり活動団体の役割）</p> <p>第20条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識、専門性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、様々なまちづくりの団体との交流及び連携を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>（まちづくり活動団体との協働）</p> <p>第21条 市は、まちづくり活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、まちづくり活動団体の活動を市民に積極的に周知するものとする。</p>	<p>また、実際の活動内容については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱に別に定められているため、ここでは、地域協議会をはじめとするその他団体との連携についての記載に留めています。</p> <p>【解説】</p> <p>まちづくり活動団体である、町内会をはじめ、自治会その他自治活動を行う団体又は地区まちづくり推進委員会、市内で活動するNPOその他の市民活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。</p> <p>市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心などの各分野での地域課題を各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に努めていくこととしています。</p> <p>まちづくり活動団体がその活動を持続させ、無理のない取り組みとしていくためには、認知と定着を図ることが必要です。そのためには、自らの活動が広く市民に理解され、受け入れられる環境をつくることです。</p> <p>まちづくり活動団体相互の連携は、幅広い人とのつながりを作っていくことであり、お互いの得意とするもの、苦手なものを補いながら活動を行うことにより、団体運営の気づきが生まれ、団体活動を高め、発展した活動が生まれるというメリットがあります。</p> <p>【解説】</p> <p>市とまちづくり活動団体との関わりについて規定しています。</p> <p>市は、町内会、自治会その他自治活動を行う団体又は地区まちづくり推進委員会、市内で活動するNPOその他の市民活動団体が行う取</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>2 市は、協働のまちづくりを促進するため、まちづくり活動団体に対し適切な支援を行うものとする。</p> <p>（まちづくり活動の拠点）</p> <p>第22条 市は、これまで社会教育・生涯学習推進の拠点としていた公民館を、社会教育活動をはじめ、まちづくり活動をサポートする機能を持たせた施設へ移行するなど、まちづくり活動の拠点として、施設の整備・充実を図るものとする。</p> <p>第7章 条例の推進</p> <p>（推進体制）</p> <p>第23条 この条例の周知・啓発及び、進捗状況について検証するため</p>	<p>組の情報提供を行い、各団体が情報の共有や交流によって、課題への気づきや解決へと導くパートナーシップを構築することが必要です。</p> <p>また、まちづくりに関する情報を広報紙、ホームページ、フォーラムなど様々な方法により、わかりやすく提供する必要があります。そうした情報を知ることによって、まちづくりへの関心が高まるとともに、市民一人ひとりがまちづくりを我が事として捉え、主体的に関わるなど、協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。</p> <p>また、まちづくり活動団体が協働のまちづくりを持続的に推進していくため、市は協働のよきパートナーとして必要な支援を実施することも必要です。</p> <p>【解説】</p> <p>市立公民館に、公民館の機能に加えまちづくり活動をサポートする機能を持たせること、また、まちづくり活動の拠点を公民館とすることを明確にした規定となります。</p> <p>これまでの公民館としての機能を維持したまま、まちづくりの機能を持たせることとなりますが、市は、人的な支援（人員体制やコーディネーターの配置など）についても配慮し、施設の整備・充実とあわせて、サポートしていくこととしています。</p> <p>【解説】</p> <p>条例制定後は、この条例の周知・啓発や進捗状況の検証を行うため</p>

条例（案）	逐条解説（案）				
<p>の組織を置き、条例の推進を図るものとする。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第24条 この条例は、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>表（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="107 1409 1090 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1409 277 1457">名称</th> <th data-bbox="280 1409 1090 1457">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域			<p>の組織をつくります。</p> <p>その手法については、他市の事例等を参考に、計画の策定やアンケートなど、より効果的な手法により行いたいと考えています。</p> <p>また、外部委員を含めた組織とし、市民の皆さんと一緒に、条例を推進していきたいと考えます。</p> <p>なお、その組織の詳細については、別途定めて運用していくこととします。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情の変化を認識し、市民の意見を聴いた上で条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例で定めるもの以外に、条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容にあった形式（「規則」「要綱」「要領」など）により定めることを規定したものです。</p>
名称	区域				

条例（案）		逐条解説（案）
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町	
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国	
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木	
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稲代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原	
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷	

浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書

令和2年6月

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会
公民館のコミュニティセンター化検討部会

目次

1	はじめに	2
2	検討の経緯及び趣旨	3
3	公民館のコミュニティセンター化に関する浜田市の基本的な考え方	4
4	検討体制	5
5	検討経過	6
6	検討項目	7
7	検討のまとめ	8
①	設置の目的	8
②	名称等	9
③	所管	10
④	業務（事業）	11
⑤	職員	12
⑥	職務	13
⑦	開館時間及び休館日	14
⑧	使用料及び使用料の減免	15
⑨	使用許可	16
⑩	運営推進委員	17
⑪	運営方式	18
⑫	社会教育の推進体制	19
⑬	連絡調整体制	20
⑭	職員の育成	21
⑮	保険	22
8	アドバイザーからの助言	23
	・浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例	25

1 はじめに

地域を取り巻く社会経済環境が大きく変化するとともに、人口減少、超高齢化が急激に進行し、地域の担い手不足等による地域コミュニティの機能低下等が懸念されており、防災・防犯、福祉、環境などの分野をはじめとして、これまでのような行政を中心とした取組みだけでは解決できない課題が増えてきました。

浜田市では、第二次総合振興計画において、目指す将来像を「住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい元気な浜田」とし、この将来像を実現するための7つの「まちづくりの大綱」に、「Ⅶ 協働による持続可能なまち」を掲げ、「市民や地域団体、企業、NPO、行政がパートナーとして手を取り合い、協働のまちづくりを推進する」としています。

こうした中、浜田市立公民館は、これまで社会教育・生涯学習の拠点として、人づくり・まちづくりを通じた地域の活性化、地域学校協働活動等の優れた取り組みを推進してきました。

このような浜田市立公民館の優れた社会教育・生涯学習の拠点機能を継承し、新たな協働のまちづくりに資する地域拠点機能を強化することで、誰もがいつでも学び、つながり、市民一人ひとりがまちづくりの主体として参画し、誰もが心豊かに幸福を実感できる持続可能な地域社会を実現することが求められているとの認識のもと、地区まちづくり推進委員会代表、公民館代表の皆さんとともに、公民館のコミュニティセンター化について9回の会議を開催してセンターの目的・役割、名称、業務内容、運営体制、社会教育の推進体制等について検討、協議を重ね、先進地視察を行ってきました。

これまでの検討結果を、浜田市における社会教育を基盤とした人づくり、協働のまちづくり推進の拠点としての役割を強化する公民館の新たな方向性を示す「浜田市立公民館のコミュニティセンター化検討結果報告書」としてとりまとめましたので報告いたします。

令和2年6月4日

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会
公民館のコミュニティセンター化検討部会
部会長 長 畑 実

2 検討の経緯及び趣旨

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併時に導入した「浜田那賀方式自治区制度」（以下「自治区制度」という。）のもと、「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進めてきました。

この自治区制度は、合併後 10 年間で当面の設置期間とし、その後 4 年間の延長を経て、令和 2 年 3 月に期限を迎える予定でしたが、令和元年 5 月に浜田市は、自治区制度の期限を 1 年延長し、令和 3 年 4 月から新たな住民主体のまちづくりを進める方針をまとめました。

新たな住民主体のまちづくり方針の概要は、次のとおりです。

- (1) これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指す。
- (2) 地域の個性あるまちづくりについては、中山間地域の振興と市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れる。
- (3) このため、中山間地域の課題解決のための予算枠を創設するとともに、公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努める。
- (4) 本市の協働のまちづくりの理念や仕組みを明確にするため、現行の自治区設置条例に代わる、(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例を新たに制定する。
- (5) 自治区制度の見直しが地域の皆さんの不安とならないよう、現行の自治区設置条例の期限を 1 年に限り延長し、その間に新たなまちづくりへの移行を目指す。

この方針の中で、浜田市は、地域住民による主体的なまちづくり活動を支援する方策の一つとして、公民館機能を充実させ、まちづくり拠点としての機能強化に取り組む「公民館のコミュニティセンター化」を目指すことが示されました。(浜田市の基本的な考え方は 4 ページのとおり)

令和元年 11 月には、(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定に向けた検討を行う「浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会」が設置され、当委員会内に「公民館のコミュニティセンター化」について専門的に検討する「公民館のコミュニティセンター化検討部会」が設置されました。

本部会では、これまでの自治区制度や 1 年延長に至った経緯、浜田市の基本的な考え方、地域の実態、公民館職員からの意見等、様々な議論を踏まえ、「公民館のコミュニティセンター化」に関する事項について検討を行いました。

3 公民館のコミュニティセンター化に関する浜田市の基本的な考え方

(1) 趣旨・目的

新たな住民主体による「協働のまちづくり」を推進するに当たり、地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する方策の一つとして、公民館機能の充実を図り、まちづくりの拠点としての機能を強化するもの。

(2) 公民館のコミュニティセンター化の考え方（令和元年11月）

公民館 【2020年度（令和2年度）まで】	区分	コミュニティセンター化 【2021年度（令和3年度）～】
設置		設置
◆公民館 26館 ◆同分館 9館	維持	◆現公民館を継承 26ヶ所 ◆同分館 9ヶ所
所管		所管
◆教育委員会	変更	◆市長部局
根拠		根拠
◆浜田市立公民館条例	変更	◆（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例 ◆施設設置条例 ※社会教育の拠点としての位置付けは残す
管理運営		管理運営
◆公民館 直営 ◆分館 ※自治会へ管理委託 有福分館のみパート雇用	変更	◆将来的に管理運営委託を目指すこととし、当面（3年程度）直営 ※分館はこれまでどおり自治会へ委託
機能・役割		機能・役割
◆社会教育の推進 ◆まちづくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点	追加	◆社会教育の推進 ◆まちづくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点・ <u>まちづくり拠点</u> ◆ <u>地域の実情に応じた活動の支援</u>
職員体制（原則）		職員体制
◆公民館：館長（52時間）1名 ：主事（132時間）1～3名 ◆分館：館長（兼務）	変更	◆センター：センター長 1名 ※主事と同様の勤務時間（132時間）に拡充 ：職員 1～3名 ※各自治区単位に1名の連携主事を配置 ◆分館：センター長（兼務）
関連予算		関連予算
◆人件費、活動費、施設維持管理費	拡充	◆人件費：加配に合わせて増額 ◆活動費：支援拡充に向けた増額 ◆施設維持管理費：現行を基本に必要予算を確保

4 検討体制

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会に「公民館のコミュニティセンター化検討部会」を設置し、次の構成員で検討を行いました。(検討の経過については6ページのとおり)

また、本部会のアドバイザーとして、東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授に就任いただきました。

(敬称略)

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4	今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5	都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6	安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	
7	三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9	波佐公民館	館 長	槇 田 浪 子	
10	市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11	杵東公民館	館 長	日下田 周 之	
12	黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

アドバイザー	東京大学大学院教育学研究科教授	牧 野 篤
--------	-----------------	-------

5 検討経過

令和元年11月から令和2年6月にかけて計9回の会議を開催して検討を行いました。

また、令和元年12月には、公民館のコミュニティセンター化の先進地である山口県周南市への視察を実施しました。

会議等	開催日	議題等
第1回	R1. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長及び副部会長の選出について ・ 関係団体からの提言等及び公民館のコミュニティセンター化に関する基本的な考え方について ・ 今後のスケジュールについて
第2回	R1. 11. 20	(第2回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会と合同開催) <ul style="list-style-type: none"> ・ 【勉強会】 市民参画と協働のまちづくりについて ・ 条例案作成までの取組について
第3回	R1. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館及び地区まちづくり推進委員会の現状について ・ 検討事項について
視察	R1. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県周南市 (地域づくり推進課・生涯学習課)
第4回	R1. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討事項に関する意見について ・ 検討事項について
第5回	R2. 1. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の協議のまとめについて (検討項目：①設置目的～⑥職務) ・ 検討事項に対する意見集約について (検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式)
第6回	R2. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討事項について (検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式)
第7回	R2. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の振り返りについて ・ 検討事項について (検討項目：2-①社会教育の推進体制～2-④保険加入、1-②名称)
第8回	R2. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討結果報告書 (素案) について
第9回	R2. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討結果報告書 (案) について

6 検討項目

検討に当たっては、コミュニティセンター化した公民館（以下「センター」という。）を規定する条例や規則の柱立てを念頭に置きながら、主に次の項目について議論を行いました。

【検討項目】

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 設置の目的 | ⑨ 使用許可 |
| ② 名称等 | ⑩ 運営推進委員 |
| ③ 所管 | ⑪ 運営方式 |
| ④ 業務（事業） | ⑫ 社会教育の推進体制 |
| ⑤ 職員 | ⑬ 連絡調整体制 |
| ⑥ 職務 | ⑭ 職員の育成 |
| ⑦ 開館時間及び休館日 | ⑮ 保険 |
| ⑧ 使用料及び使用料の減免 | |

また、検討を進めるに当たり、関係団体等から提出された次の提言等を参考にしています。

団体名等	提言名等	提出年月
浜田市社会教育委員の会	浜田市の公民館のあり方、めざす姿について	H25. 11
	公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言	H31. 3
浜田市議会中山間地域振興特別委員会	中山間地域振興に関する提言	H31. 3
浜田市議会自治区制度等行財政改革推進特別委員会	「公民館のコミュニティセンター化」にかかる意見書	R1. 10
浜田市社会教育アドバイザー	島根一の社会教育・生涯学習振興・推進都市浜田市をめざして	H31. 3
浜田市公民館連絡協議会	公民館をコミュニティセンターに移行することに対する現場（各公民館）からの声をお届けします	R1. 6

7 検討のまとめ

先に示した検討項目ごとに、浜田市の基本的な考え方や関係団体等からの意見を踏まえて議論・検討を行い、その結果を次のとおり「まとめ」と「考え方」として整理しました。

なお、個々の議論の経緯や内容については、別途、浜田市ホームページで公表されている会議結果をもって報告に代えます。

① 設置の目的

【まとめ】

- センターは、自治区制度に代わる「(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。
- センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。

【考え方】

現在の公民館は、社会教育の拠点として、地域住民の教養の向上や健康の増進等を図り、地域や学校、家庭、住民同士のつながりづくりに寄与しています。

また、社会教育の実践活動を通じて、まちづくりに資する人づくりの役割も果たすとともに、地域によっては公民館がまちづくりの中核を担っています。

今後、自治区制度に代わる新たな条例(共通の認識)のもとで、各地域の特性を生かし、地域の課題に対応したまちづくりを更に進めていくためには、地域で活躍する人材を育成し、まちづくりの実践活動につなげていくことが重要です。

そのため、センターは、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」によって地域課題の解決や地域の活性化を図り、安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与していく地域拠点施設とする必要があると考えます。

② 名称等

【まとめ】

- 公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。
- 「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適切と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。

【考え方】

現在の「公民館」という施設名称については、気軽に行けるという印象を持つ人とそうでない人がいます。

施設名称が変わることで、住民が気軽に来ることのできる身近な地域拠点となり、より多くの住民が集う場となることが期待されます。

ただし、「コミュニティセンター」という名称は、高齢者等に馴染みがなく、どのような施設なのかが分かりにくいことから、まちづくりの拠点である「まちづくりセンター」という名称が適切と考えます。

一方で、これまで「公民館」という名称に慣れ親しんだ利用者にも引き続き利用してもらえるよう、「公民館」や地域独自の通称等も認めるべきと考えます。

なお、最終的な施設名称の決定方法として、公募という提案もありましたので、申し添えます。

③ 所管

【まとめ】

- センターの所管については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。
- 所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。

【考え方】

公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しています。

コミュニティセンター化した場合には、まちづくりと社会教育の2つの拠点という位置付けになることから、まちづくり活動に柔軟に活用でき、且つ行政の各部署との円滑な連絡・調整を図ることができる施設となることが望ましいと考えます。

したがって、基本的に、センターの所管は市長部局へ移管するほうが適当と考えられます。

ただし、市長部局へ移管することによって、社会教育事業が後退することがないように、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが必要です。

そのため、社会教育は教育委員会がそのまま所管しながら市長部局と教育委員会の連携を強化（プロジェクトチーム化など）したり、市長部局に社会教育担当部署を設けたりするなどの具体的な仕組みづくりを市において十分に検討すべきです。

また、仮に所管が市長部局と教育委員会にまたがるような体制づくりを進める場合には、センター職員に混乱や負担が生じないように十分な配慮が必要です。

④ 業務（事業）

【まとめ】

- センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。
- 「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。
- 「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。
- 各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。

【考え方】

センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」の2本柱です。

「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地域の状況に応じて、センターに求められる役割が異なるものと考えます。

例えば、現に公民館が地区まちづくり推進委員会の事務局を担い、地区まちづくり計画の策定等にも取り組んでいる地域では、これからもセンターが核となってまちづくり活動を「推進」する役割が期待されます。

一方で、地区まちづくり推進委員会が全域で設立されていない地域やその活動の充実が必要な地域では、設立に向けた意識醸成やまちづくり活動の「促進」の役割が重要となります。

また、地域によっては、事務的なサポートや情報の収集発信などの「支援」を行うほうが、地域住民の主体性を活かすことができる場合もあると考えます。

したがって、センターは、地域の状況を踏まえ、地区まちづくり推進委員会や地域団体と十分に協議を行い、地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は組織の一員として協力しあう関係を構築し、まちづくり活動の更なる推進等に取り組むべきと考えます。

「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、公民館が担ってきた人づくりの機能を継承し、共育やふるさと郷育などを通して地域で活躍する人材を育成する役割が期待されます。

なお、地域ごとに課題や公民館活動の経緯も異なることから、各センターにおける事業については、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を地域団体等と連携しながら企画し、実施することが望ましいと考えます。

⑤ 職員

【まとめ】

- センターの職員は、センター長 1 名、センター職員 2 名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。
- センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。
- 現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。
- センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称)まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。

【考え方】

現状として、地域によっては、公民館がまちづくりの中核を担っており、館長や主事の負担が大きくなっているケースが生じています。

これらの公民館は、実質的にコミュニティセンター化している公民館の一例であり、少なくともこれらの公民館の負担軽減等に配慮した職員配置を考える必要があります。

一方で、センターの機能を十分に発揮するためには、人材の確保が必要ですが、地域内の人材がそもそも不足していることや、勤務時間の拡充等が人材確保の足かせになるなどの課題もあります。

必要な人材の確保と人員等の充実を同時に実現することは難しい課題ですが、センター機能の充実には不可欠な要素であり、現在の館長・主事の継続任用に加え、市職員退職者の任用なども視野に入れて、市には十分に準備・対応してもらいたいと思います。

また、浜田市の方針として示された「連携主事」については、現在配置済みの連携主事と混同することから「(仮称)まちづくりコーディネーター」とし、役割についても、センター間の連携・調整よりも、まちづくり活動等への支援や助言等のほうが必要と考えます。

⑥ 職務

【まとめ】

- センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。
 - ・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。
 - ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- (仮称) まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。
- (仮称) まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。
- 土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。

【考え方】

センター長及びセンター職員の職務は、現在の館長及び主事の職務を基本としながら、勤務時間や職員配置、センターごとの事業の仕組みなどを踏まえ、ある程度柔軟な対応を認めることが必要です。

(仮称) まちづくりコーディネーターについては、センターや地区まちづくり推進委員会の取組に対して、地域の自主性や主体性を尊重した適切な助言等を行う役割が期待されます。

そのため、まちづくりや社会教育に精通した経験者（大学等の研究者や社会教育主事の有資格者など）の人材確保に取り組む必要があります。

また、(仮称) まちづくりコーディネーターについては、各支所に1名ずつ配置するよりも、本庁舎にチームとして配置し、適宜必要な地域へ支援を行う体制のほうが、より柔軟で専門的な助言等ができるものと考えます。

なお、センターがまちづくり活動の拠点として機能するためには、土日祝日や夜間の行事や会議等に対応する必要があることから、時間外手当の導入などの検討が必要と考えます。

⑦ 開館時間及び休館日

【まとめ】

- 開館時間については、現行の開館時間（9：00～21：00）を基本とする。
- センターの使用ができない日（以下「休館日」という。）については、全センター統一化を図り、年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。
- 各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。
- 臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。

【考え方】

まちづくり活動の拠点として、地域住民に広く使用してもらえる施設を目指す観点から、開館時間は現状を下回らない設定が必要と考えますが、開館時間の拡大を望む意見も確認できないことから現状維持が妥当と判断します。

休館日については、現在、公民館によって取り扱いが異なることから、基本的に統一する方向で考える必要があります。

また、現在の公民館の実態として、休館日であっても使用申請があれば許可していることから、使用機会拡充の観点からも正規の休館日の設定は必要最小限（年末年始のみ）にして問題ないものと考えます。

ただし、土日祝日を含めてセンター職員が全て出勤対応することは、人員配置や労働条件から現実的に困難であり、既に導入している職員不在日の設定や管理人配置、臨時の休館日の設定等による柔軟な対応が必要です。

なお、臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから、事前周知を徹底し、地域住民の混乱を招かないよう配慮に努めなければなりません。

⑧ 使用料及び使用料の減免

【まとめ】

- 使用料については、全センター統一化を図って徴収する。
- まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。
- 現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。
(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)

【考え方】

現在の公民館は、使用料の徴収の有無や料金設定が統一されていないことから、統一する方向で考える必要があります。

基本的に、収益を伴う活動を含む幅広い使用が可能な施設を目指す観点から、使用料を徴収するのが適当と考えますが、従来から公民館を使用している地区まちづくり推進委員会や各種サークル等がまちづくり活動や社会教育活動に使用する場合には使用料がかからないよう配慮すべきです。

また、使用料の免除や減額を行う場合には、手続きの負担があまり生じないような工夫が必要と考えます。

さらに、まちづくり活動等の活性化を図る観点から言えば、現在徴収している冷暖房費の実費についても免除とすることで、利用者の負担が軽減されて活動の活性化につながるものと考えます。

⑨ 使用許可

【まとめ】

- 使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- 使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。

【考え方】

現在の公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として、市の公民館設置条例において「社会教育法第23条に定められた行為又は集会」や「社会教育上不適当と認められる催し又は集会」には使用できないことが規定されています。

公民館のコミュニティセンター化では、地域住民により身近な地域拠点として広くまちづくり活動等に使用できる施設を目指すとの観点から、使用許可条件の緩和が必要です。

したがって、使用手続きを含め、一般的な公共施設と同程度の条件に設定することが適当と考えます。

⑩ 運営推進委員

【まとめ】

- センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。
- 「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。
- 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。

【考え方】

現在の公民館事業は、運営推進委員による運営やサポート等によって成り立っており、コミュニティセンター化した後は、今まで以上に運営推進委員の協力が不可欠と考えます。

そのため、現在定められている定員（20人）についても撤廃し、地域の実情やセンターの活動に応じてセンターの裁量で設置できる仕組みとすることが望ましいと考えます。

また、センターの企画運営に当たっては、運営推進委員のみならず、地区まちづくり推進委員会や各種団体等と十分に情報を共有しながら取り組みを進めることが求められます。

各センターにおいては、このような場を定期的に設けたり、協議体を形成したりするなどして、地域の状況に即した運営に努めることが必要です。

⑪ 運営方式

【まとめ】

- コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。
- 委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。

【考え方】

浜田市の当初方針は、コミュニティセンター化と同時に管理運営委託へ移行するというものでしたが、公民館職員等からの意見を踏まえ、当面 3 年程度は直営で運営し、将来的に委託を目指す方針に転換されました。

ただ、運営方式の検討に当たっては、コミュニティセンター化した公民館の運営がどのようになるのかを評価・検証しながら、実態に即した検討を行う必要があります。

そのため、関係者や識見者で構成する全市的な評価・検証組織（協議機関）を設置し、十分に議論を行うべきと考えます。

また、直営とする「当面 3 年程度」の期間についても、目標設定の必要性は理解できるものの、その期間が適切かどうか、実現性を含めて妥当かどうか現時点では見通せない部分もあることから、当該組織において再度検討する必要があると考えます。

⑫ 社会教育の推進体制

【まとめ】

- 社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。
- 島根県の派遣社会教育主事については、引き続き 2 名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。

【考え方】

住民主体のまちづくりを進めていくためには、社会教育の更なる推進が必要不可欠です。

特に、共育やふるさと郷育のように次代の地域を担う人づくりにつながる社会教育の推進は、今後も大切にしていかなければなりません。

このような視点を踏まえ、社会教育については、当面、現状のとおり教育委員会が担うこととし、あわせて市長部局と教育委員会との連携を強化する仕組み（プロジェクトチーム化など）を構築することが望ましいと考えます。

また、島根県の派遣社会教育主事によるサポートは、センター等の活動や社会教育事業の維持・充実に大いに貢献しており、引き続きの配置が期待されます。

⑬ 連絡調整体制

【まとめ】

- 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。（再掲）
- 現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- 市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- 公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織（協議会など）を設置する。

【考え方】

センター同士又はセンターと関係団体との連携や情報共有は、地域の状況に即した活動の展開や事業の充実を図るうえで欠かせない要素です。

現在の公民館では、館単位・自治区単位・市全体の各層において連絡調整体制を構築しており、コミュニティセンター化した後も、同様の体制を継続することが望ましいと考えます。

また、令和3年4月のコミュニティセンター化以降もよりよい施設を目指していくことが重要との観点から、センターが目的に沿った運営をしているか、期待される機能を発揮しているかなどを評価・検証し、適宜、コミュニティセンター化の改善等を提案できる組織の設置が必要と考えます。

⑭ 職員の育成

【まとめ】

- センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。
- センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置を検討すること。

【考え方】

コミュニティセンター化に伴い、新たな事業の企画や業務等が発生することに対する不安の声や、スキルアップをしたくても現在の公民館の人員体制では積極的に研修に参加することが難しいとの意見があります。

そのため、センター職員が求める研修やセンター職員に必要なスキルアップを目的とした研修を、計画的に開催したり、受講機会を拡充したりする必要があります。

また、センター職員には、社会教育やまちづくりの専門性が求められることから、各センターに社会教育主事や社会教育士の講習終了者を配置できるよう、当該講習を受講しやすい環境づくりに向けた職務調整や予算確保などに力を入れるべきと考えます。

あわせて、社会教育主事や社会教育士の資格等を取得したセンター職員については、習得したスキル等によって一段高いレベルの事業展開が可能になることから、報酬等の優遇措置を検討する必要があると考えます。

⑮ 保険

【まとめ】

- 公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。
- まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。

【考え方】

コミュニティセンター化に伴い、センターの活動の広がりや参加者の拡大が期待されることから、リスクに対する十分な対応が必要です。

現在の公民館総合補償制度は、自治会活動保険よりも補償対象者の範囲が広く、熱中症にも対応している一方で、補償内容が十分とは言えない部分もあります。

2つの保険の一本化や別の保険への切り替えなどによって、保険内容の充実を図る必要があると考えます。

8 アドバイザーからの助言

自治の基盤としての「まちづくりセンター」の活用を

東京大学大学院 教育学研究科
教授 牧野 篤

◆団体・組織としての地域や社会

地域の後継者難だといえます。とくに少子高齢化・定年延長などで、地域の担い手が高齢化し、また減っていて、地域の存続が危ういといわれます。では本来、地域とは一体何なののでしょうか。

日本は明治以降、中央集権国家をつくる過程で、全国に小学校を設置し、学区を画定して、それを行政の基本単位としました。それが、戦前の町内会でした。そこに、相互扶助の隣組などさまざまな地縁組織を重ね、さらに自然村にあった神社を統廃合して氏子区として重ね、今日の地域の基礎がつけられました。

敗戦後、連合国の占領下にあつて、GHQは隣組や町内会を権力的な動員組織とみなして解散命令を出しましたが、その一方で、公民館の設置を奨励し、住民が自らの生活の基盤の上に、地域経営を進める拠点として活用することを促しました。

町内会は、占領の終了にともなつて、自治会として復活しましたが、それは地縁の団体として、「家」を基本とした組織でもあったといつてよいでしょう。そして、それが地域だと意識されてきたのではないのでしょうか。

◆底が抜け始めた社会

ところが、経済発展にともなう生活様式の変容や雇用のあり方の変化、さらに価値観の転換によって、まず「家」が親子を基本とした核家族へと変化し、いわゆる地域との関係が希薄になり、地域の基盤が動揺しました。さらに役員のなり手がいなくなつて、自治会は持続可能性を失い、その上、人々の負担感が増し、誇りを失うことで、自治機能を停止させてしまう事態になっています。

会社も雇用慣行の切り替えによって、家庭維持の機能を削ぎ落とし、人々を孤立させるように変容し、人々は社会的な帰属を失い、会社を基盤とした社会が壊れてきています。

この事態は、いわゆる過疎地と呼ばれる地方において、より深刻化しているのではないのでしょうか。その結果、行政への依存が強まり、行政負担が増え、各地の自治体が喘ぎ始めているのが実情です。

◆社会教育ではない社会教育

反面で、このような事態に直面して、社会教育ではない社会教育が社会教育の実態をつくり始めています。たとえば総務省の地域運営組織、厚生労働省の地域共生社会づくり、国土交通省の地域防災システム、まち・ひと・しごと創生会議の小さ

な拠点づくり、そして経済産業省の未来の教室などでは、いわゆる地域コミュニティが焦点化され、住民による社会教育の実践が注目を集め、公民館の活用が重視されています。

たとえば厚生労働省は、増え続ける認知症高齢者の存在を前提にして、地域包括ケアから地域共生社会づくりへと政策を展開させ、その基本的な枠組みを地域コミュニティへの「福祉からのアプローチ」と「まちづくりからのアプローチ」とし、この両者を媒介するものとして「出会いと、学びのプラットフォーム」を形成するとしています。この施策は、「出会いと学び」を住民の中に組織し、住民自らが地域社会をつくり、担うことで、共生社会を福祉とまちづくりの双方から構成しようとするものです。

◆自治の基盤としての公民館と社会教育

社会教育の中心的施設である公民館の歴史をひもとけば、公民館は本来、町村の住民生活のあらゆる側面に対応する中央官庁、つまり当時の官制で内務省（今日の総務省に相当、以下同じ）、大蔵省（財務省）、商工省（経産省）、農林省（農水省）、厚生省（厚労省）の了解のもとで、文部省（当時）が主導する、住民生活のさまざまな側面に対応した行政領域が地域社会で総合化された、中核的な機関として構想されていました。

戦後の社会教育とは本来、一般行政の基盤をつくるものとして構想され、住民自治を生み出しつつ、それに支えられるべきもの、つまりそれ自体が住民によって担われる実践でした。それは、一般行政に優越し、かつ一般行政に浸透していなければならない、住民自身によって担われる自治体の基盤でもあり、その中心施設が公民館だったのです。

◆住民が使いこなすコミュニティセンターへ

いま求められるのは、お互いに顔の見える関係を基本にして、「ちいさな社会」をたくさんつくり、経営することで、自治体の持続可能性を高めることなのではないでしょうか。そのとき、人々を結びつけるものは、それぞれの人々が役割を果たし、希望を実現することの楽しさを我が事とすること、つまり社会の主役となることです。この「ちいさな社会」こそが地域なのです。

その基盤となるのは、住民相互の「学び」です。「学び」とは、人々が互いに認めあい、関係をつくることを通して、社会をつくり、担い、経営する、そうすることで改めて自分が他者とともに生きていることを実感し、うれしさを感じる、こういう一連のプロセスをいいます。それは、「自治」ということです。

是非皆さんには、浜田市の新しいまちづくりセンターを皆さん自身による「小さな社会」の拠点として使いこなし、自治を鍛え、社会の信頼感を高めて、先人たちがつくりあげた素晴らしい社会を次の世代に受け渡していただきたいと思います。

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例(以下「まちづくり推進条例」という。)の制定に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) まちづくりのための協働の在り方に関する事項
- (2) まちづくり推進条例の素案の作成に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 地域協議会の代表
- (5) 地区まちづくり推進委員会の代表
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、まちづくり推進条例の制定に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、協働のまちづくりを推進するための地域拠点について調査審議するため、部会を置く。

2 部会は、部会委員12人以内で組織する。

3 部会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 委員

(2) 公民館の代表

4 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)